

(案)

補助金等の評価結果報告書

平成31年1月〇〇日

印西市補助金等評価委員会

目次

はじめに	1
1 補助金等評価委員会 開催経過	2
2 総括	3
3 各補助金の評価結果	8

はじめに

印西市では、平成28年度から平成32年度までの5年間を実施期間とした、第5次印西市行政改革大綱に基づき行政改革に努めているところである。第5次行政改革大綱においては改革事項の4つの柱の1つに持続可能な財政運営の推進を掲げ、その中で、歳出経費の抑制及び計画的な財政運営の推進を行うこととしている。

また、第5次印西市行政改革大綱を受けて策定された、第5次印西市行政改革実施計画の改革項目「歳出経費の抑制」において「補助金等の整理合理化」が実施項目とされている。

印西市における補助金等の評価については、平成25年度に行われているが、それから現在までに、印西市を取り巻く環境も変化し、また、補助金等に関する事務については、市民から、その適正性及び透明性が求められていることなどから、地方自治法に規定されている補助金等の「公益性」はもとより、「行政関与の妥当性」、「必要性」、「将来性」などの観点から、38の補助金等について評価を行った。

印西市補助金等評価委員会

委員長	藤澤 進
副委員長	池田 明
委員	岩井 和子
委員	青木 楠雄
委員	佐々木 護

1 補助金等評価委員会 開催経過

開催日	議事内容
平成30年 7月24日	第1回補助金等評価委員会 (1) 委員長の互選 (2) 副委員長の互選 (3) 会議の運営方法について
8月17日	第2回補助金等評価委員会 (1) ヒアリング日程等について (2) 補助金等に対するヒアリング評価 【4項目】
9月14日	第3回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対するヒアリング評価 【5項目】
9月27日	第4回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対するヒアリング評価 【4項目】
10月9日	第5回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対するヒアリング評価 【5項目】
10月19日	第6回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対するヒアリング評価 【6項目】
10月29日	第7回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対するヒアリング評価 【5項目】
11月6日	第8回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対するヒアリング評価 【5項目】
11月16日	第9回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対するヒアリング評価 【4項目】
12月21日	第10回補助金等評価委員会 (1) 補助金等に対する意見のとりまとめ

2 総括

今回の委員会においては、各補助金について担当課とのヒアリング及び関係書類からの評価を行い、各補助金が公益性・必要性・将来性から見た場合、市民に必要とされている補助となっているのか見ていくこととし、以下のよう
に補助金等を分類した。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 公益性、必要性、将来性が高いと評価された補助金等 | 8件 |
| (2) 公益性、将来性は高いが、必要性は低い評価された補助金等 | 4件 |
| (3) 公益性は低い、将来性、必要性は高いと評価された補助金等 | 7件 |
| (4) 公益性、必要性は低い、将来性は高いと評価された補助金等 | 2件 |
| (5) 公益性、必要性、将来性が低いと評価された補助金等 | 17件 |

当委員会としては、今一度補助金等の公益性・必要性・その補助金が効果的
で今後も継続すべきものなのか十分に検証していただきたい。評価を行っ
ていく中で、時代背景に合っていないもの、類似するような補助金を各担当
課別に少額で交付しているもの、団体補助金で下部組織に活動費を支出して
おり、その効果が見えないものなど、限りある市の財源の中で、真に市民が
求める補助金となっているのかを改めて考える必要があるのではないかと
思う。

今後の少子高齢化の進展により、財政状況が厳しくなることが予測されて
いる中で、持続した様々な補助が行えるよう、また効果的なものとなるよう、
努力していただきたい。当委員会の意見が、その一助となるよう切に願う。

次に、各補助金等の評価を行った中で、共通した意見は下記のとおりで
ある。

記

1 公益の意識

補助金の支出については、地方自治法第232条の2で、「公益上必要がある
場合」と規定されている。公益とは社会全体の利益であり、一部個人・団
体の利益に偏ることがないように、今後とも客観性に配慮すべきである。

2 更新時の手続

補助金は、創設されたときの交付目的が社会経済情勢の変化や国の政策の
変更等により意味が薄れたり変わったりすることがあるため、果敢に見直し
措置を講ずること。このため、今後も補助金にサンセット(終期)を設けるべ
きであり、更新する場合には当該補助金創設の原点に戻って、補助の目的・
必要性・実施状況・これまでの効果を精査すること。

3 補助対象の明確化

団体への補助は、当該団体の存続を助けるためのものではなく、目的とす
る事業の遂行を進めるためであることから、団体補助ではなく、事業の遂行
に着目した補助に切り替えるべきである。このため補助金交付団体のどの部
分が補助対象であり、どの程度の金額が充てられたのか、決算書の上でも明
確にさせるべきである。特に、補助団体が補助金交付を受けるだけで、ほと

んどを下部団体に配分する形式は、団体補助なのか事業補助なのか分かりにくくなっている。明確化を図るため、実質的な補助金授受団体等の活動実態把握に努めること。

4 補助率の見直し

補助率については、高率のものや低率のものがあるが、率の違いに対する市全体としての統一した考え方が伺えない。補助の重要性、緊急性など一定の指標に基づき、率を決定すべきである。他方で、極めて高率補助でありながら限度額が設けられていて補助金が実質定額化している。こうしたこともあり、補助率の設定が安易になっているように思われる。予算の制約があるため限度額を設けざるを得ないにしても、申請件数や申請額の見込み等を現実に近いものにした上で、率を設定すべきである。

5 補助金の効果の測定及び透明性の確保

補助金交付の効果測定については、事前に目標とする指標を数値で設定し、事業実施の結果どのような効果があったのか、数値で検証できるようにする必要がある。仮にも、長年の事業継続をもって実績とし・定着していると称することがないようにすべきであり、指標により効果が上がっていないものについては、速やかに改廃を行うべきである。

また、補助金の評価は、事業担当課だけでなく、その結果を総務課等で、場合によっては第三者を入れて再評価すべきである。さらに、団体の決算及び評価の結果については、プライバシーに配慮しながら、ホームページ等で市民に公開するように努めるべきである。

6 統廃合

補助金でも件数の少ないもの、交付金額の少ないもののいわゆる零細補助金については、速やかに見直すべきである。また、子供の見守り・指導をめぐる補助金については、類似目的のものが目立っており、統合やメニュー化を図るべきである。

7 自助努力

補助金交付団体等の中には、会員数が多く、自団体の会費だけでも十分に事業の運営ができると思われる団体等が見受けられる。当該団体等については、補助金を交付する前に、適正な会費負担を求めるべきである。また事業によっては、安易に補助金に頼り、自主財源の確保努力が伺えない事業もあることから、補助金の終了後も事業が継続できよう担当課としても当該団体を十分指導すべきである。

8 補助対象団体の自立

補助金を受けている団体の実質的な事務局の役割を、市が果たしているケースが見受けられる。補助金の使途を外部役員が決定しているという形を取っているにしても、これは補助金の決定・交付を担当する部署と補助を受ける団体との関係の公正性が疑われることになるため、補助金を受ける団体の自立を指導すべきである。同様の観点から、補助金を受ける団体の役員に市の関係者は就かないよう引き続き徹底すべきである。

また、事業の重要性及び今後一層の事業拡充を進める必要性から、印西市社会福祉協議会、印西市国際交流協会、印西市体育協会など、より一層の独立性確保、財政の強化などが図られるよう、指導すべきである。

9 補助金の交付時期

本来、補助金等の交付は、事業終了後に行うべきであるが、団体補助金については、補助団体の資金繰りなどから概算払い（前渡し）がされているものもある。概算払い（前渡し）した場合、精算が行われ、結果として補助額に変わりがないにしても、一括で補助額の全額を交付するのではなく、事業計画に基づき計画的に補助金を交付し精算するべきである。

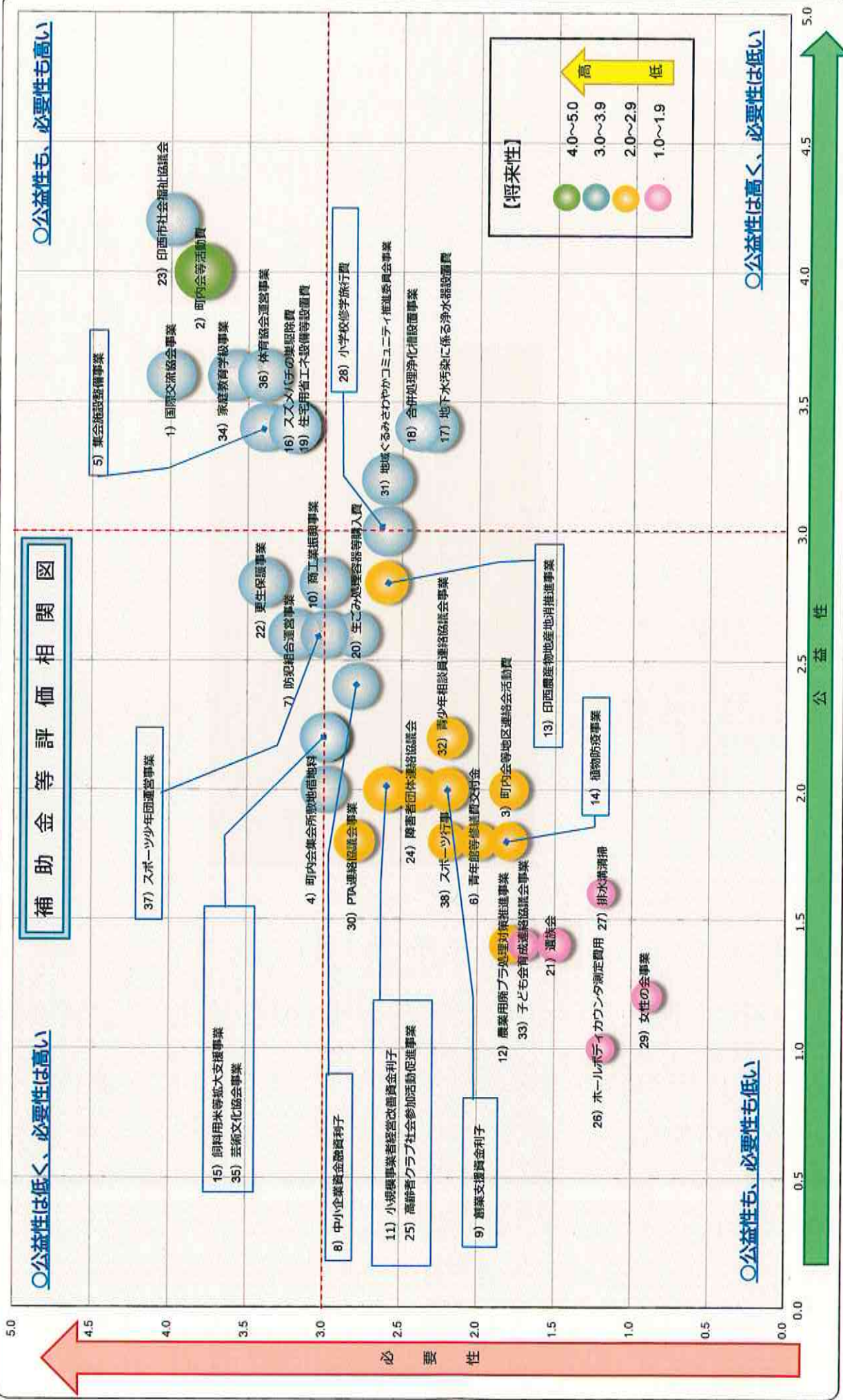
10 補助金評価の実施

本委員会による市補助金の評価は、これまでも5年毎に行われてきたが、今後は、必要に応じて委員会を設置すべきである。

○公益性は低く、必要性は高い

補助金等評価相関図

○公益性も、必要性も高い



○公益性も、必要性も低い

○公益性は高く、必要性は低い

補助金等評価点数一覧

No	補助金等の名称	公益性	必要性	将来性
1	国際交流協会事業補助金	3.6	4.0	3.4
2	町内会等活動費補助金	4.0	3.8	4.4
3	町内会等地区連絡会活動費補助金	2.0	1.8	2.2
4	町内会集会所敷地借地料補助金	2.0	3.0	3.0
5	集会施設整備事業補助金（新築事業・修繕事業）	3.4	3.4	3.2
6	青年館等修繕費交付金	1.8	2.0	2.0
7	防犯組合運営事業補助金	2.6	3.2	3.6
8	中小企業資金融資利子補給金	2.4	2.8	3.0
9	創業支援資金利子補給金	2.0	2.2	2.6
10	商工業振興事業補助金	2.8	3.0	3.6
11	小規模事業者経営改善資金利子補給金	2.0	2.6	2.8
12	農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金（市上乗せ）	1.4	1.8	2.0
13	印西農産物地産地消推進事業補助金	2.8	2.6	2.6
14	植物防疫事業補助金	1.8	1.8	2.0
15	飼料用米等拡大支援事業補助金	2.2	3.0	3.4
16	スズメバチの巣駆除費補助金	3.4	3.2	3.6
17	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	3.4	2.3	3.4
18	合併処理浄化槽設置事業補助金（市上乗せ）	3.4	2.4	3.0
19	住宅用省エネルギー設備等設置費補助金（市上乗せ）	3.4	3.2	3.8
20	生ごみ処理容器等購入費補助金	2.6	2.8	3.0
21	遺族会補助金	1.4	1.5	1.6
22	更生保護事業支援補助金	2.8	3.4	3.4
23	社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金	4.2	4.0	3.8
24	障害者団体連絡協議会等補助金	2.0	2.4	2.6
25	高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金（市上乗せ）	2.0	2.6	2.4
26	ホールボディカウンタ測定費用助成金	1.0	1.2	1.2
27	排水溝清掃補助金	1.6	1.2	1.2
28	小学校修学旅行費補助金	3.0	2.6	3.4
29	女性の会事業補助金	1.2	0.9	1.4
30	P T A 連絡協議会事業補助金	1.8	2.8	2.4
31	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会事業補助金	3.2	2.6	3.6
32	青少年相談員連絡協議会事業補助金（市上乗せ）	2.2	2.2	2.4
33	子ども会育成連絡協議会事業補助金	1.4	1.7	1.4
34	家庭教育学級事業補助金	3.6	3.6	3.6
35	芸術文化協会事業補助金	2.2	3.0	3.2
36	体育協会運営事業補助金	3.6	3.4	3.8
37	スポーツ少年団運営事業補助金	2.6	3.0	3.2
38	スポーツ行事補助金	1.8	2.2	2.0

3 各補助金の評価結果

担当部	NO	担当課	補助金等の名称	ページ
企画 財政部	1	企画政策課	国際交流協会事業補助金	10
市民 部	2	市民活動推進課	町内会等活動費補助金	13
	3	市民活動推進課	町内会等地区連絡会活動費補助金	16
	4	市民活動推進課	町内会集会所敷地借地料補助金	20
	5	市民活動推進課	集会施設整備事業補助金（新築事業・修繕事業）	23
	6	市民活動推進課	青年館等修繕費交付金	27
	7	市民活動推進課	防犯組合運営事業補助金	30
環境 経済 部	8	経済政策課	中小企業資金融資利子補給金	33
	9	経済政策課	創業支援資金利子補給金	36
	10	経済政策課	商工業振興事業補助金	39
	11	経済政策課	小規模事業者経営改善資金利子補給金	42
	12	農政課	農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金（市上乗せ）	45
	13	農政課	印西農産物地産地消推進事業補助金	48
	14	農政課	植物防疫事業補助金	51
	15	農政課	飼料用米等拡大支援事業補助金	54
	16	環境保全課	スズメバチの巣駆除費補助金	57
	17	環境保全課	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	60
	18	環境保全課	合併処理浄化槽設置事業補助金（市上乗せ）	63
	19	環境保全課	住宅用省エネルギー設備等設置費補助金（市上乗せ）	68
	20	クリーン推進課	生ごみ処理容器等購入費補助金	71

健康福祉部	21	社会福祉課	遺族会補助金	74
	22	社会福祉課	更生保護事業支援補助金	77
	23	社会福祉課	社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金	81
	24	障がい福祉課	障害者団体連絡協議会等補助金	84
	25	高齢者福祉課	高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金（市上乗せ）	93
	26	健康増進課	ホールボディカウンタ測定費用助成金	97
都市建設部	27	土木管理課	排水溝清掃補助金	100
教育部	28	学務課	小学校修学旅行費補助金	103
	29	生涯学習課	女性の会事業補助金	125
	30	生涯学習課	P T A 連絡協議会事業補助金	128
	31	生涯学習課	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会事業補助金	132
	32	生涯学習課	青少年相談員連絡協議会事業補助金（市上乗せ）	135
	33	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会事業補助金	138
	34	生涯学習課	家庭教育学級事業補助金	141
	35	生涯学習課	芸術文化協会事業補助金	145
	36	スポーツ振興課	体育協会運営事業補助金	148
	37	スポーツ振興課	スポーツ少年団運営事業補助金	151
	38	スポーツ振興課	スポーツ行事補助金	154

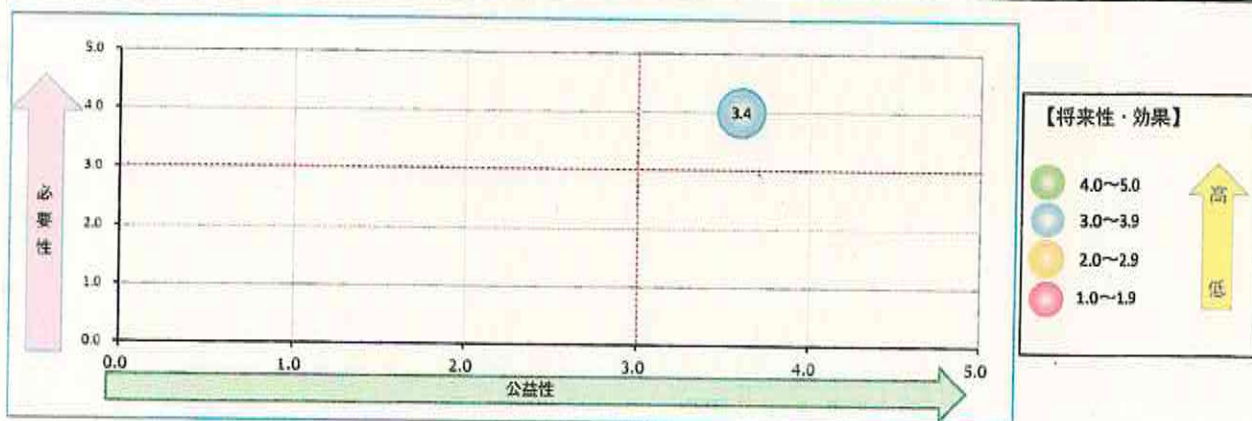
補助金等調書

(2-1)

番号	1	担当課名	企画政策課	補助開始年度	平成13年度		
補助金等の名称	印西市国際交流協会事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市国際交流協会事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> 有) (平成30年度失効予定)						
要綱に規定する交付対象者	印西市国際交流協会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市国際交流協会		平成13年4月14日	個人168人 法人2団体			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 外国人市民への支援として、日本語教室の開催や生活相談の実施のほか、日本人との相互理解を促進するため、各種交流イベントや談話サロン「フレンドシップカフェ」などを定期的に開催するとともに、英語・中国語・韓国語の教室なども行い、市の施策である国際交流・多文化共生社会の推進に貢献している。補助金の交付は平成30年度で18年目。						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		500,000	500,000	500,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		500,000	500,000	500,000
		会費		317,200	337,050	330,000	
		事業収入		3,921,909	3,997,881	3,410,000	
		その他		1,564,083	990,527	105,467	
		合計		6,303,192	5,825,458	4,345,467	
	歳出	人件費					
		事務費		489,460	1,336,939	443,200	
		事業費		3,740,015	4,439,052	3,844,000	
		その他		1,136,200		58,267	
		合計		5,365,675	5,775,991	4,345,467	
翌年度繰越金		937,517	49,467				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乘せ 補助対象事業に対し、50万円を限度として補助対象経費の4分の3以内の額を補助する。補助対象事業及び補助対象経費については、別添「印西市国際交流協会事業補助金交付要綱」のとおり。						

	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>市の最上位計画である総合計画(第2次基本計画)の施策「開かれたまちをめざした国際交流・協力の充実」及び「グローバル化に対応した多文化共生社会づくりの推進」を図るため、市民主体の印西市国際交流協会の活動は、市の施策の重要な一翼を担うものであり、国際交流や多文化共生の実現に寄与する事業については、その財源の不足する部分に一定の補助金を交付する必要がある。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>補助金交付要綱上、補助対象経費の4分の3以内、上限50万円とする。補助金充当額については、事業ごとに4分の3以内で割り当てている。 在住外国人支援事業…補助対象経費978,750円のうち補助金充当額250,000円 国際交流事業…補助対象経費417,000円のうち補助金充当額215,000円 広報事業…補助対象経費60,000円のうち補助金充当額35,000円</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <p>補助金支出額50万円。 在住外国人支援事業…補助対象経費1,426,506円のうち補助金充当額300,300円 国際交流事業…補助対象経費544,804円のうち補助金充当額156,198円 国際理解事業…補助対象経費344,989円のうち補助金充当額16,889円 広報事業…補助対象経費62,150円のうち補助金充当額26,613円</p>
補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>多文化共生社会を推進するため、外国人市民への日本語教室や相談業務を実施することで、安心して日常生活を送れるよう支援体制を継続することができた。また、日本人の国際理解を推進するための語学講座や、外国人との各種交流事業を実施することで、相互理解を促進することができた。</p>
	<p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>3年周期で補助金交付要綱の見直しを行っているが、現状は市の施策を推進する上で必要な補助対象事業に財源が不足するため、交付を継続している。</p>
	<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>平成20年4月1日施行の交付要綱において、それまで補助率及び補助金上限額の定めがなかったものを設定した。団体の予算規模は増加傾向であり、今後の自主財源の充実により補助金の必要性を見極めていく。</p>
	<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>国際交流に寄与するもの</p> <p>外国人支援事業の日本語教室や、各種国際交流事業、日本人向けの語学講座などは市広報紙等でも周知を図り、広く市民にいきわたるものであり、当該補助金については、公共性・公益性のある事業のみを補助対象事業としている。</p>
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	<p>団体の事業規模の拡大とともに、自己財源も増加傾向であるため、毎年度の財務状況を勘案しながら、適切に見直しを図る必要があるが、現状としては継続と判断する。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
1	国際交流協会事業補助金	企画政策課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本人の海外への渡航、海外からの旅行者、居住者が増加する中で、諸外国の文化を市民に伝えたり、外国人に地元の生活情報などを発信し、理解を推し進めることは公益にかなう。 ● 年々増加する外国人市民や住民の国際交流事業への支援という点で公共性も高く今後の効果も期待できる。 ● グローバル社会に向けた対応が早急に必要とされている。様々な国籍の人々が居住する現在、相互理解には交流が必要である。交流は人と人が交わることから始まる。理解や支援はその後に生まれてくる。国際交流協会は大事な交流接点を受け持ち支援へと繋げている。多文化共生社会の実現には協会の協力が欠かせない。 ● 本協会がこれまで果たしてきた交流事業についての役割は評価できる。また今後果たすべき役割にも期待したい。 ● 印西市においては特段の外国人受け入れ目標を立てているわけではなく、それを推進することもないのであれば、積極的に補助金制度を推進する公益性は認めにくい。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多岐にわたる国々からの外国人は、衣食住のすべてに生活習慣が異なる上に、必ずしも言語が通じるわけではなく、間を取り持つ国際交流協会の役割は必要不可欠からざるものである。 ● 外国人市民への支援、また国際交流や多文化共生の実現に寄与する意味から必要性が高く重要度もある。 ● グローバル化が進み市内に外国人が多くなってきた。外国人には安心して日常生活が送れるよう支援体制を充実させ日本語教室や相談業務を実施し、日本人には語学講座や交流事業を実施し相互理解を促進する。国際相互理解とグローバル化に対応した多文化共生社会の実現が印西市において必要である。 ● 今後進展する国際化に対応するための中心的な役割は一層拡大していくものと思われる。 ● 行政と市内在住外国人との間の橋渡し役として交流協会のような存在は必要である。また交流協会を通じて印西市民の、外国語や海外文化の習得など、国際交流、多文化共生社会に接することができ、それを推進することをより明確にすれば補助金としての必要性が出てくる。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の政策変更の動きもあり、急速な外国人労働者などの増加が想定される。行政としてもこうした人たちとの関わりが一層増加することが避けられない。例えば、就業や日常生活の相談はもとより、各種会議の通訳、小中学校の語学講師のサポート、日本語教育の実施など、ますます行政への国際交流協会のサポートが求められる。このため、国際交流協会を単なる任意団体でなく、印西市役所との関係を密接にし、いわば外郭団体のような位置づけが必要になる。同協会をボランティア組織ではなく、事務局の職員の確保などの組織強化を図る必要がある。従って、補助金だけでなく、事業によっては委託費対応などを行うべきである。 ● 国際交流事業は今後更に増大した必要性も増すものと推測され、行政の更なる支援や補助金の拡大も検討すべきである。 ● 国際交流には海外での交流と市内に居住する外国人との交流がある。現状は市内の外国人が日常生活を送れよう支援体制の充実が力点が置かれている。アジア人が多く今後も日本の労働力不足に伴い、更に増加が見込まれる。逆に海外との交流は中学生の豪州研修のみで心細い。更に小学生や・青年・市民・文化団体等の交流も望ましい。動きが速いグローバル時代に向かって本格的な事業展開するには企業の協力も不可欠であり法人化が必要である。市の将来の姿を見据え層の厚い人材の育成には市民を巻き込み市と交流協会の更なる連携が必要となる。補助金は拡大して国際化に備えるべきである。 ● 今後の印西市は青少年の海外派遣、海外都市との交流事業に伴うホームステイなどを拡大すべきであり、その受け皿として本協会への補助を検討すべきである。また、外国人向けの観光事業等も検討すべきである。 ● 印西市の、外国人受け入れ、外国人などとの異文化共生など多様性のある政策をもっと明確に打ち出す必要がある。現状の国際交流協会の存在は中途半端である。
---	---

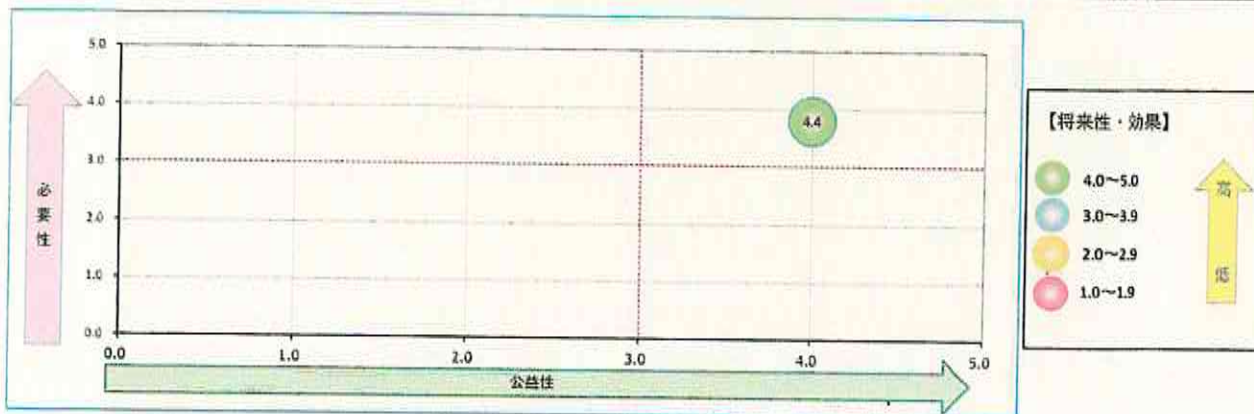
補助金等調書

(2-1)

番号	2	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	平成26年度			
補助金等の名称	印西市町内会等活動費補助金							
交付要綱等の名称	印西市町内会等活動費補助金交付要綱							
	終了年限の有無 (有 (平成31年度))							
要綱に規定する交付対象者	町内会等、特定の管理組合及びその他の団体							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数				
	(別紙) 平成29年度町内会等活動費補助金実績一覧							
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)							
	有の場合は、類似団体数 (10団体)							
市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 行政の円滑化、地域社会における住民福祉の向上								
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金		14,971,653	15,285,200	16,100,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金					
			その他					
			一般財源		14,971,653	15,285,200	16,100,000	
	会費							
	事業収入							
	その他							
	合計		14,971,653	15,285,200	16,100,000			
	歳出	人件費						
		事務費						
		事業費		14,971,653	15,285,200	16,100,000		
		その他						
		合計		14,971,653	15,285,200	16,100,000		
	翌年度繰越金							
	補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
			4/1現在の会費納入世帯数×(700円又は年会費のいずれか低い額) 又は、団体が支出した補助対象経費のいずれか低い額を交付。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか、その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか、当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	第7次実施計画6-1市民が主体のまちづくりを推進する[住民自治] コミュニティ活動の推進事業 地縁に基づき、共通の利益の実現及び福祉の向上を主たる目的として自主的に活動する町内会等は、行政と住民との架け橋となり、地縁に基づく共助活動の根幹を担っている。その町内会等の活動を費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進し、もって行政の円滑化、効率化が図られるため補助金を交付している。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	16,100千円 既存団体 700円×21,900世帯 新設団体 700円× 1,100世帯
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	167団体 15,285,200円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	町内会等の活動を費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進し、もって行政の円滑化、効率化が図られる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
○見直し内容 ・対象世帯数の確認方法の追加(名簿の添付に替えて、前年度決算書に明記されている会費納入世帯数でも可) ・対象世帯数に法人も含める。 ○今後のあり方 地域コミュニティの中核を担っている町内会等は、行政と住民との架け橋となり、地縁に基づく共助活動を行う代表的存在で、円滑な行政活動を行ううえで必要不可欠な存在となっている。そのような町内会等の活動がより盛んになるための費用補助を継続して行う。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
住民自治の向上につながるもの	
補助対象となっている町内会等に参加している世帯数は、市全体の6割を上回っており、広く市民にいきわたるものであり、不特定多数のものの利益の増進に付与している。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	地域コミュニティの中核を担っている町内会等の活動は、市からの情報伝達的側面や、災害時の共助的側面からも、市にとって有益なものであるため、今後も補助を継続していくことが望ましいため。

番号	補助金等の名称	担当課名
2	町内会等活動費補助金	市民活動推進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について ＜効果の範囲及び効果の期待について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会等活動費補助金は、町内会費と併せ住民自治の貴重な財源となるもので、市内全域の町内会等を対象としており、公益性が認められる。 ● 地域住民の共通の利益のための活動費補助であり公益性が高い。 ● 地縁を中心に地域共同体を発展させ地域毎の自治を作り上げてきた。近年、家族の在り方が変わってきており、単身者や高齢者世帯等も増加している。地域に住む住民同士が助け合い、知恵を出し合って地域コミュニティを活性化させ、住民自治へと進化し続ける町内会に変貌させて行くことは行政の効率化へと繋がっていく。 ● 住民自治の向上に町内会等が果たしていることは否定できないが、地域によりかなり活動が異なり一律に考えることは出来ない。また、町内会に加入していない世帯もかなり多く、公平性の面からも見直しが必要である。 ● 住民自治の活動単位としての町内会は、地方自治の中核として活動効果は広範囲に及ぶものであり、また、最も住民に近い活動であることから効果も直接的である。そうした活動への補助金の効果は大きいと思われる。
---------------------------------------	---

<p>必要性について ＜必要性及び目的の重要度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会等は、地域住民福祉の向上、コミュニティの向上を図るもので、必要性は言を俟たない。特に昨今は、災害等の際の共助の観点から日頃の活動による住民の交流など再認識されている。 ● 地域住民のコミュニティー活動の推進、また災害時等の共助活動の拡大充実のためにも必要性が高い。 ● 町内会を目的意識を持った組織とする。今日共助の確立が喫緊の課題である。時代の要請に沿う町内会づくりが必要とされる時である。 ● 町内会の役割は従来とかなり変化してきており、コミュニティを維持する機能も減少してきている傾向にあるのではないか。地域の住民福祉の向上のためには町内会を補助するやり方には限界が生じてきていることも考えられる。 ● 地方自治はより住民ニーズに近いところで行われることが望ましく（近接性）、その活動単位である住民自治活動の必要性、果たすべき役割は大きい。他とのバランスを考えたらうで、補助金の規模をさらに大きくしても良いかもしれない。
--------------------------------------	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方 ＜将来性及び目的達成度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会の役割は、多くの市民に認識されているが、他方で町内会活動を煩わしく感じている市民も少なくない。その意味では、必要性について今後も丁寧に説明していくべきである。また、町内会活動は各町内会に任されているとは言え、何をしたらよいのイメージできるように具体的に示すべきである。さらに、町内会への資金拠出としては、行政協力交付金と二本立てになっているが、いずれも町内会の活動費として弾力的使えるよう一本化すべきである。 ● 補助事業を継続することにより効果は期待できるが、町内会等への加入世帯の増強やその活動について行政と共に更なる研究をすべきである。 ● 行政からの情報伝達の役目を履行するだけでなく、近年多発する地震や災害に対し高齢者や災害弱者対策には地域の連携が不可欠となる。共助の組織づくりは緊急に作り上げなければならない。近隣市より少し高めの一世帯当たりの額700円を共助づくりにもっと有効に使い着手すべきである。当分現状維持の補助金であっても実施しなければ相対的に減額とする。また、3割以上1万世帯を超える未加入世帯をどう加入に導くか課題が多い。市全体の共助組織が苗掛けの状態とならないようにすべきである。 ● 極めて零細な町内会に対して補助を行うのは効率上問題がある。反面、小規模な団体でも住民自治に対する役割が少なくないと考えれば世帯数に比例するだけでなく、最低保障額的な交付をすることも検討するべきであるともいえる。また補助金を出すことにより町内会が行政に過度に依存するという弊害も否定できないので、補助金の存否、算定方式など総合的な見地から見直しを行うべきと考える。 ● 町内会活動、およびそれに対する補助事業活動は今後も行うべきである。そのことが、市行政の役割のひとつとして目的達成にも直結する。ただし、町内会の活動は会長や役員の実質、人間性などに依るところも大きい。町内会毎に活動に濃淡があるようであれば、行政サービスに不平等が生じる恐れになることからそれを是正していかなければならない。
--	--

補助金等調書

(2-1)

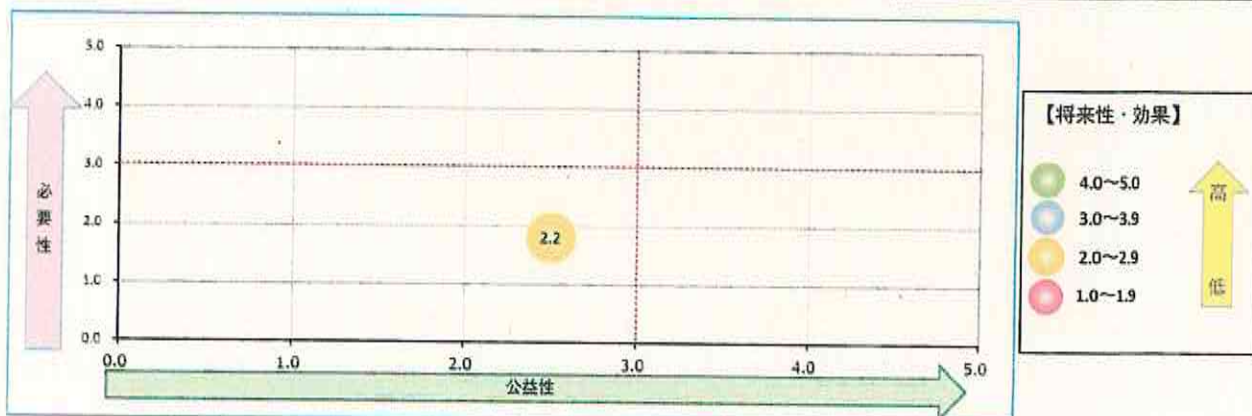
番号	3	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	平成26年度		
補助金等の名称	印西市町内会等地区連絡会活動費補助金						
交付要綱等の名称	印西市町内会等地区連絡会活動費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (有 (平成31年度))						
要綱に規定する交付対象者	町内会、自治会及び町会等の連合体である印西市町内会自治会連合会内に設置された地区別の連絡会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)	設立年月日	構成人数				
	(別紙) 町内会等地区連絡会 活動費補助金 交付一覧						
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有)・無) 有の場合は、類似団体数 (7団体)						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 行政の円滑化、地域社会における住民福祉の向上						
助成団体等の状況	区分	平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金	185,100	227,600	595,000		
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源	185,100	227,600	595,000	
		会費					
		事業収入					
		その他					
		合計	185,100	227,600	595,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費	185,100	227,600	595,000		
		その他					
		合計	185,100	227,600	595,000		
	翌年度繰越金						
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ						
	構成する団体数×5,000円 又は、地区連絡会が支出した補助対象経費のいずれか低い額を交付。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	第7次実施計画6-1市民が主体のまちづくりを推進する[住民自治] コミュニティ活動の推進事業 地縁に基づき、共通の利益の実現及び福祉の向上を主たる目的として自主的に活動する町内会等の連合体である連絡会の活動を、費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進するとともに、町内会等同士の連携が図られることにより、行政の円滑化、効率化が図られるため補助金を交付している。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	885千円 既存団体 5,000円×172団体 新設団体 5,000円× 5団体
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	3団体 227,600円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	町内会等の連合体である連絡会の活動を、費用面で補助することにより、町内会等が地域の住民自治を促進するとともに、町内会等同士の連携が図られることにより、行政の円滑化、効率化が図られる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
効果的で活用しやすい補助金となるよう、3年ごとに制度の見直しを行っている。 補助対象団体である連絡会は、町内会等の集合体であり、連絡会の活動を補助することにより、連絡会の活発な活動を促進することとなり、それが行政運営の円滑化につながるため、補助金の終期は設けていない。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
○見直し内容 ・構成団体数の確認方法の追加(代表者名簿の添付に替えて、連絡会の規約に明記されている団体数でも可) ○今後のあり方 地域コミュニティの中核を担っている町内会等の連合体である連絡会は、行政と住民との架け橋となり、地縁に基づく共助活動を行う代表的存在で、円滑な行政活動を行ううえで必要不可欠な存在となっている。そのような町内会等の活動がより盛んになるための費用補助を継続して行う。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
住民自治の向上につながるもの	
補助対象となっている連絡会を構成している町内会等に加入している世帯数は、市全体の6割を上回っており、広く市民にいきわたるものであり、不特定多数のものの利益の増進に付与している。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	地域コミュニティの中核を担っている町内会等の活動は、市からの情報伝達の側面や、災害時の共助的側面からも、市にとって有益なものであり、また町内会等の連合体である連絡会の活動を促進することにより、町内会等同士の連携を強化し、地域の住民自治が促進されることから、今後も補助を継続していくことが望ましいため。

平成29年度 町内会等地区連絡会活動費補助金 交付一覧

NO	地区	申請団体名	補助対象経費	構成団体数	補助決定額	交付確定額	備考
1	木下				0		
2	小林				0		
3	大森				0		
4	永治				0		
5	船穂				0		
6	中央駅北	中央駅北地区町内会・自治会連絡会	90,000	18	90,000	37,600	
7	中央駅南	中央駅南地区連絡会	116,334	23	115,000	115,000	
8	牧の原駅南	牧の原駅南地区自治会会長会	75,000	15	75,000	75,000	
9	印旛				0		
10	本埜				0		
合計			281,334	56	280,000	227,600	0

番号	補助金等の名称	担当課名
3	町内会等地区連絡会活動費補助金	市民活動推進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会等地区連絡会活動費補助金は、利用団体が一部地域に限定されており、公益性を感じない。 ● 町内会等同士の連携実績が顕著に見られず、地域住民にとって公益性が低い。 ● 町内会等の連合体である連絡会の活動を費用面で補助し、各地区が町内会を充実させ、地区全体のレベルアップを図りたいとする意図は理解できる。しかし、10地区の内3地区が申請されたが機能しているようには見えない。 ● 町内会連絡会が果たしている役割を全く否定することはできないが、一部のニュータウン地区に限定されており、公平性の観点から見直しが必要と考える。 ● 補助金の額そのものは大きくはないが、それによる効果が明確でない。事業及び補助金それぞれに存在が中途半端である。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該町内会が、他町内から情報を収集し、連携することは一定の評価はできるが、そのための費用は必要性を感じる当該町内の会計の中から支出すべきである。他方で、町内会等活動費補助がなされており、その使途の範囲内で利用すべきである。また、現に、助成金を受けている連絡会等については、必要以上に会議を設定しているようにも見受けられる。 ● 平成29年度は10地区のうち3地区しか活動費補助を受けておらず、また申請もしていないことから必要性が高いとは言えない。 ● 町内会も連絡会も、具体的にどのような活動を目指しているのか不明。形だけ先行している様に見える。 ● 町内会に対する補助金制度がある状況では、連絡会に対して補助するのは屋上屋を重ねるようなものと思われるのでその必要性には疑問を持たざるを得ない。 ● 町内会活動との違いが明確でなく、それゆえ補助金の目的もわかりにくい。連絡会を設置していない自治体もあり、事業ニーズがあるかどうかははっきりしない。事業を廃止しても特段の問題が生じないと思われる。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区連絡会のような形式的な団体に対する補助は賛成できない。しかし、他方、ニュータウン等において、新規に設立される町内会等（設立準備会等を含む。）においては、会員の確保がすぐに進まないケースも聞いており、こうした新規団体においては、会員の確保と活動を円滑に立ち上げるため、町内会活動費補助を短期間（例えば3年程度）増額するというのは検討してもよいのではないかと。 ● 補助事業を継続することにより更なる効果が期待できるとは言えず、継続する場合は町内会等への行政からの指導や説明も必要と思われる。 ● 単体町内会の充実がまず先決であり全体的にほぼ固まってきた時点で地区連絡会の連携に向かうのが定石ではないか。防災・避難・救助・生活支援等の訓練活動に参加した町内会に団体手当として支給したほうが連絡会の団体手当より効果的である。町内会活動と連絡会は分けずに1本とすべきである。 ● 公平性や必要性の面から考えれば近い将来において廃止すべきものとする。 ● 事業を継続するに当たり、将来にわたっても、本事業の目的、存在意義および補助金の効果等に多くを期待しにくい。それよりも、単位町内会活動をより活性化させるべきである。
---	--

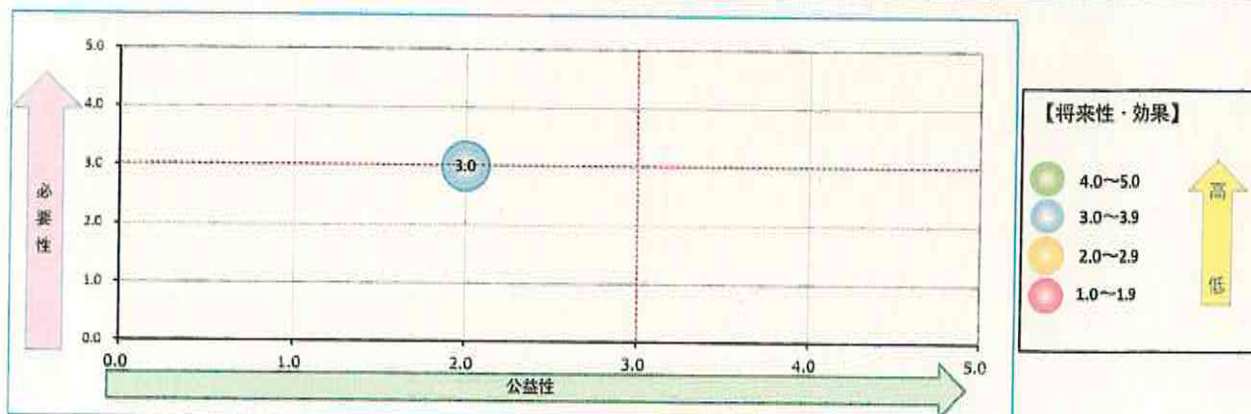
補助金等調書

(2-1)

番号	4	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和57年度		
補助金等の名称	町内会集会所敷地借地料補助金						
交付要綱等の名称	印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	町内会等 (町内会、自治会、町会、区等)						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 行政の円滑化、地域社会における住民福祉の向上						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		762,000	758,000	758,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		762,000	758,000	758,000
	会費						
	事業収入						
	その他		230,099	234,099	234,099		
	合計		992,099	992,099	992,099		
	歳出	人件費					
		事務費		992,099	992,099	992,099	
		事業費					
		その他					
		合計		992,099	992,099	992,099	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
町内会等が管理、運営する集会所の敷地のうち、借地に要する経費について、補助金を交付する。借地の相手方の区分により、土地借地料のうちの一部または全部を対象経費とする。世帯区分により補助率あり。支給限度額は20万円。							

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	地域コミュニティを推進する市の施策を達成するため、地区集会施設の維持に必要となる借地料を補助し、町内会等の負担軽減を図る。(第2次基本計画 施策2 市民が主体の地域コミュニティ活動の推進、主な取り組み コミュニティ施設の活用促進…集会施設の整備・補修を支援) 併せて、市有地等に地区集会施設が建設され、借地料がかからない町内会等との格差是正を図る。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	前年度の交付実績等により積算(以下、予算内訳) 六軒自治会 21,000円 馬場町内会 137,000円 小林台方町内会 200,000円 宗甫町内会 196,000円 平岡町内会 106,000円 七畝割町内会 31,000円 発作下町内会 70,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	実績額 六軒自治会 22,000円 馬場町内会 136,000円 小林台方町内会 200,000円 宗甫町内会 195,000円 平岡町内会 105,000円 七畝割町内会 30,000円 発作下町内会 70,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	地区集会施設の維持に必要となる借地料を補助し、町内会等の負担軽減が図られた。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
集会所用地は、町内会等により、市有地である場合や、私有地を借用している場合など状況が様々である。公平性の観点から、私有地を借用している場合については、引き続き補助する。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
地区集会所については、市で所有しているもの、町内会等で所有しているものがあり、また集会所用地についても、市所有のもの、私有地を借用しているもの、国所有のものを市が借用しているものなど、状況が統一されていない。町内会等の負担軽減や公平性を図るため、今後も補助を継続していく必要がある。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
住民自治の向上につながるもの	
借地料の負担軽減は、不特定多数の地域住民が利用する地域コミュニティの拠点を安定的に維持していく上で、高い公共性、公益性を有する。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	町内会等の負担軽減を図り、地域コミュニティを推進するため。

番号	補助金等の名称	担当課名
4	町内会集会所敷地借地料補助金	市民活動推進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について ＜効果の範囲及び効果の期待について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会の総会の開催や住民交流の起点となる集会所施設は、当該住民の利便の良い場所に確保されるべきである。 ● 集会所を使用する多くの地域住民の負担軽減につながり公益性はある。 ● 地域コミュニティ活動の推進に必要な集会所の用地は国・県等様々である。集会所建設に際し、市有地を探してもその区域になかった町内会にも必要な借地料を負担し、地域の憩いの場を確保できるようにした。 ● 従来からの経過もあると思うが、特定地域だけに対する補助金であり、公平性の観点からは疑問を持たざるを得ない。 ● 効果が一部の町内会に限定されることや、一方で近隣市に同様の制度がないところもある。効果は限定的である。公益性の観点からは補助金という性格にはなじまないと思われる。
<p>必要性について ＜必要性及び目的の重要度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会所施設の設置のためには、私有地等を借り上げざるを得ない地域もあるところであり、私有地等無償借入施設とのバランス上、本助成金の必要性を認めざるを得ない。 ● 一定の必要性はあるが、町内会等によっては集会所の設置時等に自己負担して土地を取得している例もあり公平性の観点から今後の課題と思われる。 ● 地域コミュニティ活動には拠点が必要であり、施設と土地は一体のものであることから、どちらが欠けても拠点とならない。その地での建設を市が了解した理由には集会所の必要性を強く認識していたのではないかと考えられる。買い上げがない限り、永久に賃借料を支払い続けることも周知されていたと考えられる。 ● 町内会の施設の維持経費は、本来その組織で負担すべきものである。 ● 金額的にはそれほど大きくはなく、公平性の観点からはこうした補助金制度はある程度必要とは思われる。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方 ＜将来性及び目的達成度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な土地等の取得を自前ですべきという主張も聞いているが、土地取得の費用は高額であり、あえてそこまでする必要はない。ただ、施設の新規建設の際には、空いている市有地の活用などの相談には乗るべきである。 ● 敷地借地料が将来にわたり継続していく集会所があると思われるので、町内会等による敷地の買い上げ等他の方策も検討すべきと思われる。 ● 町内会に加入しない世帯が1万件以上ある中で、土地借用の補助があるならば集会所建設の規制緩和になると考えられる。敷地の拡幅に民地がかかり賃借料が増加した以外増えてはいない。現状を維持しながら継続すべきである。 ● 敷地が市有地でない町内会に対する補助制度であるが、市有地に集会所を持つ町内会も住宅購入の際に一定の負担をしているので、公平性を欠くこの補助金は廃止に向けて検討すべきと考える。 ● 町内会活動にとって独立した集会所が必要ならば、借地に対する補助は必要と考えるが、やはり市有地を原則として、制度を見直していくべきである。

補助金等調書

(2-1)

番号	5	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和58年度		
補助金等の名称	集会施設整備事業補助金（新築事業）						
交付要綱等の名称	印西市集会施設整備事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有（平成 年度廃止予定）						
要綱に規定する交付対象者	町内会等（町内会、自治会、町会、区など）又は特定の管理組合						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無（有・無） 有の場合は、類似団体数（ ）						
	市の施策に対する貢献内容（当該団体への補助金等交付年数も記載してください。）						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		16,500,000	8,480,000	16,480,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		16,500,000	8,480,000	16,480,000
	会費						
	事業収入						
	その他		4,761,666	5,830,000	3,900,000		
	合計		21,261,666	14,310,000	20,380,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		21,261,666	14,310,000	20,380,000	
		その他					
		合計		21,261,666	14,310,000	20,380,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
<small>地区集会施設を建設する町内会等に対し補助金を交付し、集会所の整備促進を図る。本件工事、電気・給排水及び外構工事について、世帯区分に基づく総床面積の範囲内で対象とする。補助率についても世帯区分による。支給限度額は2,000万。年数制限や補助基準額の設定あり。集会施設の老朽化に伴う解体費用の補助はない。</small>							

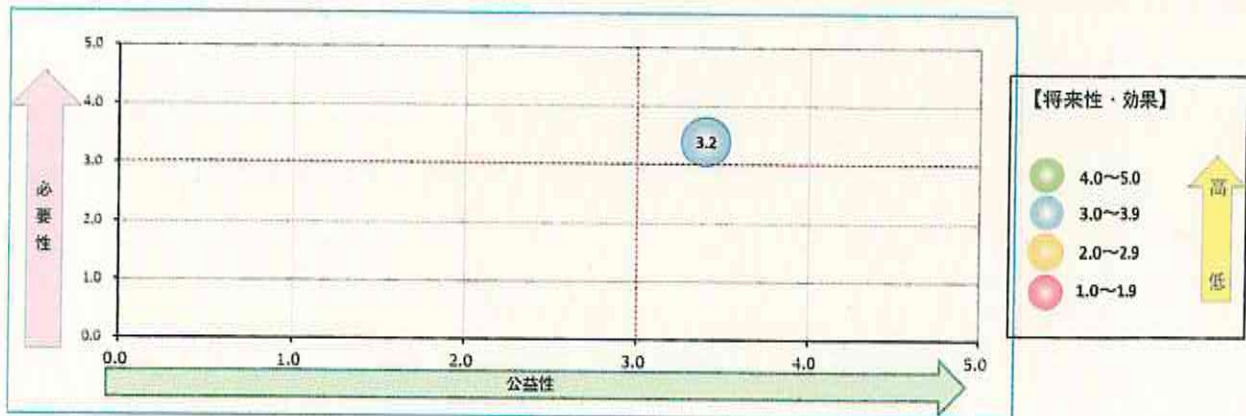
補助金等調書

(2-1)

番号	5	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和58年度	
補助金等の名称	集会施設整備事業補助金（修繕事業）					
交付要綱等の名称	印西市集会施設整備事業補助金交付要綱					
	終了年限の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有（平成 年度廃止予定）					
要綱に規定する交付対象者	町内会等（町内会、自治会、町会、区など）又は特定の管理組合					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無（有・無） 有の場合は、類似団体数（ ）					
	市の施策に対する貢献内容（当該団体への補助金等交付年数も記載してください。）					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		1,570,000	2,530,000	1,220,000
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
		一般財源	1,570,000	2,530,000	1,220,000	
	会費					
	事業収入					
	その他		2,358,485	5,001,296	612,000	
	合計		3,928,485	7,531,296	1,832,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費		3,928,485	7,531,296	1,832,000
		その他				
		合計		3,928,485	7,531,296	1,832,000
翌年度繰越金						
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
地区集会施設を修繕する町内会等に対し補助金を交付し、集会所の整備促進を図る。対象経費は1万円以上で、補助率は2分の1以内、支給限度額は50万。年数制限や補助基準額の設定あり。						

補助制度の目的、効果、公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>地域コミュニティを推進する市の施策を達成するため、コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設を整備する補助金を交付する。(第2次基本計画 施策2 市民が主体の地域コミュニティ活動の推進、主な取り組み コミュニティ施設の活用促進…集会施設の整備・補修を支援)</p> <p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>各町内会等に事前照会を行い、積算(以下、予算内訳) 滝野五丁目・滝野6丁目自治会 本体工事新築、外構 20,000,000円 牧の里西町内会 外壁塗装、トイレ修繕 500,000円 木刈一丁目自治会 外壁及び屋根塗装 500,000円 木刈六丁目自治会 トイレ修繕 97,000円 サードスクエア小倉台自治会 フローリング張替え 500,000円 コロード原山団地自治会 外壁塗装 500,000円 高花六丁目東自治会 外壁及び屋根塗装 440,000円 戸崎区 ガス、水道、外壁、床修繕 500,000円</p> <p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <p>滝野五丁目・滝野6丁目自治会 本体工事新築、外構 8,480,000円 牧の里西町内会 外壁塗装、トイレ修繕 500,000円 木刈一丁目自治会 外壁及び屋根塗装 500,000円 木刈六丁目自治会 トイレ修繕 90,000円 サードスクエア小倉台自治会 フローリング張替え 500,000円 コロード原山団地自治会 外壁塗装 500,000円 高花六丁目東自治会 外壁及び屋根塗装 440,000円</p> <p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備が図られた。</p> <p>⑤ 補助金交付の終期の目的がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対する財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対する終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>町内会等の地域の拠点としての機能を期待される集会所については、町内会等が充実した活動を実施する上で、必要な施設である。集会所を持たない町内会等への支援、また既設集会所の老朽化に伴い修繕が必要な町内会等への支援を継続して行う必要がある。</p> <p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>東日本大震災発生後、災害により必要な場合は、修繕事業の補助率及び限度額を超えて交付できるように改正した。また、マンション管理組合のうち、良好なコミュニティ形成のための業務を実施し、市に設立の届出をした団体については、特定の管理組合として補助対象に加えた。</p> <p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>住民自治の向上につながるもの</p> <p>地区集会施設整備費の負担軽減は、不特定多数の地域住民が利用する地域コミュニティの拠点を安定的に維持管理していく上で、高い公共性、公益性を有する。</p>	
	担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
	判定の理由	地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備を図るため。

番号	補助金等の名称	担当課名
5	集会施設整備事業補助金（新築事業・修繕事業）	市民活動推進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会施設は、住民交流の場所であり、コミュニティを進めるために公益性を認める。 ● 多くの地域住民が使用するための集会所新築、修繕に関する補助であり公平性が高い。 ● 住民自身で地域活動に参加し展開していける拠点づくりは住民自治を進めるうえでも有用である。新築・修繕を計画的に進めていくことは充実した活動を支える大きな器造りであり守りである。 ● 町内会の集会施設の維持は本来その組織で負担すべきものである。またそれぞれ様々な事情があり、また町内会に参加していない市民もかなりの数がある状況の中で、町内会の集会施設に対する補助金は見直しが必要と考える。 ● 町内会活動の拠点としての集会所を整備することは、住民自治を円滑に進めるうえで大事なことであり、市役所を整備することと同じくらい、公益性はある。ただし、建設事業者など民間の第三者が入ってくるために、業者選定に対しては公平性が求められるし、町内会の多くの同意も必要である。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会所は、町内会の各種会議の場所となり、地域のお祭りの準備などに用いられている。 ● 集会所を持っていない町内会等が現在約30箇所あり、それぞれ事情もあると思われるが一定の必要性はある。 ● 公民館等の公共施設等も利用できるが種々の制限が加わる。世帯数により新築には2~8万の世帯負担が生じる計算だがその地域だけで使える場所があることは長い人生を生き抜くための同胞や多数の仲間が生き生きするエネルギーの源泉となる。 ● 町内会が集会所を持つ必要性は一定程度あるとは思われるが、その役割も時代とともに変化してきている。また集会所がバリアフリー化が遅れているなど使い勝手が悪いものも少なくないと思われる。また集会所を持ちながら近隣のコミュニティ施設を利用しているという話も聞かえてくるのでその必要性は全体的に言えば低下してきているのではないかと。 ● 町内会の会費や積立金だけでは難しい部分もあり、市行政の一部とも考えられるので、補助制度は必要である。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会集会所の必要性は変わらないものの、多くの集会所は年に数回の会議等に利用されるだけで、利用頻度が不足しているように見受けられる。高率の補助金であるとともに、建設・補修の際には当該町内会においても住民の負担金拠出を伴っているだけに、施設利用の実績が向上するよう指導すべきである。また、近隣に公民館やコミュニティーセンターがあれば、必ずしも集会所設置にこだわる必要もないので、こうした施設とのバランスも図る必要がある。さらに、集会所施設は、災害の際の避難施設としての役割も考慮する必要がある。最近の大震災や大洪水の際の避難場所として学校の体育館等が避難場所となっているが、体育館のみでは多くの避難民を収容しきれないのも事実である。これからの集会所については、避難した人々を短期間にせよ収容できるような役割も考えるべきである。 ● 修繕に関する補助は、益々増大するものと考えられ、補助率や町内会等による自己負担について検討すべきと思われる。 ● 近年多発する地震や異常気象による災害は今までにない想定以上の災害である。市民自身が身を守るしかないことを自覚すべきである。地域の人々と協働して身を守る手段や助け合いの相談をする拠点は重要だ。すべての市民がそうできるよう新設・修繕を肅々と進めてほしい。新築が無理な場合は古民家の利用も視野に入れたらいかがでしょうか。近隣市に比較しても補助金は現状維持で十分だと思う。 ● 町内会などの規模には、かなり差があり、すべての町内会が集会所もつ必要はないと思われる。本来集会所維持の費用はそれぞれの団体に負担すべきであり、廃止の方向で縮小を検討すべきである。 ● 町内会活動および集会所の運営が続く限り、将来ともに必要と考える。むしろ、地方自治の拠点としての町内会集会所の設備充実は今後、高めていくべきであり、補助事業としてもより注力していくことが望ましいのではないかと。
---	---

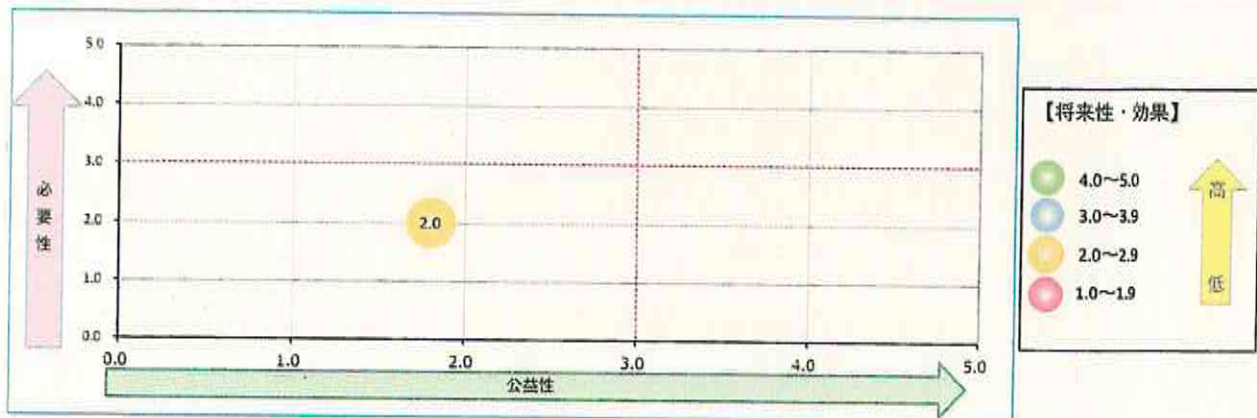
補助金等調書

(2-1)

番号	6	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和59年度		
補助金等の名称	青年館等修繕費交付金						
交付要綱等の名称	印西市青年館等修繕費交付金交付要綱						
	終了年限の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	青年館等を修繕する指定管理者 (町内会等)						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		650,000	230,000	500,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		650,000	230,000	500,000
	会費						
	事業収入						
	その他		672,268	230,000	558,400		
	合計		1,322,268	460,000	1,058,400		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		1,322,268	460,000	1,058,400	
		その他					
		合計		1,322,268	460,000	1,058,400	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		1. 青年館等の建物本体にかかる修繕費を対象とし、当該修繕費の2分の1の額を交付。支給限度額は50万円。 2. 合併処理浄化槽の設置にかかる工事費を対象とし、当該修繕費の5分の4の額を交付。浄化槽の人槽区分による支給限度額あり。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	老朽化した青年館等の修繕や、合併処理浄化槽の設置により、町内会等の負担を軽減するとともに、コミュニティ活動の場を整備する市の施策を達成するため、青年館の修繕費の一部を交付する。(第2次基本計画 施策2 市民が主体の地域コミュニティ活動の推進、主な取り組み コミュニティ施設の活用促進…青年館等の適切な維持管理と必要な整備・補修を進めていく)
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	各町内会等に事前照会を行い、積算 補助対象 若萩三丁目集会所運営委員会 施設名 若萩三丁目集会所 修繕内容 屋根塗り替え 見積額 559,000円(予算額280,000円)
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	補助対象 若萩三丁目集会所運営委員会 施設名 若萩三丁目集会所 修繕内容 屋根塗り替え 実績額 460,000円(予算額230,000円)
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備が図られた。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
町内会等の地域の拠点としての機能を期待される青年館については、町内会等が充実した活動を実施する上で、必要な施設である。青年館の老朽化に伴い修繕が必要な町内会等への支援を継続して行う必要がある。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
合併処理浄化槽の設置に関する交付金について、従前は通常型浄化槽と高度処理型浄化槽で各人槽200,000円ずつ補助限度額に差をつけて設定していたが、浄化槽法の改正に伴い、高度処理型浄化槽の金額に一本化し、現在の補助限度額とした。当該交付金の今後の方向性については、老朽化の進んでいる青年館等を順次町内会等の所有する地区集会所に建替えるよう推進している。該当施設がなくなった時点で、本交付金は不要となる。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
住民自治の向上につながるもの	
不特定多数の地域住民が利用者(受益者)である。	
自治会等に加入している世帯は、市内全世帯の6割を上回る。その自治会等が管理を行い、地域の住民自治の拠点となっている集会所には、集会所や青年館がある。その集会所の修繕費を補助することは、不特定多数のもの利益の増進に付与する。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備を図るため。

番号	補助金等の名称	担当課名
6	青年館等修繕費交付金	市民活動推進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について ＜効果の範囲及び効果の期待について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 青年館は、地方自治法に基づき、青少年の健全育成及び地域社会における福祉活動の促進のため設置されたものであり、一定の公益性がある。 ● 地域住民の集会施設という点では公益性があるが、その利用状況や使われ方について調査が必要と思われる。 ● 地域コミュニティの拠点として地域で親しまれ利用されてきた青年館の建物を一部修繕することによって集会施設として利用できれば市にとっても地域にとっても有用である。 ● 本市の青年館は本来の青年館とは異なり、特定地域の町内会の集会施設となっているのが現状である。誤解を生じやすい補助金であり、公平性の観点から問題である。 ● 青年館の本来の（当初の）目的である、地元住民の教育・文化活動からは近年、存在の性格が変わりつつあるように思い、そもそも存在自体が、必要かどうかを検討する必要がある。こうした事業への補助に対する公益性は低いと考える。
<p>必要性について ＜必要性及び目的の重要度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年の健全育成などの本来の役割はなくなっているが、実質は町内会集会所と同様に活用されており、必要性は変わらない。 ● 地域住民の集会施設として一定の必要性はある。 ● 青少年のための青年館が時を経て集会施設として使用されていることは集会施設そのものが不足していることを如実に表している。構造改善センターとして新しく変貌を遂げたものもある。時代の変化に対応していくことも大事である。 ● 町内会の集会施設としては一定の役割は果たしていると思われるが、特定の地域に限ったものであり、補助の対象とすることに疑問を感じざるをえない。 ● 時代とともに存在理由が難しくなっている、必要性もあまり高くはない。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方 ＜将来性及び目的達成度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 青年館は、多くが老朽化した施設となっており、頻繁に施設の損傷が生じ、補修が必要になっている。青年館そのものは市の施設であるが、補修は指定管理する当該町内会が担っており、度重なる補修費の捻出が負担になっている。このため、できるだけ早期に集会所施設に移行するよう指導すべきである。 ● 青年館等の設置経過やその歴史、近年の老朽化から考慮すると集会所への移行を行政と町内会等で検討すべきと思われる。 ● 市所有の青年館の中には耐用年数の過ぎた建物があるのではないかと。部分的に修理しても建物全体の安全性は確保できないし無駄な補助である。事故が起きた時の市の管理責任は免れない。早急に解体にむけ着手すべきである。建て替えの資金調達難しいばあいは増えている空き家の利用も考慮すべきである。 ● 県から移管された施設を有効利用するという点では一定の意義があったとは思われるが、青年館と言う名称を残したということにも疑問を感じる。いずれにしても廃止の方向で検討すべきものとする。 ● 将来的には、青年館とともに、補助事業の廃止を検討すべきである。

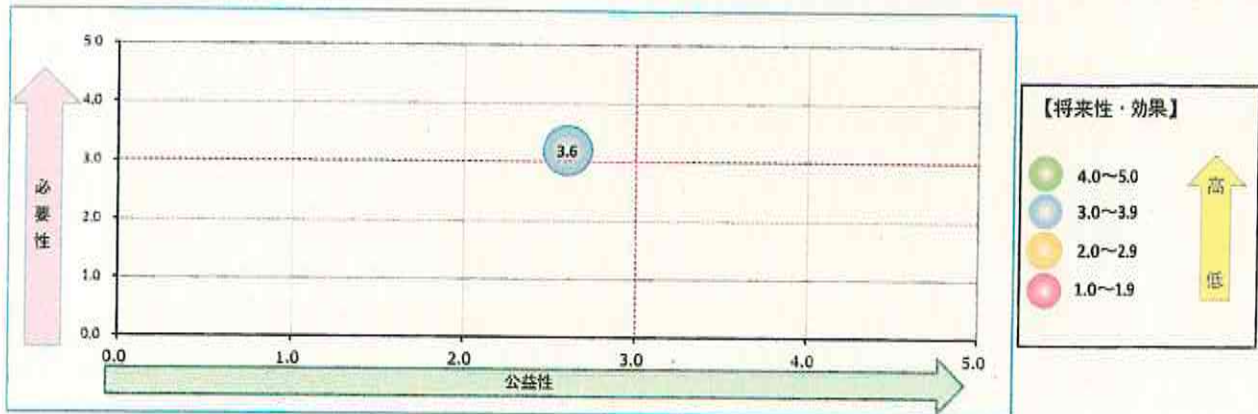
補助金等調書

(2-1)

番号	7	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	平成17年度		
補助金等の名称	印西市防犯組合運営事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市防犯組合運営事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する 交付対象者	印西市防犯組合						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 印西市防犯組合		設立年月日	構成人数			
	木下支部13名、小林支部16名、大森支部26名、船穂支部15名、永治支部10名、中央駅北支部23名、中央駅南支部16名、牧の原支部8名、岩戸支部19名、本埜支部35名、滝野支部10名、【本部(事務局)】市民活動推進課		昭和55年4月1日	191人(人数は防犯指導員数であり、他にあって職による構成員有り)			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 【補助金交付年数】14年 【貢献内容】防犯指導員による防犯指導、地域防犯パトロール、防犯啓発						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		4,918,906	4,281,127	4,469,922	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
		一般財源		4,918,906	4,281,127	4,469,922	
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		4,918,906	4,281,127	4,469,922		
	歳出	人件費					
		事務費		95,417	112,170	107,509	
		事業費		4,823,489	4,168,957	4,362,413	
		その他					
		合計		4,918,906	4,281,127	4,469,922	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ						

	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>印西市第7次実施計画→基本目標1 恵まれた自然の中でやすらぎを持って生活できるまちをつくる《生活環境》→1-3 市民の安全を守り安心して生活できる環境づくりを推進する[防災・防犯]→防犯対策事業→自主防犯活動の推進</p> <p>本市居住者及び本市に関係のある者の相互の協力により、自主防犯意識の高揚を図るとともに防犯活動を積極的に推進し、もって犯罪のない明るく住みよい安全で安心な印西市をつくることを目的とした活動に対する補助を行う。</p> <p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>会議費 33,220円…本部会議、支部長会議、防犯指導員研修会 事務費 61,867円…切手、封筒等 事業費 4,262,303円 本部活動費 975,175円…防犯ベスト・キャップ、広報紙作成、青色パトロール車維持経費等 支部活動費3,287,128円…支部会議費、事務費、青色誘導灯電池、防犯啓発(のぼり等)物資等 合計 4,357,390円</p> <p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <p>会議費 26,400円…本部会議、支部長会議、防犯指導員研修会 事務費 85,770円…切手、封筒等 事業費 4,168,957円 本部活動費 940,705円…防犯ベスト・キャップ、広報紙作成、青色パトロール車維持経費等 支部活動費3,228,252円…支部会議費、事務費、青色誘導灯電池、防犯啓発(のぼり等)物資等 合計 4,281,127円</p> <p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>市民等が地域の安全向上に努め、犯罪等による被害の未然防止を図るため、市民等の自主防犯意識の高揚と、警察などの関係機関と連携した自主防犯活動が推進される。</p> <p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>安全で安心なまちづくりのため、防犯活動の継続が必要であり、活動の終期の目途はないと考える。</p> <p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>以前は各支部一律の補助金額であったが、地域の状況に合わせた防犯活動を行うため、支部毎に防犯活動を計画し、その計画を実行するための補助金要求とするよう見直しを図った経緯がある。 本組合の活動は、安全で安心なまちづくりの実現に必要不可欠であり、今後も警察や地域団体と連携を図りながら防犯活動を遂行していくため、当該補助金は今後も継続していく必要があると考えている。</p> <p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>市民の安全で安心な生活に寄与するもの</p> <p>本部及び各支部防犯指導員による防犯パトロールや啓発活動、また地域団体等との連携を図っての防犯活動により、地域の防犯意識の高揚及び犯罪抑止となり、それは印西市の安全で安心なまちづくりへとつながる。</p>
補助制度の目的、効果、公益性	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	<p>本組合の活動は、安全で安心なまちづくりの実現に必要不可欠であり、今後も市や地域団体と連携を図りながら防犯活動を遂行していくため、当該補助金は今後も継続していく必要があると考えている。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
7	防犯組合運営事業補助金	市民活動推進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の安全、安心に向け、防犯の指導・啓もうなどの活動することについては、その成果を広く市民が享受できるものであり、公益性があると思われる。 ● 団体の活動への補助は安全安心なまちづくりの推進を図る意味で公益性、重要性がある。 ● 防犯パトロールや啓発活動・地域団体等との連携を図った防犯活動は犯罪抑止になり安全なまちづくりに繋がっていく。 ● 防犯指導員の活動が見えない。今後は自治会などの地域との連携を深める活動を進めるべきである。 ● 犯罪行為が高度化するなかで、昔ながらの防犯パトロールなど手作業での防犯活動が、地域のどの範囲にまで効果が及ぶかは疑問である。防犯カメラなどIT活用による防犯体制を充実すべきである。
<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯については、もとより警察がその役割を担っているものであるが、一定の専門的知識を持ち、かつ長くその地域に暮らす住民が活動することにより、警察の補完的役割を果たすことができる。 ● 犯罪抑止や安全安心なまちづくりへとつながり一定の必要性、重要度がある。 ● 市民の安全を守り安心して生活できる環境づくりを推進する自主防犯活動は犯罪のない明るい住みよいまちづくりには必要不可欠な存在である。 ● 地域の住民自身の防犯活動は必要であるが、現在の防犯組合の活動はその有効性に疑問がある。 ● 安全安心の地域を創るために、行政だけではカバーできず、住民自らが地域を防犯することの必要がある。その意味で、地域の自治会や町内会との連携が必要で、場合によっては、より地域密着型の町内会での運用に任せても良いかもしれない。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯活動は、一部の住民のみが行動するのではなく、町内会・自治会と一体化して活動することがより一層の成果を高められると思われる。また、現在は、活動資金をほぼ全額市からの補助金によっているが、活動により受益がある町内会等の負担により多様化を図れると同時に、人員面でも厚みを増すことができよう。 ● 自主防犯意識の高揚や地域団体との連携を進めて、本市の安全安心なまちづくりの推進のため、補助金の有効利用を更に図っていくべきである。 ● 地域の防犯意識の高揚や犯罪抑止には必要な存在である。組合の事務は市の担当者が行っている。予算要求・決算報告する立場と審査する立場が同一者となるため、補助金が適正に使われているか市の立場で審査できるようにすべきである。また、各支部の状況に合わせた活動が尊重されているが、共通の物品類は一括購入し、その他の経費も抑える工夫をすべきである。市から事務が移れば補助金は現状を維持して継続すべきである。 ● 補助額が近隣自治体と比べて突出しており見直すべきである。 ● 必要な活動ではあるが、IT活用や防犯リテラシーの向上、地域の各会との連携など、活動内容を見直しながら続けるべきである。

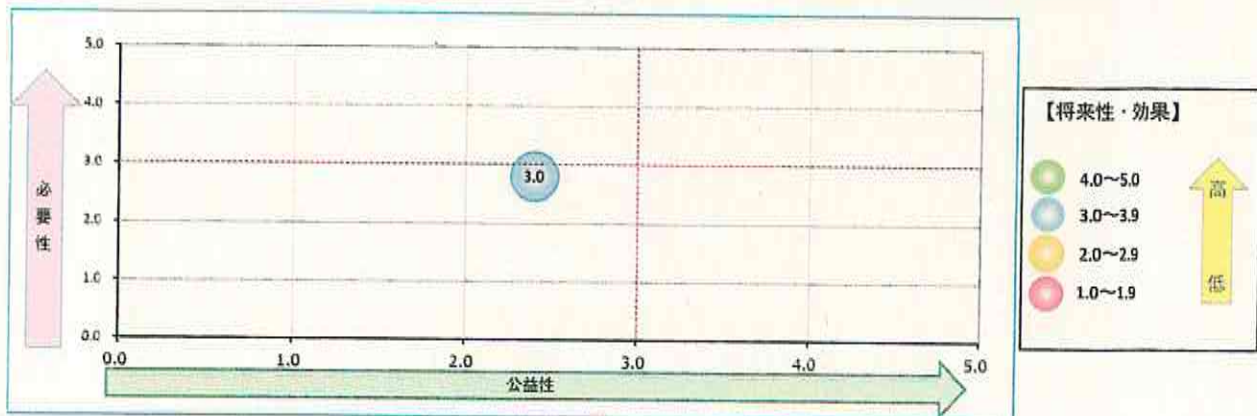
補助金等調書

(2-1)

番号	8	担当課名	経済政策課	補助開始年度	昭和47年度	
補助金等の名称	印西市中小企業資金融資利子補給金					
交付要綱等の名称	印西市中小企業資金融資条例					
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	市内に店舗、工場、事務所等を有する中小企業者 (法人及び個人)。					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		3,342,663	2,917,606	4,239,000
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
		一般財源		3,342,663	2,917,606	4,239,000
	会費					
	事業収入					
	その他					
	合計		3,342,663	2,917,606	4,239,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費				
		その他		3,342,663	2,917,606	4,239,000
		合計		3,342,663	2,917,606	4,239,000
翌年度繰越金						
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		市の中小企業資金融資を受けた者に対し、年利2%の利子補給する。				

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	基本計画3-②-2「地域の生活を支える商工業の活性化」に該当。 金融機関を通じて中小企業者に対し事業に要する資金の融資を行い、市内中小企業の振興を図るため、利子の一部を補助金として交付するものです。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	予算編成時に融資中50件分2,456,062円+新規融資見込み約1億1千万円分の2,000,000円=4,456,062円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額4,456,062円に対し、2,917,606円支出 利子補給件数 55件
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
地元中小企業の経営基盤の安定化、強化を図るための支援として資金面のニーズにこたえる制度であり、産業振興、雇用の創出、税収の安定など、地域経済の活性化へ寄与するものです。	
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)	
中小企業者にとって、資金調達が難しくなることが予想され、事業の経営、営業活動等において影響が出ることから、現時点では、終期設定はしていない。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
低金利の時代ではあるが、中小企業にとっては、依然厳しい経済情勢にあり、経営安定、合理化、近代化等を進めていくためには当該利子補給による支援は欠かせないものと考えていることから、引き続き継続していきます。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
産業や観光の発展に寄与するもの	
中小企業の支援を行うことで、地域の経済・産業の振興・雇用の促進に寄与する。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	資金調達の円滑化、中小企業の振興を図っていく上で必要な利子補給制度と考えています。

番号	補助金等の名称	担当課名
8	中小企業資金融資利子補給金	経済政策課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の中小企業の求める設備資金や運転資金などの確保が中小企業の活性化に欠かせないものであり、利子補給が一定の後押しをするものとする。 ●補給件数は微増傾向であり中小企業の支援を行い地域の経済、産業の振興に寄与する点で一定の効果と公益性がある。 ●地元中小企業の経営の安定化を図るための支援で産業振興・雇用の創出、地域経済の活性化に寄与できる。 ●中小企業の資金面の支援に果たしてきた役割については評価できる面があるのは否定できないが、低金利時代に利子補給という手法にはその効果に疑問を感じざるを得ない。 ●利子補給が非常に手厚く、借り手側のモラルハザードを招きかねないのと同じように市民にとっても、所得移転・税金移転を批判されないだろうか。公益性には特に市民の理解を得る必要があり、それが真に地域経済・産業振興につながる事が重要である。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現下の融資金利は、きわめて低利であり、その金利の利子補給がどれほどの効果があるのか疑わしい。 ●中小企業の経営を支援し地域経済の活性化を図る意味からは必要性また重要度がある。 ●日本政策金融公庫からの融資制度は利率が低い分審査も厳しいはずである。市の中小企業資金融資は融資利率が高く利子補給率も高い。市の補給率は90%に近く負担が大きい。借主は事業者であり半分は負担を求めてもいいのではないか。 ●中小企業の資金調達のために利子補給をするという手法は高金利時代には意味を有したが、低金利が続く今日には必要性はそれほど大きいものとは言えないのではないか。 ●現状で中小企業にとって資金面での困難（金利負担や資金調達難など）はどの程度であろうか、利子補給制度は重要な支援策で、今後ともある程度は必要と思うが、金融環境は常に変動するので、固定的な政策とはせず、ある程度の弾力的な運用が良いと考える。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利子補給は、融資金利が一定以上の高金利のときに役割を果たすものと思われる。現下の金利程度では、利子補給を停止し、貸出金利が高まったときに機動的に対応すべきと考える。 ●低金利の時代が続いているので経済情勢等をみながら本補給制度の見直しと検討をしていくべきである。 ●日本政策金融公庫からの小規模事業者の融資利率は1.1%である。市の中小企業融資は2.3%以上で信用保証料を加えも利子補助率2%を引くと事業者の負担は1%を下回る事業者も出る。よって、市は小規模事業者や創業者支援資金利率から1%を引いた利子補給をしなければならなくなる。更に市中銀行への2%の利子の支払いもある。時間をかけて用意周到に準備した事業者には0.1%、市の利子補給制度を使う人には2%の補助である。市中銀行にとっても安定した収入源である。現行の補助率を融資利率の2分の1とするだけでも上記の融資制度との整合性が取れ、日本政策金融公庫の小規模・創業者資金の利子補給もする必要がなくなる、補助率を時代に合ったものにすれば総補助額を縮小して継続できる。 ●予算額に対して決算額がそれほど多いとは言えない原因を再度分析すべきである。機動的に対応するために商工会に委託するなどの見直しもすべきである。 ●中小企業を育成するために何らかの行政支援を与えることは必要である。ただし、超低金利状態が長期化するなかで、金融支援だけでなく税制や規制緩和、人材支援等、多面的な支援策を考える必要がある。
---	--

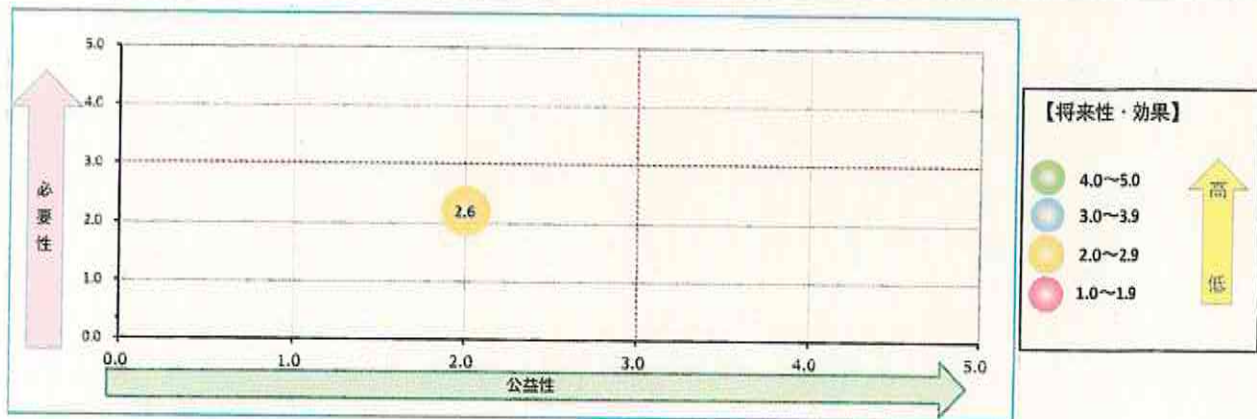
補助金等調書

(2-1)

番号	9	担当課名	経済政策課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	印西市創業支援資金利子補給金						
交付要綱等の名称	印西市創業支援資金利子補給金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有) (平成33年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	株式会社日本政策金融公庫から新創業融資制度による資金の融資を受けた市内の事業者						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			5,905	937,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			5,905	937,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計			5,905	937,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費					
		その他			5,905	937,000	
		合計			5,905	937,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		利子補給率は、融資年利率から年1%を減じた率とし、年2%を上限とする。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	基本計画3-②-2「地域の生活を支える商工業の活性化」に該当。 市内において創業しようとする者を支援するため、株式会社日本政策金融公庫から新創業融資制度による資金の融資を受けた市内の事業者に対し、利子の一部を補給金として交付するものです。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	予算編成時に10件907,929円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額907,92円に対し5,905円支出 利子補給件数 1件
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	地域における創業者の支援及び地域経済の活性化、事業開業の向上、雇用の確保につながるなどの効果が期待されます。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
平成29年度から開始した利子補給制度で、利子補給期間を5年以内としています。今後、制度を運営していく中で、商工会や利用者の意見を伺いながら継続、廃止等の検討をしていきます。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
創業支援融資にかかる利子補給制度については、県内の多くの自治体で導入されていますが、利子補給率や利子補給期間は、様々であることから、今後、商工会や利用者の意見を伺いながら本市にあった利子補給の制度設計の行うため、必要に応じ、見直しを図っていきます。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
産業や観光の発展に寄与するもの	
創業しようとする者の支援を行うことで、地域の経済・産業の振興・雇用の促進に寄与する。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	引き続き、創業者の融資利息負担の軽減を図るため利子補給を実施していきます。

番号	補助金等の名称	担当課名
9	創業支援資金利子補給金	経済政策課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業を進める日本政策金融公庫の新創業融資制度に、さらに利子補給で後押しをすることは、一定の意義があるものと考えます。 ● 創業者の支援を行い地域経済の活性化、雇用の促進を図る点で一定の効果と公益性がある。 ● 新創業者を支援することで地域経済の活性化や産業の振興・雇用の促進に期待できる。 ● 利用実績が極めて少ないのは事業化開始から日が浅い点を割り引くとしても利子補給だけでは創業支援につながらないことを示しているのではないかと考えます。 ● 創業時の金融支援は、既存の中小企業へのそれに比べて今後の発展可能性や期待、市民のやる気につながるなど、既存の中小企業へのそれに比べてある程度の公益性は認められる。
<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の日本政策金融公庫の融資金利そのものが低利であり、利子補給の効果がそれほど重要とは思われない。 ● 意欲ある創業者を支援し地域経済の発展に寄与する意味から必要性はある。 ● 市内の創業者の融資金利負担の軽減をすることで創業者は多少有難いと思うかもしれないが金額が少額である。 ● 商工会が窓口となる日本政策金融公庫の融資制度である。商工会が責任をもって最後までやるべきである。市の中小企業資金融資制度の融資利率が高く利子補給率も高いのでバランスをとらざるを得ない。 ● 起業することへの支援自体は意義ある必要な施策と言えるが、創業支援を資金面だけでなくオフィスの提供など多面的なバックアップ体制が必要と思われる。 ● 今後とも起業・創業を促し、経済・産業の新陳代謝を促すことで地域経済の発展につながるよう、こうした政策はある程度は必要と思う。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度の利子補給件数がわずか1件であり、金額もわずか5,905円に過ぎない。融資金利が上昇するまでは凍結すべきことと考える。 ● 29年度からの補給事業であり、実績もまだ少ないことから、更にPRや見直し等も実施していくべきである。 ● 日本政策金融公庫が29年度から開始した新創業者融資制度により融資を受けた事業者の利子補給制度である。事業者にとっては無担保・無保証人なので借りやすい。市中の金融機関と比較しても低金利である。入念に準備して申請し商工会の経営診断も受けながら短期の5年返済できる用途がたてば利用しない手はない。現在は1件であるが創業者支援セミナーの受講者もおり徐々に増えるのではないかと考えます。ただし、市の中小企業資金の融資利子補助率を下げれば廃止し商工会に任せ、市が下げなければ補助金は継続すべきと考えます。 ● この制度は市内に住所を有する者に限定しているが、印西市で事業を展開しようとする市外の者への支援も必要である。また利子補給という手法に限らない資金面、拠点の支援等に拡大して将来性のある創業者を誘致する施策を検討すべきである。 ● 制度開始間もないので、今後の推移を見守りたい。

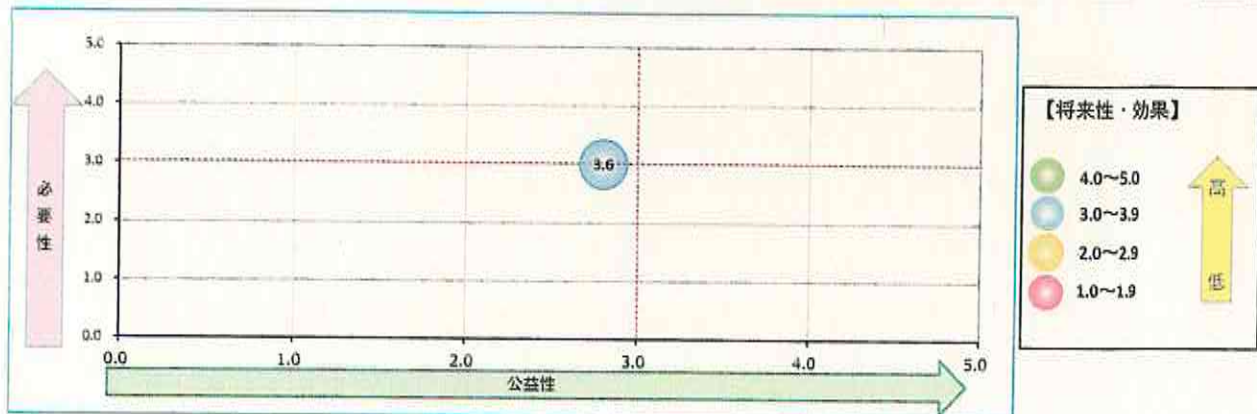
補助金等調書

(2-1)

番号	10	担当課名	経済政策課	補助開始年度	昭和35年		
補助金等の名称	商工業振興事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市商工業振興事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無)有 (平成31年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	市内における商工業の総合的な改善発達を図るため、商工会法に基づき設置された商工会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)			設立年月日	構成人数		
	印西市商工会			昭和35年11月1日	944		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有)無						
	有の場合は、類似団体数 ()						
市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 市の実施計画の中の施策「商工業活性化の推進」を図る上で、商工会は市内中小企業に対する各種経営支援及び空き店舗対策などの地域振興事業のほか、起業家の発掘・育成にも取り組むなど、市内商工業の総合的な発展に貢献している。							
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		12,000,000	12,200,000	14,990,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		12,000,000	12,200,000	14,990,000
		会費		10,813,400	10,806,400	11,000,000	
		事業収入		3,097,808	2,775,804	3,340,000	
		その他		48,343,340	47,287,752	58,340,950	
		合計		74,254,548	73,069,956	87,670,950	
		歳出	人件費		37,151,904	38,425,139	39,650,000
	事務費		5,905,023	6,191,202	9,170,000		
	事業費		27,054,778	27,462,665	31,660,000		
	その他		2,617,000	0	7,190,950		
	合計		72,728,705	72,079,006	87,670,950		
翌年度繰越金		1,525,843	990,950				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ ④ 市単独上乗せ					
		中小企業の経営又は技術の改善発達を支援する事業については、県補助金の交付対象経費に限り、県補助金を控除した額の2分の1以内を補助する。地域の総合振興事業については、対象経費の3分の2以内の額を補助する。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>商工業の総合的な改善発達を図るため、商工会法に基づき設置された商工会に対し補助する。 また、印西市総合計画において、商工業活性化の推進を掲げており、新規事業者並びに既存の事業者への指導及び支援や地場産品の普及及び開発等を行い、地域経済の活性化に努めなければならない。商工会においては、商工業者に対する経営指導やセミナー等の開催や街路灯補修などの環境整備を行っており、印西市の商工業発展には不可欠であるため。</p> <p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>補助金交付要綱に基づき、対象事業に応じて次のとおり補助する。 経営改善普及事業等に要する費用 対象経費に対し千葉県が交付した額を控除した額の1/2以内の額 地域総合振興事業 対象経費の2/3以内の額</p> <p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <p>予算額12,400,000円に対し12,200,000円を支出。 経営改善普及事業等 ・対象経費(61,552,142円 - 県補助39,245,697円) × 1/2以内 = 補助金額11,040,000円 地域総合振興事業 ・対象経費4,171,700円 × 2/3以内 = 補助金額1,160,000円</p> <p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>経営支援事業 ・経営指導実績 巡回指導 1,264件 窓口指導 454件 ・講習会等開催指導実績 13回 99名参加 ・労働保険事務代行件数 273事業所 ・金融斡旋指導件数 普通貸付 15件 79,300千円 経営改善貸付 56件 434,400千円 地域振興事業 ・総合振興事業 街路灯修繕 10事業所 ・創業支援事業 空き店舗活用 4事業者のべ13ヶ月 創業塾フォローアップセミナー 22名参加</p> <p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>平成32年3月31日に執行するが、商工会は商工会法に基づき設置され、県補助金と協調し補助するものであり、助成内容の見直しを行い継続を考えている。</p> <p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>平成22年に地域総合振興事業に対する補助率を4/5から2/3に変更</p> <p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>産業や観光の発展に寄与するもの</p> <p>商工会は、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として商工会法に基づき設置された法人であることから、当該団体に交付する補助金の公共性、公益性は極めて高い。</p>	
	担当課の判定	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大して継続 <input type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
	判定の理由	<p>現在行っている小規模事業者及び新規事業者への支援等や地域活性化事業は、市内の事業者を支える上で不可欠な存在であり、そのため、継続して支援等を行っていく必要がある。</p> <p>また、空き店舗活用事業について、近年、後継者不足により、空き店舗が増加しており、地域経済活性化のためにこれらの活用を図るため、該当事業の規模拡大を行う必要がある。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
10	商工業振興事業補助金	経済政策課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について ＜効果の範囲及び効果の期待について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会の行っている経営指導、セミナー開催、労働保険事務代行などは、市内の多くの中小企業の助けになるものである。 ● 本市全体の商工業振興に寄与する商工会に対する補助事業であり効果の範囲及び公益性が高い。 ● 商工会は商工会法に基づき設置されており商工業の総合的な発展には不可欠である。地域振興事業や起業家の輩出に期待できる。 ● 市内の商工業の発展のために商工会が果たしてきた役割は小さいものではなく意義のある補助金と言える。 ● 全国商工会は全国レベルで設立された経済団体で、団体に交付される補助金は公共性が高い。ただし、商工会加入率が50%程度と大きくなく、半数の中小企業がそれを利用していないことから、政策としては良いものの、利用率が大きくない点で公共性が発揮されていない。
---------------------------------------	--

<p>必要性について ＜必要性及び目的の重要度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営体質の脆弱な中小企業、商店などに恒常的に巡回指導に入ることは重要で欠かせないと思われる。他方、木下駅南骨董市はともかく、年末の駅のイルミネーションがシャッター街を活性化するものとは思われない。 ● 商工業者に対する諸々の支援事業であり本市発展の意味からも一定の必要性、重要度がある。 ● 商工業活性化には新規・既存に関わらず経営指導や支援・セミナーの開催等が必要である。金融のあっせん・保険・地域の商業環境の整備等幅広い知識と取り組みも必要とされる。新創業者や中小企業者にとっては心強い存在である。 ● 商工会の活動の安定化のためには一定額の補助は必要である。ただし、その活動が現状維持的なものにならないように活性化するための工夫も必要ではないか。 ● マル経融資など、有利な融資制度があり必要性はある、ただし、逆に商工会のメリットはマル経融資のみでそれ以外は他の制度で代替できるものもある。
--------------------------------------	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方 ＜将来性及び目的達成度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存中小企業の巡回指導については今後とも継続してもらいたい、商工会としては、次の会員になるべき新規ベンチャーなどの起業に力を入れていただきたい。そのためには、インキュベーションオフィスの提供など、助成を強めていくべきである。 ● 商工会への加入率が低いので加入者を増やし、補助事業の効果を更に高め、本市の産業や観光事業の発展拡大を図っていくべきである。 ● 商工業の振興には商工会が果たす役割は大きい。現行の内容は巡回・窓口・記帳指導の商業中心である。工業にも目を配るべきである。金持ちにお金が集まるように勢いのある市には勢いのある企業が来る。その勢いを活かし市内の工業団地も活性化すべきである。日医・順天堂大等は医療機器、健康器具・ロボット等の器機と関係が深い。新しい時代にふさわしい製造器機メーカーを必要としている。大学と企業の橋渡しを市が行い、誘致もありうる。商・工バランスの取れた商工会とすべきである。補助金は現状を維持して継続すべきである。 ● 現在活動している企業だけでなく、新たなニーズに対応した商工業の役割を果たすことが出来るように消費者などの外部の声が反映されるような組織を目指すべきである。 ● 制度自体は必要で公共性もある程度は認められるので、加入率を高めるべきである。
--	--

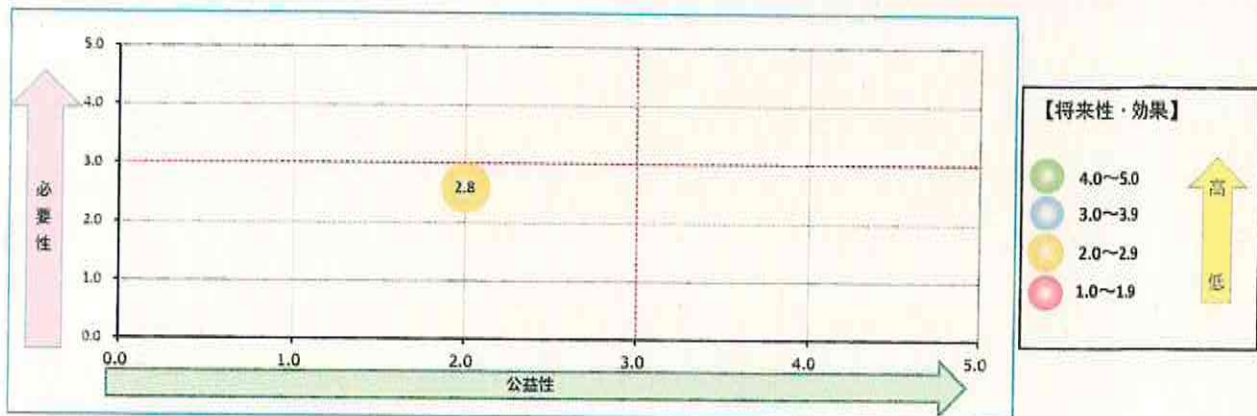
補助金等調書

(2-1)

番号	11	担当課名	経済政策課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金						
交付要綱等の名称	印西市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱						
	終了年限の有無 (無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> (平成33年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	下記いずれにも該当する者。 ①株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金を受けている者。②市内に事業所を有し、登録の届出の際に1年以上継続して同事業を営んでいる者。③個人事業主にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。④市税を完納している者。⑤印西市商工会の経営指導を受けている者。						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			71,085	1,021,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			71,085	1,021,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計			71,085	1,021,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費					
		その他			71,085	1,021,000	
		合計			71,085	1,021,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 利子補給率は、融資年利率から1%を減じた率とし、年2%を限度とする。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	基本計画3-②-2「地域の生活を支える商工業の活性化」に該当。 小規模事業者の経営安定及び資金調達円滑化を図るため、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金による融資を受けた市内の小規模事業者に対し利子補給するものです。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	予算編成時に融資額2億円、利子補給件数30件817,112円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額817,112円に対し71,085円支出 利子補給件数 21件
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
平成29年度の当該資金融資の融資額は277,900,000円で、融資件数は32件と小規模事業者にとって需要のある融資制度となっています。また、当該資金融資制度による融資を受けるためには、商工会からの経営指導、融資推薦などが不可欠であり、商工会との連携、支援がより一層図られることや会員の増強につながる等の効果が期待されます。	
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)	
平成34年3月31日限り、その効力を失う。 平成29年度から開始した利子補給制度ですが、今後、制度を運営していく上で、商工会や利用者の意見を伺いながら継続・廃止等の検討をしていきます。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
市内小規模事業者における当該資金融資の利用実績は、平成27年度で39件、平成28年度で26件、平成29年度で32件となっています。他市においても比較的新しく創設された利子補給制度で、県内では船橋市、野田市、松戸市、柏市、我孫子市などで行われています。今後、導入自治体の状況について、調査研究し方向性を示していきます。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
産業や観光の発展に寄与するもの	
小規模事業者の支援を行うことで、地域の経済・産業の振興・雇用の促進に寄与する。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	引き続き、小規模事業者の経営安定及び資金調達の円滑化を図るため利子補給を実施していきます。

番号	補助金等の名称	担当課名
11	小規模事業者経営改善資金利子補給金	経済政策課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者の資金調達のため、日本政策金融公庫から融資を受け、これに利子補給で後押しをすることは、一定の意義があるものとする。 ● 小規模事業者の支援により地域経済、産業の振興、雇用の促進に寄与する補給事業であり一定の効果及び公益性がある。 ● 小規模事業者の経営及び資金調達の円滑化が図れる。地域の経済・産業の振興・雇用の促進に期待できる。 ● 利用実績が極めて少ないのは事業開始から日が浅いことを割り引いても利子補給という事業形態に疑問をもたざるを得ない。 ● 商工会制度とある程度連動しており公共性は認めるが、小規模事業といっても限度があり、ある程度の規模で地域経済への貢献、雇用促進に貢献してこそ公共性があると言える。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の日本政策金融公庫の融資金利そのものが低利であり、個別の実績を見ても利子補給額が数千円程度で、むしろ申請手続きの手間を考えたなら利子補給の効果がどれほどあったのかと考えざるを得ない。 ● 小規模事業者の経営安定及び資金調達の円滑化等を図るための補給事業であり必要性はある。 ● 小規模事業者にとって需要がある融資制度である。この融資制度は商工会が窓口となり経営指導と融資推薦を行う。最後までに商工会が責任を持つべきである。 ● 小規模事業者に資金面の支援が必要なことは認められるが、利子補給という制度ではその効果に多くは期待できない。 ● 小規模事業者を支援することこそ、地域経済の活性化につながり、こうした政策はある程度は必要と思う。小規模事業者であることから資金需要や利子補給規模も小規模であるが、小規模事業者目線で見れば有益な政策であろう。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現下の利子補給金額がわずかであり、結果として零細補助金となっている。このため、将来融資金利が上昇するまでは凍結すべきであろう。 ● 29年度からの事業であり補給実績や他市の状況等をみながら制度内容を更に研究していくべきである。 ● (株)日本政策金融公庫から小規模経営改善資金による融資を受けている小規模事業者に対する利子補給である。融資件数32件と需要のある融資制度である。事業者にとって無担保・無保証人で借りやすい。市中の金融機関と比較しても低金利である。それだけに入念に準備して申請をする必要がある。融資後は商工会の経営診断を受けながら短期5年の返済が可能ならば利用し今後の種々の融資に道を開いておくべきだ。市の中小企業資金融資より融資利率が低く融資限度額が大きい。ただし、市の中小企業資金融資利子補給金の補助率が低くなれば廃止し商工会にまかせ、低くしなければ補助金は現状維持し継続すべきである。 ● 低金利時代には利子補給では有効性に疑問を持たざるを得ないところである。今後は商工会に融資事業を委託して機動的かつ魅力ある資金面以外の支援なども検討すべきである。 ● 制度開始間もないので、今後の推移を見守りたい。
---	--

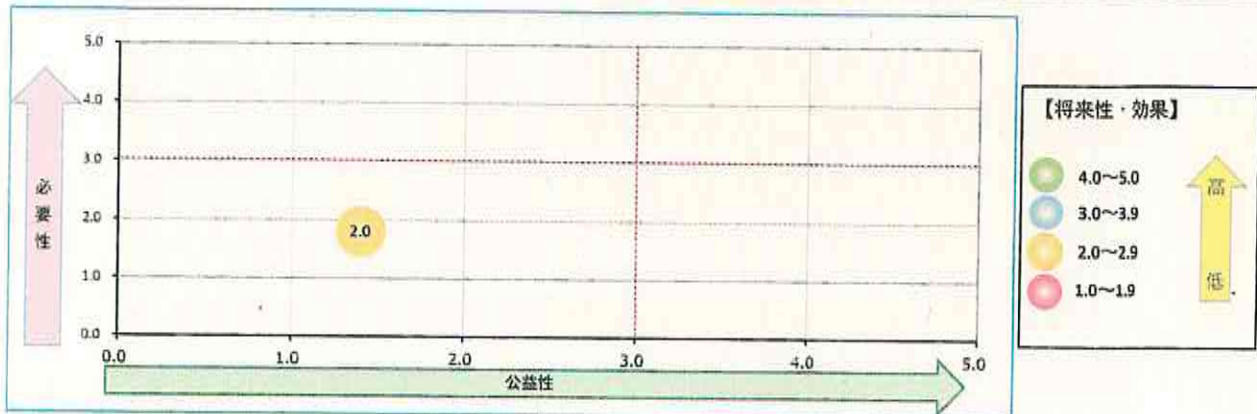
補助金等調書

(2-1)

番号	12	担当課名	農政課	補助開始年度	昭和 57 年度		
補助金等の名称	農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱 (農業用廃プラスチック処理対策推進事業)						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (平成 31 年度廃止予定))						
要綱に規定する 交付対象者	農業用廃プラスチック対策協議会						
団体の運営に関して 補助金を交付し ている場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別表とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市農業用廃プラスチック対策協議会		昭和 57 年 2 月 20 日	154 名			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)						
	有の場合は、類似団体数 ()						
市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 昭和 57 年に対策協議会設立以来、農業用廃プラスチック類の適正な処理を実施することによって、 農村環境の保全と本市農業の健全な発展となるため、事業を行う。交付年数 36 年。							
助成団体等の 状況	区分		平成 28 年度決算額	平成 29 年度決算額	平成 30 年度予算額		
	歳入	市補助金		562,771	467,177	829,900	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金		167,776	136,024	294,000
			その他				
			一般財源				
	会費						
	事業収入		497,000	428,600	754,000		
	その他		476,772	457,923	356,855		
	合計		1,536,543	1,353,700	1,940,755		
	歳出	人件費					
		事務費		39,958	76,918	250,000	
		事業費		917,808	774,492	1,315,800	
		その他		120,858	146,435	374,955	
		合計		1,078,624	997,845	1,940,755	
翌年度繰越金		457,919	355,855				
補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)	1 国補助 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 2 県補助 ・ 3 単独 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 4 市単独上乗せ						

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>市内の農家から廃棄される農業用廃プラスチック類の適正な処理を図るため、回収処理の啓発、回収計画の樹立、農業用資材のリサイクル、及び回収業務のシステム化を推進し、もって廃プラの円滑な回収と適正な処理を実施することにより、農村環境の保全と本市農業の健全な発展となるため、引き続き補助金として交付することは重要と考える。</p> <p>補助対象者:印西市農業用廃プラスチック対策協議会 補助対象経費:適正処理に要する経費(処理費、需用費、役務費及び運搬費) 補助率等:処理費 2/3以内、その他対象経費 1/2以内</p> <p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>処理費 30,000kg×20.35円=610,500円 運搬費 150,000円 事務費 25,000円(事業費のうちの運搬費、事務費 1/2以内) 処理費の30,000kgについては、災害等があった際に処理量が30,000kg近くまで増えるため。</p> <p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>回収処理</th> <th>処理量実績</th> <th>処理に要した経費</th> <th>補助対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ビニール</td> <td>4.93t</td> <td>200,651円</td> <td>152,337円</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン</td> <td>8.95t</td> <td>364,265円</td> <td>276,555円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13.88t</td> <td>564,916円</td> <td>428,892円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>経費の配分</th> <th>補助対象事業費</th> <th>補助事業に要した経費</th> <th>県(9.8円/kg)</th> <th>市町村(10.55円/kg)</th> <th>農業者(10.55円/kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ビニール</td> <td>152,337円</td> <td>100,325円</td> <td>48,314円</td> <td>52,011円</td> <td>52,012円</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン</td> <td>276,555円</td> <td>182,132円</td> <td>87,710円</td> <td>94,422円</td> <td>94,423円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>428,892円</td> <td>282,457円</td> <td>136,024円</td> <td>146,433円</td> <td>146,435円</td> </tr> </tbody> </table> <p>運搬費 運搬車両費 86,400円*4台 345,600円 事務費 回収事業に係る経費 通信費 23,838円</p> <p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>農業の持続的な発展、農地及び農村環境の保全が図られる。また、廃棄物の再資源化により環境保全が図られる。</p> <p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>終期設定なし。 農家にあるビニールハウスのビニール、肥料の袋や田んぼのあぜシート等農業経営において出てくるごみは毎年あるので、より良い営農環境を継続していくためにも引き続き補助金として交付することは重要と考える。</p> <p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>今後の方向性としては、引き続き廃プラの円滑な回収と適正な処理を実施していき、農村環境の保全と本市農業の健全な発展を図る。</p> <p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>環境対策に寄与するもの</p> <p>農業の持続的な発展、農地及び農村環境の保全により、国民への食料の安定供給、農地の多面的機能による国土の保全及び環境負荷の軽減が図られる。</p>	回収処理	処理量実績	処理に要した経費	補助対象事業費	塩化ビニール	4.93t	200,651円	152,337円	ポリエチレン	8.95t	364,265円	276,555円	計	13.88t	564,916円	428,892円	経費の配分	補助対象事業費	補助事業に要した経費	県(9.8円/kg)	市町村(10.55円/kg)	農業者(10.55円/kg)	塩化ビニール	152,337円	100,325円	48,314円	52,011円	52,012円	ポリエチレン	276,555円	182,132円	87,710円	94,422円	94,423円	計	428,892円	282,457円	136,024円	146,433円	146,435円
	回収処理	処理量実績	処理に要した経費	補助対象事業費																																					
	塩化ビニール	4.93t	200,651円	152,337円																																					
	ポリエチレン	8.95t	364,265円	276,555円																																					
	計	13.88t	564,916円	428,892円																																					
	経費の配分	補助対象事業費	補助事業に要した経費	県(9.8円/kg)	市町村(10.55円/kg)	農業者(10.55円/kg)																																			
	塩化ビニール	152,337円	100,325円	48,314円	52,011円	52,012円																																			
	ポリエチレン	276,555円	182,132円	87,710円	94,422円	94,423円																																			
	計	428,892円	282,457円	136,024円	146,433円	146,435円																																			
	担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止																																							
判定の理由	農業用廃プラスチック類の円滑な回収と適正処理を実施することにより、農村環境の健全な発展を図るために、現状維持していくべきである。																																								

番号	補助金等の名称	担当課名
12	農業用廃プラスチック処理対策推進事業補助金（市上乗せ）	農政課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条では、事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理することを求めている。法の背景には、廃棄物を減らすためには廃棄物排出を抑制することが重要で、非業者に負担を求めることが抑制の近道とされているからである。そうだとすると、行政が補助金を出すことで、産業廃棄物の排出を推進していることになる。 ● 環境対策という点では一定の効果はある。補助対象が特定の農業者に限られているため公益性については低い。 ● 自然環境の保全には、廃棄物の処理は重要である。個人から企業まで適正処理に向け一斉に進められた。農家も例外ではなく分別、処理方法を遵守し、焼却や不法投棄の防止にも協力することで、農村環境は保持されている。 ● 本来は生産者が経費として支出するべきものであり、現時点では公益性は薄れている。 ● 農業用廃プラ処理は一種の産業廃棄物処理であり、それは基本的には廃棄事業者自身が事業継続の条件として行うもので、行政が関与するものではない。環境対策や農業経営などの観点からの効果は認めるが、それは公益性ではなく、事業者本来の義務として行うもの。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境への影響を避けるため、プラスチックを使用すること自体やめていこうというのが最近の環境保護の潮流である。そうであれば、農業の分野であってもプラスチックを使用しない方向に誘導すべきである。また、当面の措置として、農家から集めた廃プラスチックの最終処分まできちり管理すべきであり、業者が市内から運び出して終わりというものではない。完全焼却されたものか、再利用に回っているのか確認すべきである。 ● 産業廃棄物の削減という点では必要性があるが、市の他の制度との整理統合等を検討されたい。 ● 補助金交付時は分別への抵抗や処理義務も十分ではなく農業や農村環境への認識も高くなかった。企業は、一旦廃棄物として分類しても資源として再利用できるものを更に取り出し売却の方法をとっている。農業用廃プラは廃棄だけに主力がおかれ、売却から再資源化への過程に工夫の余地がある。 ● 時代背景も異なり事業開始当初の必要性が現時点では薄れている。 ● 昭和57年の廃プラ対策協議会設立以来、公的支援のもとで農業用廃プラ等の適正な処理を行ってきたが、それは本来、農業従事者自身が行うものであり、現在においては市の施策との関連性は薄いと思われる。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金の目的を変換し、プラスチックを使用しない農業に補助するべきである。仮に当面の措置として経過的に補助を行う場合にあっても、廃棄物処理の事業者負担の原則を覆すことのないよう、低率の補助とすべきである。また、この補助金が農家への経済支援の意味もあるとされているが、プラスチックを使用する農業を行う農家だけがなぜ経済支援を受けるのか理解しにくく、経済支援の方法は別途考えるべきである。 ● 今後更に補助金の拡大が見込まれるので原因者負担や補助率の見直し、他の方法での目的達成を検討すべきである。 ● 補助金交付から36年経過し、農村環境保全への誘導は効を奏している。しかし、農家は一事業者である。自ら廃棄物を処理する義務もあり、売却も可能なものもある。年次を設定し、減額から廃止へと進め、自立した事業者を育てるべきである。 ● 交付年数が36年経過して社会情勢が大きく変化しており、縮小または廃止を検討する時期となっている。 ● 農業用廃プラ処理を適正に行うことの必要性は将来にわたっても変わらない。ただし、行政として行うべき当初の目的はある程度達成したと思われ、徐々に民間に移行していくべき。その場合、農業事業経営への影響については、事業プロセスの他の分野への補助を検討していった方が良いと思う。
---	--

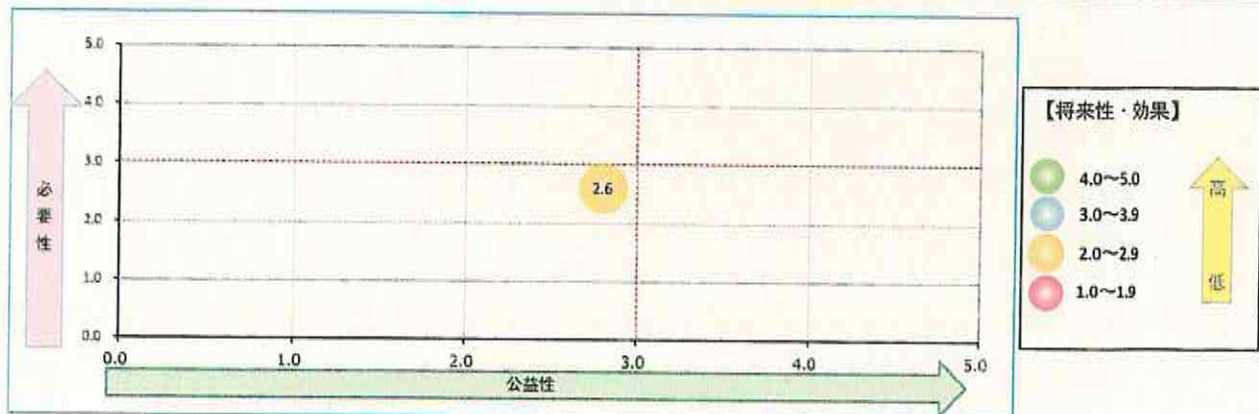
補助金等調書

(2-1)

番号	13	担当課名	農政課	補助開始年度	平成27年度		
補助金等の名称	印西農産物地産地消推進事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱 (印西農産物地産地消推進事業)						
	終了年限の有無 (無 <input checked="" type="radio"/> 有) (平成31年度廃止予定)						
要綱に規定する 交付対象者	農業協同組合、農業法人、生産者3戸以上を含む組織団体、市内農産物直売所						
団体の運営に 関して補助金を 交付している 場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)			設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の 状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		743,040	991,933	1,000,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		743,040	991,933	1,000,000
		会費					
		事業収入					
		その他		743,040	1,983,867	2,000,000	
		合計		1,486,080	2,975,800	3,000,000	
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		1,486,080	2,975,800	3,000,000	
		その他					
		合計		1,486,080	2,975,800	3,000,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		平成24年度～26年度まで印西農産物ブランド化推進事業補助金。政策制度要求により27年度より印西農産物地産地消推進補事業補助金に名称変更、補助率変更。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>実施計画「地産地消推進事業」に該当。市内農産物の地産地消を推進するため、加工から販売までを支援することにより、園芸産地の活性化を図る。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>印西農産物地産地消推進事業補助金 1,000千円 いんざい君FG袋 3,000,000*1/3</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <p>・●●農園直売所 苺4P販売用箱(穴付き)箱 46.80円*10,000枚 計468,000円、苺4P販売用箱(窯) 18.00円*10,000枚 計180,000円、版代 箱 46,000円、版代 窯 135,000円 苺2P手提げケース 42.30円*20,000枚 計846,000円 版代 55,000円 消費税138,400円 合計1,868,400円内1/3補助 ・印西市果樹組合 手提げ袋 2kg用(名入り) 11.6円*34,000枚 計394,400円、2kg袋版代(1色)22,680円、3kg用(名入り) 15.1円*44,000枚 計664,400円、3kg袋版代(1色)25,920円、合計1,107,400円内1/3補助</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>市内農業団体に対して支援を行うことによって、新たな加工品などの特産品の開発、地産地消の推進を図るとともに、印西市のPRとともに消費拡大への向上が期待できる。</p>
	<p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>終期設定なし。 市内農産物の消費に貢献している団体(農業協同組合、農業生産法人、生産者団体、農産物直売所等)に対して、加工機械整備費及び販売促進資材に対する支援を行うことによって、新たな加工品などの特産品の開発、地元農産物のPRとともに消費拡大への向上を図るために、引き続き補助金として交付することは重要と考えられる。</p>
	<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>平成27年度において印西農産物ブランド化推進事業補助金より印西農産物地産地消推進事業とし、補助対象者を市内農業団体、市内農産物直売所から農業協同組合、農業法人、生産者3戸以上を含む組織団体、市内農産物直売所へと変更し、・新品目導入に要する種苗費・生産力強化に要する機械整備費を、農産物の販売促進に係る資材費、農産物の販売促進資材作成に係る版代として補助率を補助対象経費の1/2以内から1/3の額へと変更した。 今後の方向性としては、引き続き市内農産物の地産地消を推進するとともに、市内農業団体に対して加工機械整備費及び販売促進資材に対する経費の補助を続けていく。</p>
	<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>産業や観光の発展に寄与するもの</p> <p>当該事業により印西市農産物の消費を拡大し、地産地消の推進、農業や食に親しむ機会の拡大、安全な農産物づくりの推進が図られる。</p>
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	当該事業により印西市農産物の消費を拡大し、地産地消の推進、印西市のPR、安全な農産物づくりの推進が図られる。

番号	補助金等の名称	担当課名
13	印西農産物地産地消推進事業補助金	農政課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食の安全・安心の観点から、地元の顔の見える農家の農産物を消費したいというのは、住民にとつての願いでもあり、地産地消の推進は一定の理解ができる。 ● 本市の農産業・観光の発展、またイメージ向上の点でその効果が広く市民に及び公益性が高い。 ● 地産地消の推進は見える農業である。安全性も確認でき、郷土愛を育む重要な要素である。身土不二という言葉がある。人の命と健康は食で支えられ、食は土で支えられてる。その土地で作られたものをその土地に住む人が食することは健康保持に大切な要素であり、地域農業の確立にも有効である。 ● イチゴなど対象品目が少なく効果は限定的である。 ● 農産物の地産地消推進は本来、印西市で生産した農産物を地域ブランドなどを背景に他市に販売していき、その効果を印西市の他の商品にも波及させていくものであるが、その部分の消費拡大効果が必ずしも十分でない。現在では、その効果は特定の団体にとどまっている。
<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本補助金の助成対象を見ると、いんざい君をデザインした袋やバックが対象となっている。こうしたものを利用した販売は、市内より市外での販売促進に有効と考えられる。地産地消の推進というのであれば、本格的な道の駅の設定や学校給を通じた児童生徒・保護者への農産物PR、社員食堂などへの売り込みこそ必要に思われる。 ● 特定農産物の開発、地産地消の推進、更に市内外からの消費拡大につながり必要性は高い。 ● ブランド化推進事業から変更したものでブランド品がないことは、ふるさと納税の産品としても、市として魅力がない。 ● これだけの農地がありながら寂しいかぎりである。順天堂大学との提携を利用し、長寿者やスポーツ選手の食の分析から食材や薬草の栽培にヒントがあると思う。地産に生かしブランド品を生み出してほしい。 ● 市民の認知度が低く、市民生活に定着しているとは言えず必要性が感じられない。 ● 現在のような、特定事業者を対象としたような地産地消推進事業の、公益的ニーズや市の施策との関連性は小さいと思われる。地産地消は本来、地域ブランドの育成とそれを背景にした地域の民間競争力の向上が目的で、公が関与するものではない。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の本補助金は、市の特産物の開発に向けたものであったが、地産地消に変わったことで、農産物の販売が外向けから内向けに変わったことを意味する。本市の農産物の生産には、多種少量という特性があるということだが、裏返してみると市内の農産物の生産を上げて他地域に売り込むという積極的な戦略こそ求められるように思われる。 ● 第2次基本計画にも入っており、補助金にとどまらず本市農産物のPR、消費、販売の拡大等について検討願いたい。(例えば、ふるさと物産所や道の駅の設定等) ● 地産と地消を結ぶルートを確立する。一般消費者に対してはネット販売も始める。大口販売先には生産量にも味にも自信のある地元産の新米から給食にのせPRと地産と地消の強力なリンクを作るのも一方法。農家と子どもたちの結びつきは良質質を作る原動力を生み出す。食を利用し、市全体でバックアップし、地産地消を大きく動かす体制をつくるべきだ。 ● 品目や販売方法の面で期待した効果をあげているか疑わらざるを得ず縮小または廃止を検討すべきである。 ● 現在のようなスキームのままでは、将来にわたっても地産地消の本来の目的である地域ブランドの普及発展は望みにくい。

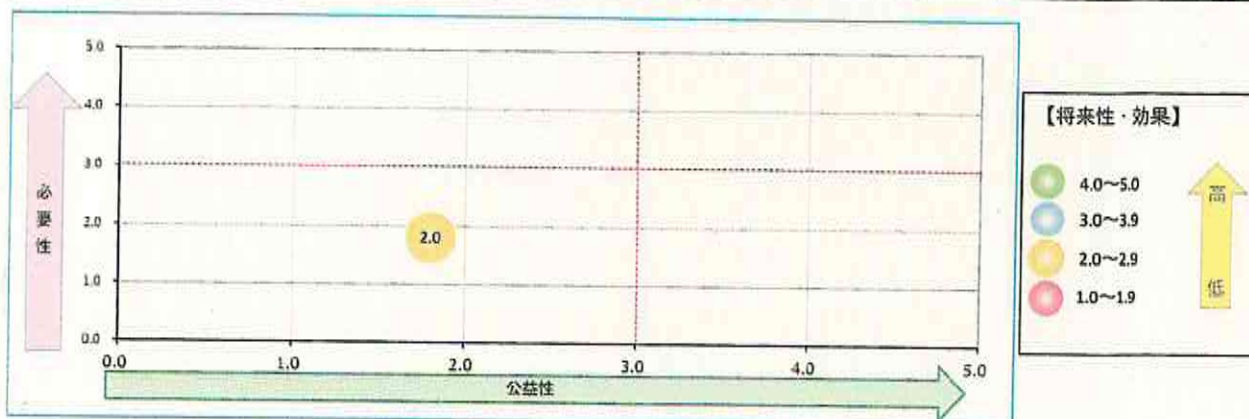
補助金等調書

(2-1)

番号	14	担当課名	農政課	補助開始年度			
補助金等の名称	植物防疫事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	印西市植物防疫協会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市植物防疫協会		昭和37年1月23日				
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。 昭和36年、佐原市での実施を視察以来、水稻の病虫害防除を円滑に推進するため、ヘリコプターによる空中散布を安全かつ効果的・省力的・低コストで実施し、病虫害防除と良質米確保により水稻農家の経営安定に資する。						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		14,245,140	14,111,440	9,707,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		14,245,140	14,111,440	9,707,000
	会費						
	事業収入		43,110,015	40,541,626	45,760,000		
	その他		6,677,663	7,249,257	5,943,467		
	合計		64,032,818	61,902,323	61,410,467		
	歳出	人件費					
		事務費		357,600	343,066	360,000	
		事業費		53,066,013	52,447,316	53,795,400	
		その他		5,384,500	5,249,474	7,255,067	
		合計		58,808,113	58,039,856	61,410,467	
翌年度繰越金		5,224,705	3,862,467	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	<p>農業者の高齢化、兼業農家の増加が進む中、農薬取締法の改正等により、個人での防除が難しくなっており、基幹産業である水稲生産の効率的・省力的防除の手段として農薬の適正使用を行うことを目的としている。</p> <p>無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を市内一斉に実施することで、安全かつ効率的・低コストで実施することができ、農薬の安全使用及び周辺住民への影響をできる限り低くすることができる。</p> <p>その結果、農薬の安全使用かつ農家負担の軽減、周辺住民への影響の低下を図れることから、継続的な農業経営を推進できるため、当該補助金は非常に重要なものである。</p>
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	<p>14,000円/ha×2,150ha×1/2=15,050,000円</p> <p>(根拠)印西市農林振興対策事業補助金交付要綱による。 ヘリコプターチャーター料の1/2以内 ヘリコプターチャーター料 14,000円/ha</p>
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	<p>印西地区:5,665,740m² 本埜地区:5,971,579m² 印旛地区:8,521,890m² 全体 :20,159,209m² 上記補助対象面積に対し、14,111,440円の補助を行った。 (14,000円/ha×2015.92ha×1/2=14,111,440円)</p>
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	<p>無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を市内一斉に実施することで、安全かつ効率的・低コストで実施することができ、農薬の安全使用及び周辺住民への影響をできる限り低くすることができる。</p>
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
<p>平成25年度補助金等評価委員会において、廃止を上にして、縮小して継続という評価を受け、平成30年度に補助金率を従来の「補助対象経費の2分の1以内の額」から「補助対象経費の3分の1以内の額」に見直しを行った。</p>	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
<p>平成25年度補助金等評価委員会において、廃止を上にして、縮小して継続という評価を受け、平成30年度に補助金率を従来の「補助対象経費の2分の1以内の額」から「補助対象経費の3分の1以内の額」に見直しを行った。</p> <p>今後の方向性につきましては、更なる補助率の縮小となると農家負担が上がり農業経営に支障をきたす可能性があることから、現行の補助率を継続していく方針である。</p>	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
<p>環境対策に寄与するもの</p> <p>市の農業の維持は、地域の食を支えることその他、経済への波及や防災等の多面的な効果を持続させる意味をも持つ。当補助金で水稲病害虫防除を市内一斉に実施することで、市として地域農業を支えていく事は、地域の公共性・公益性に資する。</p>	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	<p>当市の基幹的産業である水稲生産において、水稲農家の経営面及び農地周辺住民への安全性を鑑みると、当補助金で無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除の補助を行うことで、持続的な農業の実現を図る必要があるため。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
14	植物防疫事業補助金	農政課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本補助金は、水田への農薬散布の際利用するヘリコプターのチャーター費用に対するものである。植物防疫の観点からの田圃に農薬散布すること自体は一定の理解ができる。 ●一部農業者の収益のための補助金とも考えられ、公益性は低い。 ●防除は散布次期と短期集中が、作物への負荷を決める。栽培面積が広く、農業従事者の高齢化や兼業農家が増加する中で空中散布を採用している。生産量には農家だけでなく市民も安堵したが、農薬の人体への影響度が心配されている。 ●事業開始から56年が経過して市内の都市化が進行して住宅もかなり密集してきており、ヘリによる散布は適切ではない。 ●ヘリコプターからの農薬の空中散布による植物防疫事業は、食の安全という観点から重要ではあるが、これは本来、事業者自身の責務として行うものであり、公益事業としての意味は小さい。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●農薬のヘリコプター散布は、周辺市町村(我孫子市など)では、行われていないところもあり、ヘリコプターの利用が散布の必要条件とは考えられない。また、当時とは異なり、印西市の都市化は大きく進展しており、人口10万人となっている。そうした市民の多くは、他地域から移住した若い新住民であり、子育てをしている人たちである。そうした中で、空から農薬を大規模に散布することは、子供の健康被害の観点から全く理解されていない。また、本補助金を米作農家への経済支援ということについては、なぜ米作りだけ支援するのか理解できない。むしろ米作から他の農産物にシフトする努力にこそ助成すべきである。 ●個人での防除が困難なことや安全性の点では一定の必要性はある。 ●一定以上の生産量を確保することは農家経営の安定化に繋がり、市は地域農業の確立に貢献したことになる。生産量だけでなく高品質も同時に求められている。 ●住宅が密集してきている昨今ではヘリによる以外の方法を検討すべきであり、必要性は薄くなっている。 ●ヘリコプターからの農薬の空中散布による植物防疫事業は、食の安全という観点から、極めて必要な事業ではあるが、市が行うべきものではなく、事業者自身の責務として行うべきものである。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本補助金がスタートした昭和36年当時は、米の増産による食糧確保が国の重要課題であったが、今や米を取り巻く情勢は大きく変化している。米作自体、増産から抑制に転換しているし、農家自体も高齢化で廃業している。耕作を止め、雑草が生い茂る田んぼは田圃の中に点々と年々増加している。すべてを一律に農薬散布しなければ防疫の効果がないというのは、隣の休耕田までも散布しなければならないことになり、理屈に合わなくなってきている。 ●環境対策や農業経営の安定という点では、重要な施策であり、現状維持し更に内容を検討されたい。 ●現方法は高額であり、薬物や全体経費を更に減額し、進出目覚ましい農業法人や大規模農家に自由な防除方法を採らせ薬剤だけ補助する方法もある。2人に1人はガンの時代、人は生き残るため食の安全性を求めている。特に人間の体を健やかに保つ成分を100%備える無農薬の玄米が今求められており、新時代に向け無農薬の玄米生産を研究実験すべきである。守るだけでなく攻めの農業も展開すべきである。 ●散布方法や無農薬化を図るなど事業そのものの見直しの必要があり、縮小または廃止を検討すべきである。 ●補助事業として続けていくことには限界がある。徐々に民間自身に移行していくべきでその場合、農業事業経営への影響については、事業プロセスの他の分野への補助を検討していった方が良いと思う。また、必ずしも農薬を使わない農業も検討していくべきである。
---	---

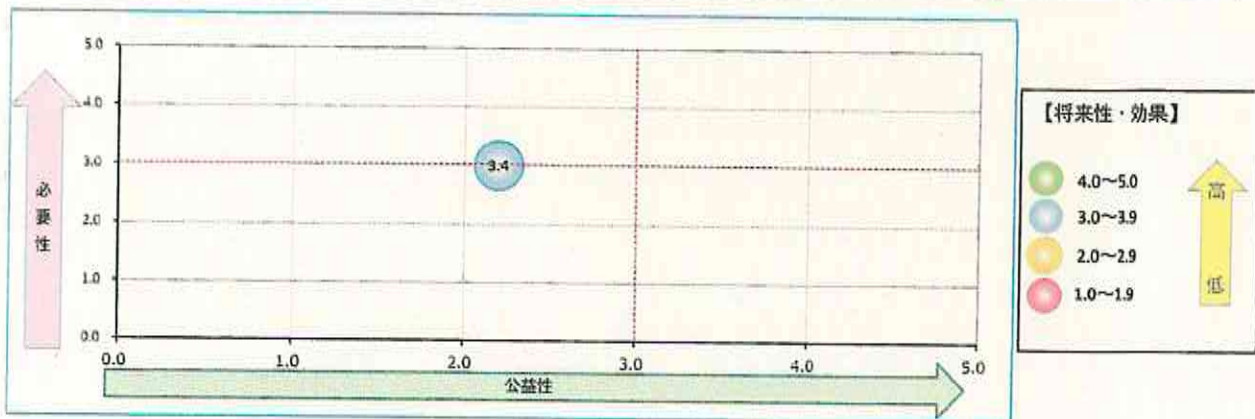
補助金等調書

(2-1)

番号	15	担当課名	農政課	補助開始年度	平成22年		
補助金等の名称	飼料用米等拡大支援事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		2,558,000	15,282,000	12,376,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金		1,539,000	2,269,000	2,023,000
			その他				
			一般財源		1,019,000	13,013,000	10,353,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		2,558,000	15,282,000	12,376,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		2,558,000	15,282,000	12,376,000	
		その他					
		合計		2,558,000	15,282,000	12,376,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>水稻以外の農作物の作付けや新規需用米、加工用米への転換により、米の需要と供給のバランスを図り、水田のさらなる有効利用の促進と、併せて食料自給率の向上を図るとともに将来にわたり持続できる水田農業の確立を目指す。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>(20,699千円) (県補助金) 3円×786,000㎡= 2,358,000円 (飼料用米・主食品種) 1.5円×214,000㎡= 321,000円 (飼料用米・多収品種) 1.5円×163,000㎡= 244,500円 (ホールクroppサイレージ) (市補助金) 15円×786,000㎡=11,790,000円 (飼料用米・主食品種) 15円×214,000㎡= 3,210,000円 (飼料用米・多収品種) 15円×163,000㎡= 2,445,000円 (ホールクroppサイレージ) 1.5円×220,000㎡= 330,000円 (加工用米)</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>飼料用米主食品種(48.9ha)、飼料用米多収品種(34.6ha)、ホールクroppサイレージ(20.3ha)、加工用米(14.6ha) (15,282千円) (県補助金) 3円×488,524㎡= 1,453,000円 (飼料用米・主食品種) 1.5円×345,565㎡= 513,000円 (飼料用米・多収品種) 1.5円×202,740㎡= 303,000円 (ホールクroppサイレージ) (市補助金) 15円×834,089㎡=12,494,000円 (飼料用米) 15円×202,740㎡= 303,000円 (ホールクroppサイレージ) 1.5円×145,725㎡= 216,000円 (加工用米)</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>
	<p>国・県・市の補助額が充実している飼料用米多収品種の取組者及び取組面積が年々増加していることから、飼料用米主食品種で取り組んだ農業者が飼料用米多収品種に移行していると考えられる。 そのため、本補助金を交付することにより、飼料用米多収品種を取り扱う農業者の定着及び面積拡大の一助となっている。</p>
	<p>⑤ 補助金交付の終期の目的がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対する財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対する終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>
<p>平成31年度において廃止予定であるが、今後の方向性については、年々変化する米の価格動向や国や県、他市町村の動向を注視し、その時点における判断を都度行っていく。</p>	
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>平成30年度において10アール当たりの補助率を「飼料用米 15,000円(1,000円未満切り捨て)」から「飼料用米(主食品種) 20,000円(1,000円未満切り捨て)」及び「飼料用米(多収品種) 7,500円(1,000円未満切り捨て)」に見直しを行った。 今後の方向性については、年々変化する米の価格動向や国や県、他市町村の動向を注視し、その時点における判断を都度行っていく。</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>産業や観光の発展に寄与するもの</p>	
<p>市の農業の維持は、地域の食を支えることその他、経済への波及や防災等の多面的な効果を持続させる意味をも持つ。当補助金において飼料用米等の新規需要米及び加工用米を推進することで、市として地域農業を支えていく事は、地域の公共性・公益性に資する。</p>	
<p>担当課の判定 <input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止</p>	
<p>判定の理由 平成30年5月14日に当市において開催された「平成30年産の飼料用米等の拡大に向けた意見交換会」にて、国及び県から新規需要米等の推進拡大をしていく旨の意見を賜ったことを受け、新規需要米等の更なる拡大には、当補助金の維持が必要であると考えられるため。</p>	

番号	補助金等の名称	担当課名
15	飼料用米等拡大支援事業補助金	農政課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 米作に対する国の政策が大きく転換した。コメ余りを受けて、これまでは休耕田を割り当てて、これに対して補助金を出してきたが、主食米の生産調整を止め、飼料米をつくる農家に対して助成する方向にシフトした。国の政策転換を受けての補助金であり、やむを得ないものと思われる。 ● 米の需要と供給のバランスを図り、地域農業全体を支えていく点で公益性は高い。 ● 国は米の生産過剰を転作により解決を図ろうとした。転作物物の中には連作を嫌う物もあり低価格で順調に進まない。さらに、多発する自然災害は米の需給バランスを崩し、米価も不安定のため、米価の安定に向け農業者を支えながら、併せて水田のもつ多目的な機能を保持し地域の保全にも尽力しなければならない大きな役割をもつ。 ● 遊休農地を増やさないと認めるが、食糧ではなく飼料のためであること自体にやや抵抗感が残る。 ● 本事業に対する補助金支出の適正性は認めにくい。農業経営の抜本的見直しが必要で、そのための公的支援を検討すべきで、飼料用米等拡大支援を続けていくことは問題の先送りとなる。
<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主食用の米と飼料米では、価格に大きな差があり、一時的には、飼料米に転換する農家への支援は必要と思われる。 ● 国、県の方針でもある新規需要米等の拡大に関し、本補助金は一定の必要性があると思われる。 ● 地球温暖化による異常気象・多発する自然災害で主食米の需要バランスがとれない。以前災害で壊滅的な打撃を受け海外からの輸入米で不足分を補った。その後自由化を保留するかわりに最低輸入量を受け入れている。調整は更に難しいものとなった。国内で調整できることは国内で調整していくことが肝要である。 ● 空いている水田の活用について市民の参加や知恵を求めるなどもっと付加価値を高める利用方法を検討すべきである。 ● 市の農業の健全な発展のためには、当初の段階では、ある程度の主食米の生産調整とそのための市の施策は必要である。しかし、それをいつまでも続けて飼料米など転用米へ補助金を支出していくことは、農業の発展に結びつかないのではないのか。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼料米を必要とする農業の需要は、我が国全体では大きくなく、主食米と比べ早めに刈り取ることから生産に比較的手間のかからない飼料米に転換していく農家が急増するようでは現場に混乱をもたらす可能性も否定できない。その一方で北米産の飼料に比べ、价格的にも太刀打ちできていない状況では、飼料米生産増への警戒も十分行う必要があり、その価格差を補填していくとすれば、補助金総額の急増の懸念があることに留意しなければならない。 ● 県からの補助金もあり目的達成のため現状維持が望ましい。 ● 国が減反政策の終了を宣言しない以上、飼料米作付けを推進せざるを得ない。同種の稲での転作であり、土壌への影響も少なく、逆に主食米への変更も容易である。国・県の動向に注意し、その都度対応すべきである。 ● 水田がもつ環境保全の意義については広く市民のコンセンサスを求めていくべきであり、現時点では利用方法など事業の見直しを行い、縮小または廃止を検討すべきである。 ● 農業事業の抜本的立て直しまでには時間がかかり、それまでの支援として本事業はある程度、一時的には続けざるを得ない。しかし、本事業の本当の目的はどこに置くべきなのか、農業を立て直すにはどうしたら良いのかという目的とそのための抜本的解決策を、本事業推進中に検討すべきである。

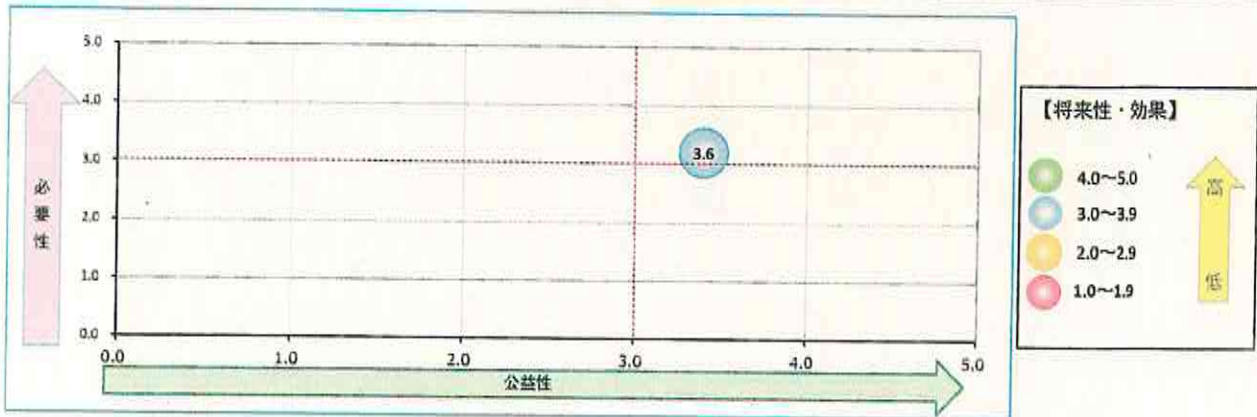
補助金等調書

(2-1)

番号	16	担当課名	環境保全課	補助開始年度	平成22年度		
補助金等の名称	スズメバチの巣駆除費補助金						
交付要綱等の名称	印西市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	市内の建物等に営巣したスズメバチの巣の駆除を指定業者に依頼する者であり、次のいずれかに該当するもの。 ・当該建物等の所有者又は所有者から管理を委託されたもの。 ・当該建物等を借りているものであって、所有者又は管理者から駆除の承諾を得られたもの。						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		961,200	2,558,100	1,318,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		961,200	2,558,100	1,318,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		961,200	2,558,100	1,318,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		961,200	2,558,100	1,318,000	
		その他					
		合計		961,200	2,558,100	1,318,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ スズメバチの巣の駆除に要した費用に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)												
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)												
	人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチが営巣した巣を駆除するものに対し、当該スズメバチの巣の駆除作業に要する費用の一部を補助することにより、早期の駆除を促進し、もってスズメバチの危害から市民生活を守り、快適な生活環境を保持すること												
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)												
	過去の実績と駆除金額を考慮し、1件当たり10,800円として100件分の1,080,000円を予算額とした。												
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)												
	予算額1,080,000円と流用額1,478,100円を合わせた2,558,100円を支出 スズメバチの巣駆除件数 212件 : 駆除個数 225個												
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>スズメバチの巣</th> <th>駆除件数</th> <th>駆除個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>69件</td> <td>71個</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>85件</td> <td>87個</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>212件</td> <td>225個</td> </tr> </tbody> </table>	スズメバチの巣	駆除件数	駆除個数	平成27年度	69件	71個	平成28年度	85件	87個	平成29年度	212件	225個
	スズメバチの巣	駆除件数	駆除個数										
平成27年度	69件	71個											
平成28年度	85件	87個											
平成29年度	212件	225個											
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)													
スズメバチの巣の駆除は毎年発生するため、終期設定をしていない。													
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。													
原則は土地や建物等の所有者や管理者が所有財産管理の一環として、自己責任のもとで行うものではあるが、スズメバチによる被害は生死に関わるので、早期の駆除を促進するために今後も引き続き行うべきである。													
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)													
環境対策に寄与するもの													
市内に有する建物等にできたスズメバチの巣を駆除したい方が対象となるので、多くの方が利用できる。													
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止												
判定の理由	スズメバチによる被害は生死に関わることであるので、現状維持で継続することとする。												

番号	補助金等の名称	担当課名
16	スズメバチの巣駆除費補助金	環境保全課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p>＜効果の範囲及び効果の期待について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スズメバチが民家の軒下等に巣をつくることになると、その被害は、当該家屋の住民のみならず、周辺の近隣住民にも及び、生命の危険にまで至ることから、巣を除去するための補助金の公益性は十分に認められよう。 ● 毎年多くの駆除件数があり市民生活を危険から守る意味で効果があり一定の公益性がある。 ● スズメバチが営巣した巣を駆除することは市民を被害から守り快適な市民生活を送るうえで不可欠である。 ● スズメバチに遭遇してしまったときの逃げ方や発生時期についての広報にも力点をおくべきである。 ● 個人の対応では有害なスズメバチの危険を速やかに駆除するのは困難であるが、この補助制度が浸透することにより市民生活の安全に寄与している点は評価できるものである。 ● スズメバチの巣の駆除は、考え方としては自宅の修理と同じで、自己責任の下に行うべきであり、実際に近隣市でも補助事業として行っている例は少ない。直感的には公益性に乏しいが、周辺住民への被害を防ぐという意味では行政が行う部分もあると思う。
--	---

<p>必要性について</p> <p>＜必要性及び目的の重要度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スズメバチの巣を放置すれば、巣がますます肥大化し、危険も一層大きくなるため、早急な駆除が望まれるところであるが、素人の対応は危険で専門業者に委託せざるを得ず、迅速な対応を図るための費用の補助は必要と考える。 ● スズメバチの危害から市民生活を守る意味で一定の必要性また重要度がある。 ● 梅雨や気候変動の影響で毎年の発生件数が異なるが、人に危害を加える恐れがあるため、早急に駆除しなければならない。1件当たりの駆除費用は1～2万円台が多く、4万円を超える件数は17件・全体212件の0.8%であり小型の巣が多いことから、駆除業者を紹介するだけでよいのではないかと。 ● 近隣市ではほとんど類似の制度がない点は気になるが、特殊な技能や経験を持つ組合を活用している点は評価できる。 ● スズメバチによる被害が生命をも脅かし、周辺にも被害が及ぶことを考えると、こうしたことへの市からの補助の必要性については一定の理解はできる。しかし、なぜスズメバチに限っての補助なのか、他の危険生物についての必要性はどうかは十分な検討が必要と考える。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p>＜将来性及び目的達成度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不在家屋などは増える傾向にあり、それに伴いスズメバチの巣駆除の必要性は今後とも高まる傾向にある。市の補助率は周辺自治体に比べて格別高いとも言えず、今後とも継続する必要がある。また、自治体職員による直接駆除も考えられるが、費用対効果を考えると、補助金で対応する方が低廉で済むと思われる。 ● 今後も必要な補助事業であるが、行政直接事業の自治体もあり補助率等については検討すべきである。 ● 道路・学校等・公園等行政財産に営巣したスズメバチの巣は市が責任をもって駆除すべきであるが、個人の所有財産での営巣駆除は個人が責任をもって駆除しなければならない。きちんと両者を線引きすべきである。自然災害や生物が媒介となるウイルス等個人の力では防御できない事象でなくスズメバチの駆除は私有財産の所有者ができる範中であることから、この補助金は廃止を検討すべきである。 ● 千葉県害虫駆除共同組合を利用するのであれば、市民からの連絡があった場合に市から直接組合に依頼するほうが迅速に対応できるとも思われるので、市民への補助ではなく委託化をするなど事業の進め方について再検討すべきである。 ● 今後については、近隣市の動向も考慮しながら、将来的には廃止に向けた検討が必要と考える。
---	--

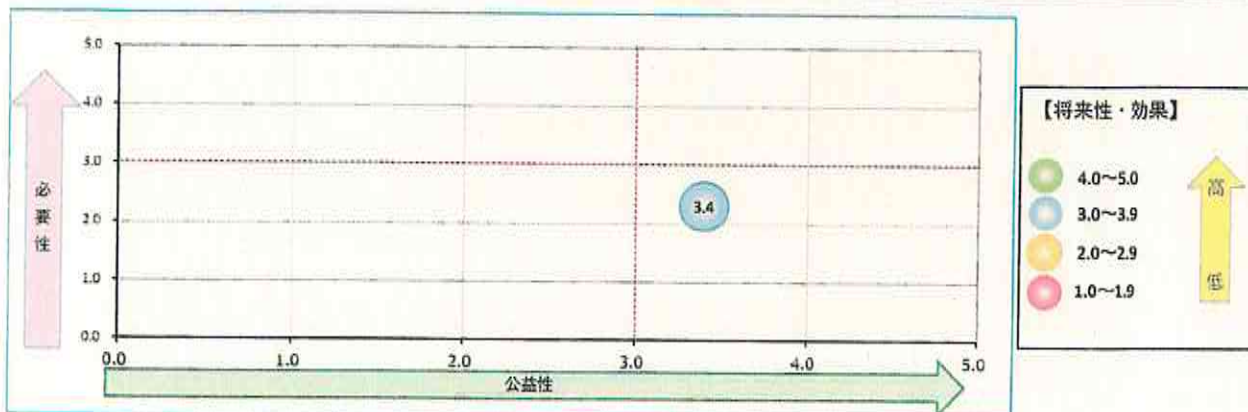
補助金等調書

(2-1)

番号	17	担当課名	環境保全課	補助開始年度	平成25年度		
補助金等の名称	浄水器設置費補助金						
交付要綱等の名称	印西市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	次の全てに該当するもの ①市内に専用住宅等を所有し、かつ、現に当該住宅に居住している者。 ②住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、かつ、当該地下水の水質が省令基準水質に適合しないこと。 ③5年以内に補助金対象浄水器の購入及び設置に係る補助金の交付を受けていないこと。 ④補助対象者及び同一世帯員が過去3年以内で市税等を滞納していないこと。 ⑤交付申請者が実績報告書を提出する時点において、浄水器を設置した専用住宅等の所在地が交付申請者の住所として住民基本台帳に記録されていること。						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		1,485,000	750,000	1,500,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		1,485,000	750,000	1,500,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		1,485,000	750,000	1,500,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		1,485,000	750,000	1,500,000	
		その他					
		合計		1,485,000	750,000	1,500,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		浄水器の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税は除く。)の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は15万円のうち、いずれか低い額とする。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	地下水汚染対策の推進を図り、市民の健康を保持するため、汚染が確認された地下水を飲料用使用する市民に対し、浄水器の購入及び設置に要する費用を補助する。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	150,000円×10基=1,500,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算 1,500,000円 支出 150,000円×5基 合計750,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	上水道区域に該当せず、汚染が確認された井戸水の他に飲料水の確保が困難な市民の健康を保持することができる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
上水道普及率が100%になった場合を終期とする。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
今後についても、上水道区域に該当せず、汚染が確認された井戸水の他に飲料水の確保が困難な市民がいる限り、継続する必要がある。終期については、上水道普及率が100%になった場合とする。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
環境対策に寄与するもの	
上水道が利用できなく、汚染が確認された地下水を飲料水としている市民に対する補助金であり、健康を保持するために必要とされる。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	上水道への切り替えは時間を要し、市民の健康に関わるので、現状維持で継続することとする。

番号	補助金等の名称	担当課名
17	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	環境保全課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道配水管の未敷設地区において浄水器を設置することは、敷設地区との公平を図る上で補助の公益性が認められる。 ● 環境対策という点で公益性が高い。 ● 上水道区域に該当せず、汚染が確認された井戸水のほかに飲料水の確保が困難な市民に対しての浄水器補助は市民全体の健康を保持するために必要な措置である。 ● 飲料水の確保は本来各自が負担すべきものとも思われるので、公益性はそれほど高くないと思われる。 ● 浄水器は必要だが、基本的に公益性という点では、早期に上水道普及率100%に向けた施策を遂行すべきである。本件に限らず広く水事業は公益性は高い。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地下水は、個々のくみ上げ箇所により含有物質も異なることから、それぞれの物質に対応する機器によらざるを得ない。市民の健康維持のために浄水器を設置することは必要であろう。 ● 毎年の実績は少ないが市民の健康維持の観点から一定の必要性がある。 ● 浄水器をつけることによって汚染物質は除去され環境基準以下となる。健康への不安もなくなり上水道区域との差は減少したといえる。 ● 上水道配水管が隣接していない住宅は、今後減少していくものと思われるので必要性は高いとはいえないと思われる。 ● 印西市において水事業は極めて重要であるが、市内の上水道普及率など、設備統計などをきちんと把握しながらこうした事業を進めていく必要がある。また、浄水されていない水を飲料など、生活水道として利用することのないよう、浄水事業は必要である。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印西市内の水道管敷設を進める必要があるが、集落世帯数の少ない地域への配管は、財源の問題もあり、簡単ではない。また、事業主体も、市営、県営、長門川企業団の三系統になっており、市の判断のみで給水面積を増加させることはできないことから今後とも本助成金で対応するのはやむを得ない。 ● 上水道の普及率を高めることは勿論だが、市民の健康維持のため本補助金のPR等について更に検討すべきである。 ● 浄水器による除去効果は5~10年が限度だといわれ、数度の交換が予想される。上水道に切り替えるまでには多くの時間を必要とされることから本補助金は現状維持で継続すべきである。 ● 本来は上水道を付設することにより解決すべき問題であり、今後の付設状況との整合性を図るべきである。また、上水道が設置された一般家庭でも浄水器を設置しているところもあり、公平性の観点から廃止の方向で縮小を検討すべきである。 ● 上水道普及率100%達成まで続けるということだが、その達成時期の目途やそこに向けてのプロセスなど、明確にすべき点が多い。買い替えや取り換えの都度に補助金を支給するとなると、半永久的な措置となり現実的でない。早期に代替の政策を検討する必要がある。
---	--

補助金等調書

(2-1)

番号	18	担当課名	環境保全課	補助開始年度	昭和62年度		
補助金等の名称	合併処理浄化槽設置事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	補助対象事業者が次のいずれかに該当しない場合 (1) 法第5条第2項の期間を経過していない場合又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けていない場合 (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合 (3) 補助事業対象者及び同一世帯員のうち、いずれかの者が市税等を滞納している場合 (4) 補助対象事業者が、第9条に規定する実績報告書を提出する時点において、当該補助により合併処理浄化槽を設置した専用住宅等の所在地が、補助対象事業者の住所として住民基本台帳に登録されていない場合						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		38,556,000	30,640,000	56,198,000	
		内訳	国庫補助金		11,176,000	10,906,000	9,836,000
			県補助金		12,681,000	9,739,000	20,796,000
			その他				
			一般財源		14,699,000	9,995,000	25,566,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		38,556,000	30,640,000	56,198,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		38,556,000	30,640,000	56,198,000	
		その他					
		合計		38,556,000	30,640,000	56,198,000	
翌年度繰越金							

<p>補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)</p>	<p>① 国補助 ・ ② 県補助 ・ ③ 単独 ・ ④ 市単独上乗せ</p>
	<p>●窒素除去高度処理型合併処理浄化槽 (N10型) の設置に対する補助 (5人槽) 644千円 (7人槽) 686千円 (10人槽) 776千円 ※新築・新設と転換で補助対象浄化槽の性能要件あり。</p> <p>●高度処理 (N10型) 促進上乗せ補助 200千円</p> <p>●りん除去高度処理型合併処理浄化槽 (P型) の設置に対する補助 (5人槽) 444千円 (7人槽) 486千円 (10人槽) 576千円</p> <p>●窒素及びりん除去高度処理型合併処理浄化槽 (N&P型) の設置に対する補助 (5人槽) 678千円 (7人槽) 843千円 (10人槽) 1,113千円</p> <p>●転換上乗せ補助 (単独転換) 180千円 (くみ取転換) 100千円</p> <p>●転換時の配管工事費上乗せ 100千円</p> <p>●放流先がない場合の蒸発拡散装置の設置に対する上乗せ補助 100千円 ※補助金額詳細は別表のとおり</p>

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市第2次基本計画の環境負荷の低減による低炭素社会・資源循環型社会づくりの項目及び、環境基本計画の環境施策の展開の項目にあたり、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図るため、専用住宅等への合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付する。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	窒素又はりん除去高度処理型合併処理浄化槽 [5人槽] 444千円 66基 29,304千円 [7人槽] 486千円 13基 6,318千円 [10人槽] 576千円 1基 576千円 上乗せ補助 単独転換補助 180千円 10基 1,800千円 汲取り転換補助 100千円 5基 500千円 蒸発散装置設置補助 100千円 6基 600千円 合計 80基 39,098千円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	窒素又はりん除去高度処理型合併処理浄化槽 [5人槽] 444千円 51基 22,644千円 [7人槽] 486千円 8基 3,888千円 [10人槽] 576千円 3基 1,728千円 上乗せ補助 単独転換補助 180千円 6基 1,080千円 汲取り転換補助 100千円 3基 300千円 蒸発散装置設置補助 100千円 10基 1,000千円 合計 62基 30,640千円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	印西市では昭和62年度から補助をはじめ、平成29年度末現在で3,384基の設置補助をしてきた。(旧印旛村、本埜村含む)結果、印旛沼に流入する生活系の汚濁負担量は、昭和60年と比較して約27%、手賀沼においては約18%まで削減することができた。その点からも合併処理浄化槽設置事業補助金は、生活系排水の抑制に大きく貢献できている。
	⑤ 補助金交付の終期の目的がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
市内の合併処理浄化槽人口普及率は、約80.9%である。普及率100%になった時が補助金の終期である。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
今年度より、N10型(高度処理型合併処理浄化槽)に対し200千円の上乗せ補助を行うとともに、転換時の配管工事費100千円の上乗せ補助を実施。今後も国や県、他市町村の動向を見ながら、補助を継続していく。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
環境対策に寄与するもの	
補助対象者は、専用住宅等への合併処理浄化槽を設置しようとするものであり、補助金を交付することで公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図ることができる。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	引き続き、水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図ることが必要であるため、国、県及び周辺市町村の動向を見ながら補助を継続していく。

(別表) 補助金額一覧

単位：円

補助対象浄化槽、人槽区分		新設	単独転換	くみ取り転換	
窒素又はりん除去高度処理型合併処理浄化槽	N10型 ※1	5人槽	644,000	824,000	744,000 (644,000)
		6～7人槽	686,000	866,000	786,000 (686,000)
		8～10人槽	776,000	956,000	876,000 (776,000)
	P型 ※2	5人槽	444,000	624,000	544,000 (444,000)
		6～7人槽	486,000	666,000	586,000 (486,000)
		8～10人槽	576,000	756,000	676,000 (576,000)
	N20型 ※3	5人槽	補助対象外	624,000	544,000 (444,000)
		6～7人槽		666,000	586,000 (486,000)
		8～10人槽		756,000	676,000 (576,000)
窒素及びりん除去高度処理型合併処理浄化槽 N&P型 ※4	5人槽	678,000	858,000	778,000 (678,000)	
	6～7人槽	843,000	1,023,000	943,000 (843,000)	
	8～10人槽	1,113,000	1,293,000	1,213,000 (1,113,000)	
蒸発拡散装置の設置		+100,000			
単独転換・くみ取り転換時の配管工事費		+100,000 (上限)			

注 汲み取り便所から転換する場合で、建築確認を伴う合併処理浄化槽を設置する場合は、()内の額とする。

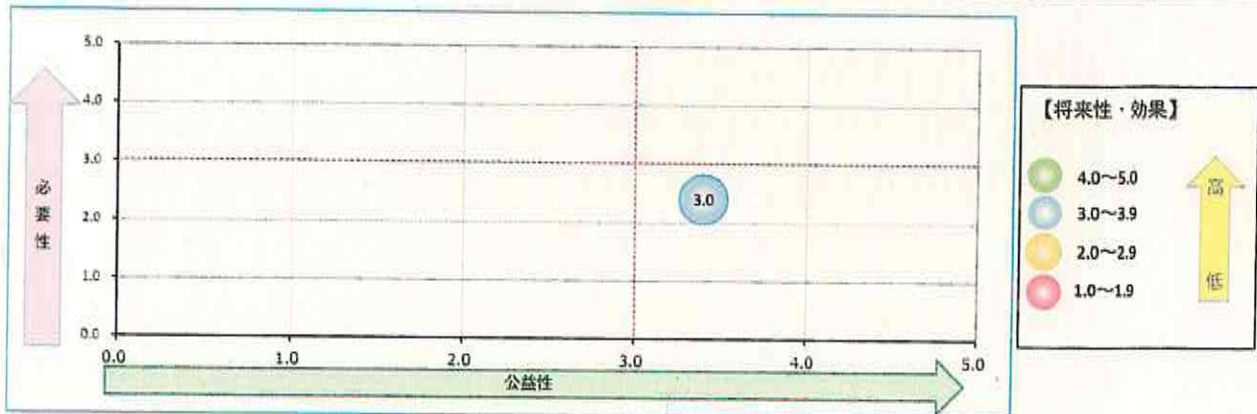
※1 N10型 放流水の総窒素濃度が10mg/l以下にすることができる能力を有するもの。

※2 P型 放流水の総りん濃度が1mg/l以下にすることができる能力を有するもの。

※3 N20型 放流水の総窒素濃度が10mg/lを超え20mg/l以下にすることができる能力を有するもの。

※4 N&P型 放流水のBODを10mg/l以下、総窒素濃度を10mg/l以下及び総りん濃度を1mg/l以下にすることができる機能を併せて有するもの。

番号	補助金等の名称	担当課名
18	合併処理浄化槽設置事業補助金（市上乗せ）	環境保全課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域下水道で生活用水が処理される地域に比べ、カバーされない地域に合併処理浄化槽を推進することは、敷設地区との公平を図るものである。また、環境汚染を防ぐことにつながることから補助金の公益性が認められよう。 ● 環境対策という意味から広く公益性がある。 ● 下水道処理区域外の区域で、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上を図るため専用住宅等への合併処理浄化槽を設置することは川や沼の水質保全や環境の保全・美化につながる。 ● 印旛沼及び手賀沼の汚濁負担の軽減に対してこの補助金は大きく寄与してきた点は評価できる。 ● 水質調査で全国ワーストにあるものの、印旛沼や手賀沼は市民にとって重要な水資源であり、水質改善のためのこうした水事業の公益性は高い。さらなる効果的な方策を考えないといけない。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印西市においては、利根川流域、印旛沼を身近にしている。生活排水による湖沼の汚濁を防止するため、合併浄化槽設置が急がれる。 ● 水質汚濁防止及び公衆衛生の向上の観点から必要性、重要度が高い。 ● 湖沼の水質汚濁には人間が営む生活が大きく関わっており、生活排水や汚水・田畑の肥料等からの窒素・リンは汚濁の主要な要因である。合併処理浄化槽での除去処理能力は完全ではなく、より高度なものへの転換が必要であり年月を要する。 ● 湖沼等の水質の問題の抜本的な解決は下水道の普及であるので、今後はその点も合わせて検討すべきものと思われる。 ● 一定の必要性は認めるものの、印西市の下水道普及率など、統計データを基に検討すべき点は多い。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併浄化槽の最新の普及率は、80.9%となっており、平成20年度当時の54%から比べるとかなりの上昇ともいえる。しかし、なお、20%未満が未設置であることを考えると、なおも設置が進まない原因を探りながら計画性を持って対応すべきであろう。また、その際に、短時間で高率の補助で設置を奨励することも検討していいのではないかと。 ● 普及率を高めるため更に啓発活動を実施すべきである。 ● 印旛沼・手賀沼共に生活系汚濁負荷量が徐々に削減されてきているが、それでも順位はワースト2・3位である。公共下水道の整備促進を図るとともにそれを補完する下水道整備区域外の合併浄化槽の設置を推進すべきである。上乗せ補助が昨年度は転換総数の3割を占め効力を示しており、除去効果の高い浄化槽への上乗せ補助も汚濁防止には有効である。沼への汚濁流入河川は印西市だけではない。近隣市の動向にも注目し、本補助金は継続していくべきである。 ● 補助金の継続はやむを得ないとしても、下水道を利用している家庭においては相当な費用を負担していることを考えれば、今後は見直しを行い補助金額は抑制していくべきと思われる。 ● 下水道普及率の達成目標とそこへの到達時期の目途など、具体的な数値目標が必要である。今後の補助継続であったとしても、目標値を設定する必要がある。
---	---

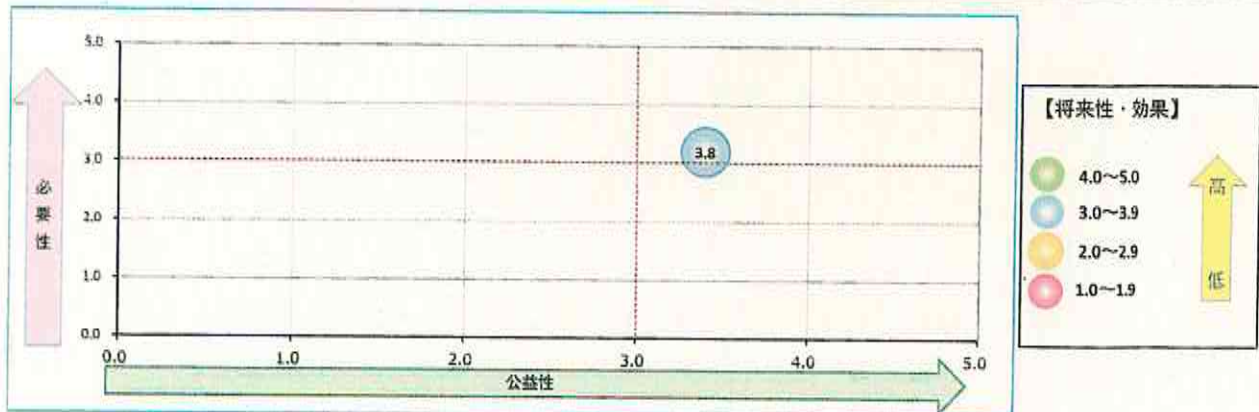
補助金等調書

(2-1)

番号	19	担当課名	環境保全課	補助開始年度	平成17年度		
補助金等の名称	住宅用省エネルギー設備設置費補助金						
交付要綱等の名称	印西市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金						
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において、自ら住居するための住宅を所有する者又は建築した者で、当該住宅に対象設備を設置した者。 ・建売住宅の供給者等から対象設備が設置されている住宅を購入した者。 ・自ら住居するための住居と店舗等との併用住宅で使用することを目的として、対象設備を設置した者。 ・共同住宅に共有部分で使用することを目的として対象設備を設置した管理組合。 						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		46,498,000	33,391,000	34,750,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金		37,156,200	22,668,000	24,450,000
			その他				
			一般財源		9,341,800	10,723,000	10,300,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		46,498,000	33,391,000	34,750,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		46,498,000	33,391,000	34,750,000	
		その他					
		合計		46,498,000	33,391,000	34,750,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ (2) 県補助 ・ 3 単独 ・ (4) 市単独上乗せ					
		<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電システム・戸建住宅：単価20千円/kW (上限70千円) ※既築の住宅にHEMS又は蓄電池と併せて設置した場合は、20千円/kW (上限90千円) を加算補助します。 ・共同住宅：1kW 30千円/kW (上限300千円) ○太陽熱利用システム・自然循環式：上限30千円 ・強制循環式：上限50千円 ○家庭用燃料電池システム (エネファーム)：上限80千円 ○定置用リチウムイオン蓄電池：上限100千円 					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市第2次基本計画の環境負荷の低減による低炭素社会・資源循環型社会づくりの項目及び、環境基本計画の地球環境の項目にあたり、環境への負荷の低減を図り、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保並びにエネルギー利用の効率化及び最適化を図ることを目的とする。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	太陽光発電システム(戸建) 上限 70千円 140件 9,800千円 (戸建HEMS等付き) 上限 160千円 5件 800千円 (共同) 上限 300千円 1件 300千円 太陽熱利用システム(自然循環型) 上限 30千円 5件 150千円 (強制循環型) 上限 50千円 2件 100千円 家庭用燃料電池システム 上限 100千円 180件 18,000千円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限 100千円 40件 4,000千円 地中熱利用システム 上限 100千円 1件 100千円 合計 374件 33,250千円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	太陽光発電システム(戸建) 157件 10,723千円 (戸建HEMS等付き) (内23件) 1,968千円 家庭用燃料電池システム 173件 17,300千円 定置用リチウムイオン蓄電システム 34件 3,400千円 合計 364件 33,391千円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	市の補助を受けた方に対し、省エネルギー設備設置アンケート調査を実施。その結果によると、節電意識が高まった等の意見があった。 平成29年度は市で約844.8kw(太陽光発電システムの発電量)の設置補助を行った。二酸化炭素排出量に換算すると約43万kg-CO ₂ の削減効果があった。(約309世帯分の1年間の電力使用量をまかなっている。)
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
地球温暖化の防止のため、再生可能エネルギーや省エネルギー対策を推進することが必要であると考えており、県及び周辺市町村の動向を見ながら、補助を継続していく。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
太陽光発電システムについては、設置単価の低下のため、平成29年度に補助単価を1kw当たり3万円、上限12万円から、1kw当たり2万円、上限7万円に見直しを行った。また、太陽光発電システムに限り、既築住宅のみHEMS又は蓄電地を併せて設置した場合、1kWあたり、2万円上限9万円の加算補助を実施。 太陽熱利用システムについては、上限5万円から、自然循環式上限3万円、強制循環式上限5万円とした。 平成30年度からは設置単価の低下のため家庭用燃料電池システムを10万円から8万円に見直しを行い、地中熱利用システムの補助を廃止。 その他の設備については、県の補助金額をそのまま補助金額としているため、今のところ見直す予定はない。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
環境対策に寄与するもの	
補助対象者は、自ら居住するための住宅に、補助対象設備を設置した者であり、補助金を交付することで設置の促進を図ることができる。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	引き続き、省エネルギー対策を推進していくことが必要であるため、県及び周辺市町村の動向をみながら継続していく。

番号	補助金等の名称	担当課名
19	住宅用省エネルギー設備等設置費補助金（市上乗せ）	環境保全課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光など再生エネルギーの推進が、化石燃料による発電で地球環境を大気温暖化に導くことを抑制するため、補助金を出すのだという説明には納得できない。そもそも地球温暖化の対策は、一自治体である印西市の取組みで対応すべきものでなく、より広域である県、更には国が一義的に対応すべき事務である。他方、災害などいざという時のため、エネルギー源を多様化するためであれば、一定の公益性があると思われる。 ● 広く環境対策に寄与するものであり一定の公益性、効果がある。 ● 環境への負荷低減及び地球温暖化への防止並びに家庭におけるエネルギーの確保・利用が図れる。 ● 環境対策としての役割は評価できるが、本来これは国が対応すべき課題である。 ● 環境問題への取り組みの一環としての省エネ住宅の普及促進は公益性が高い。ただし、環境問題という非常に大きなテーマに関してどこまで市が関与すべきか、エネルギー問題として考えれば災害時のエネルギー確保という設備投資促進も考えられる。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生エネルギーは、発電施設の多様化の一環で、防災上の必要性としてとらえるべきであろう。東日本大震災の計画停電、先般の北海道大地震の際の広域停電を考慮すれば、この地域において完全に電源を失うことは、市民生活に大きな影響を及ぼすもので、これを避けるために必要なものとして考えるべきであろう。 ● 環境対策また家庭におけるエネルギーの安定確保を図るものであり必要性、重要度も高い。 ● 地球温暖化の防止のため再生可能エネルギーや省エネルギー対策を推進する必要がある。太陽光発電システムや太陽熱利用温水器の導入は二酸化炭素を排出せず、新しいエネルギーを生み出ししており、省エネルギーや家庭の節電にも繋がった。ただし、天候によって発電量が一定ではなく災害や天候にも強くなるためには蓄電池のイノベーションが急務である。 ● 今後は環境対策というよりも災害時に電力を確保するという面に着目すべきと思われる。 ● 住宅用太陽光パネルは電力会社による余剰電力買取制度も見直される方向にあり、今後のさらなる普及には限界があると考えられる。全体としての必要性は高いが、その設備の種類に強弱をつけた補助制度に見直すほうが良いのではないだろうか。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近報じられている政府の動向によれば、これまで固定買取制度により推進してきた太陽光発電等は、太陽光の発電施設等が増加したため、割高な買取額が電気料金に上乗せせざるを得ないことから、制度見直しに動くようである。そうだとすれば、補助制度を無くすことまでは考えないが、補助率の縮小を考えるべきである。 ● 国、県及び周辺自治体の動向をみながら本補助事業の普及啓発を進めるべきである。 ● 太陽光発電システムに関わる一連の設置費用は多額の費用を要するが、補助金と売電方式で短期の返済を可能とし、総設置数は年々増加し発電量も需給を上回る勢いである。しかし、ここにきて原発も再稼働し始めた。太陽光等の再生可能エネルギーに出力抑制が求められた。解決には余剰電力を他地域に融通する送電線の拡充や大規模の蓄電池の開発等が必要であり、設備増強には多額の経費が掛かり、最終的には家計や企業が負担することとなる。一方、余剰電力の買い取り費用は再エネ発電賦課金として電気料金に上乗せされ徴収されている。少子高齢化が進む中、国内の電力需要が増えるとは思われないため、国の動向を見ながら縮小を検討し継続すべきである。 ● 国の再生エネルギー政策が揺れ動いている面が否定できないので、今後は国の動向を慎重に見極める必要がある。また、災害対策に重点をおいた補助制度も検討すべきである。 ● 省エネから蓄エネという考えに重点を置き、補助制度も蓄電池などに重点を置いた制度が良いのではないだろうか。
---	--

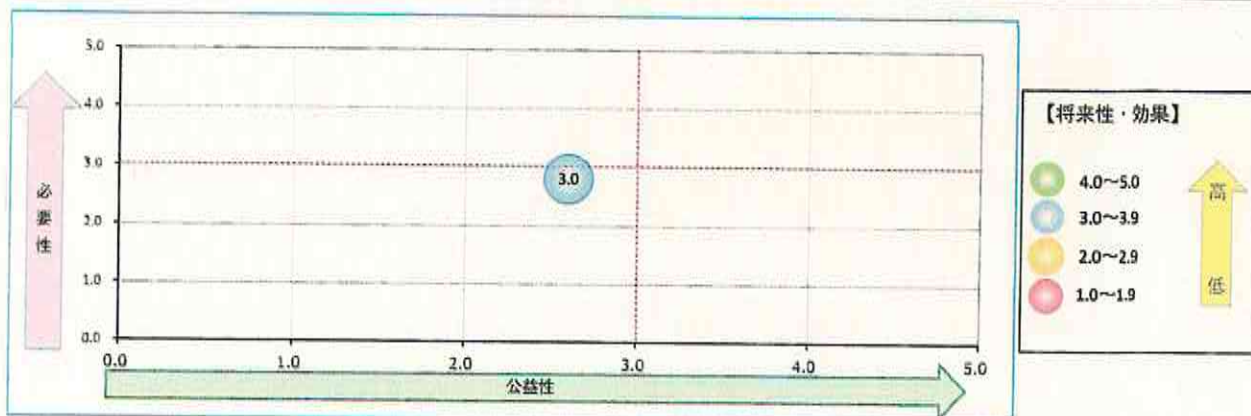
補助金等調書

(2-1)

番号	20	担当課名	クリーン推進課	補助開始年度	平成10年度		
補助金等の名称	生ごみ処理容器等購入費補助金						
交付要綱等の名称	印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 <input checked="" type="radio"/> 無・有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者 (2) 生ごみ処理容器等を購入してから1年以内であること。 (3) 補助金を受けてから5年を経過していること。 (4) 市税及び国民健康保険税を完納していること。 (5) 販売店等で新品の生ごみ処理容器等を購入していること。						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別表とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		1,582,300	1,037,500	2,062,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		1,582,300	1,037,500	2,062,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計						
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		1,582,300	1,037,500	2,062,000	
		その他					
		合計		1,582,300	1,037,500	2,062,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入について、補助金を交付する。 1. 生ごみ処理容器 購入額の3分の2を補助 (上限額3,000円) 2. 生ごみ処理機 購入額の3分の2を補助 (上限額40,000円)						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市総合計画 政策1-2「次代につなぐ地球環境にやさしい生活をめざす」 施策①環境負荷の低減に当てはまる。交付の必要性としては、燃やすごみの4割は、生ごみであるため、生ごみ処理容器等を普及させることにより、ごみの減量化に資するとともに堆肥化による資源化も見込めるため、資源循環型社会の推進となる。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	生ごみ処理容器 2,500円(平均補助額)×15台 =37,500円 生ごみ処理機 30,000円(平均補助額)×70台 = 2,100,000円 合計 2,137,500円 予算額 2,138,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	生ごみ処理容器 18台 生ごみ処理機 30台 実績額 1,037,500円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	平成29年度に補助金の交付を受けた世帯に対しアンケートをとった結果、生ごみ処理機等の利用をこれからも続けたいと考えている人が88.6%と多数をしめている。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
ごみの減量化施策として継続して行う必要があるため、終期設定していない。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
【改正の経緯】 H10 生ごみ堆肥化処理容器購入設置補助金(補助率1/2、限度額3,000円)を廃止し、生ごみ処理容器(1/2、3,000円)、生ごみ処理機(1/2、25,000円)を対象として現要綱を制定 H12 生ごみ処理機の補助限度額を30,000円に改正 H15 補助率をそれぞれ2/3とし、生ごみ処理機の限度額を40,000円に改正 【今後の方向性】 補助金の交付により、ごみ量の減量化が図れるため、ごみ処理経費の削減が出来るとともに、堆肥化することで資源化も見込めるため、継続して実施することが必要と考える。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
環境対策に寄与するもの	
効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益とならない補助金である	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	補助金の交付により、ごみ量の減量化が図れるため、ごみ処理経費の削減が出来るとともに、堆肥化することで資源化も見込めるため、継続して実施と判定する。

番号	補助金等の名称	担当課名
20	生ごみ処理容器等購入費補助金	クリーン推進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各家庭・事業所が、自ら処理することにより生ごみの総量を減少させることは、行政の処理コストを削減させるものである。また、ごみ焼却後の残灰埋め立てなどで、長期スパンでは、処分場の処理能力オーバーにつながることもあるので、その意味でも公益性があると思われる。 ●希望する市民に効果が広く行き渡り一定の公益性がある。 ●燃やすゴミの4割を占める生ごみの減量化を図り、たい肥化し資源化していくことは資源循環型社会への推進に他ならない。 ●ゴミの減量化に寄与する面は評価できるが、実績がそれほど多いとは言えない現状であり現行の制度では効果の拡大は期待できない。 ●生ごみの資源化や処分場の不足などを考えると、市内全域に広まる姿を想定した場合の公益性は高い。しかし現状では、普及率がそれほど高くはなく、普及テンポも遅いことから、公益性が認められるには時間がかかる。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみの処理には、住民の協力が欠かせず、処理容器、処理機が必要とされる。 ●ごみの減量化また処理経費の削減につながり必要性、重要度はある。 ●家庭においては集積所への持参するだけの現行方式は便利である。生ゴミの減量化には処理機等を各家庭で設置しなければならない。一定の場所を有する。電気代も月2500円以上値上げとなり、騒音・臭いにも問題がある。堆肥化されても家庭での使用には限度がある。集合住宅の大型処理機についても堆肥化されたものの塩分が強すぎて引き取り手がなく断念されたようである。 ●通常の家では堆肥のニーズもそれほど多いとはいえない。また騒音や匂いなど住宅が密集している地区では使いづらい面もある。 ●生ごみ処理機にかかる電気料金の高さや、処理後の堆肥の受け取り手の少なさ等を考えると、必要ではあるが、現実問題として普及させることは難しい。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ処理容器等の購入補助金申請の件数は、近年40~60件とほぼ横ばいである。普及率も7.5%程度にとどまっている。多くの市民が生ごみの処理に関心を持ちつつも処理機に電気代がかさんだり、騒音や臭いなどの問題も指摘されている。また、行政として、生ごみを分別する方策も考えられるが、処理後のたい肥の受け皿が整っていない状況では、本格的な対応も難しい状況であり、現状をそのまま推移させるのもやむを得ないように思われる。 ●環境対策に寄与する意味から更に普及啓発活動を強化し普及率を高めていくべきである。 ●将来のゴミ処理は全焼却でなく分別方式をとるならば現処理機の問題点を改造すべきである。電気代・騒音・臭い・5年後の交換を考えると多くの人は受け入れがたい。堆肥化されたものの集積所や肥料化への問題点も併せて解決していかなければならない。物を大切に生ゴミだけでなくゴミ全体を減らす工夫を共にしなければ資源循環型社会には到底到達出来ない。補助金は現状を維持し継続すべきである。 ●この補助金制度がゴミの減量化にどの程度寄与しているか不明であり、今後はコストパフォーマンスを考えた施策の変更を検討すべきである。 ●生ごみ処理機にかかる電気料金の高さや、処理後の堆肥の受け取り手の少なさ等を考えると、今後の継続は難しいと考えるため、制度の廃止を検討すべきである。
---	--

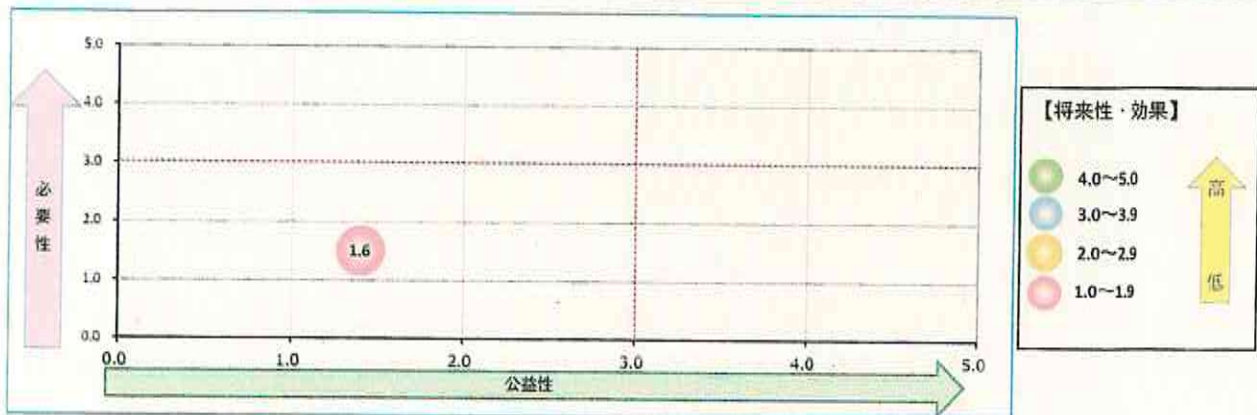
補助金等調書

(2-1)

番号	21	担当課名	社会福祉課	補助開始年度	不明		
補助金等の名称	遺族会補助金						
交付要綱等の名称	印西市遺族会補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成32年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	市内の戦没者の遺族で構成する遺族会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市遺族会補助金交付要綱		昭和29年	429			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 戦争で肉親を失った遺族が平和を祈念する事業を継続することにより、戦争の記憶を風化させずに後世に伝える役割を果たしている。 (補助金交付年数は不明)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		300,000	300,000	300,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		300,000	300,000	300,000
	会費		452,000	435,000	435,000		
	事業収入						
	その他		2	40,386			
	合計		752,002	775,386	735,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		752,002	775,386	735,000	
		その他					
		合計		752,002	775,386	735,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		遺族会の平和祈念活動 (交通費、通信費、研修等参加費)					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	戦争で肉親を失った遺族が平和を祈念する活動を継続することで、戦争の記憶を風化させずに後世に伝える役割を担っているのが遺族会である。恒久平和は誰もが願うことであるが、遺族会は近隣同団体と連携し、戦争の記憶を語り継ぐ後継者の育成、戦没者遺族の援護施策の改善、慰霊親善・遺骨収集事業の拡充等の要望を組織的に行い、地域においては忠魂碑の清掃管理等、実効的な活動を行っている。会員の高齢化により会員数が年々減少する傾向にあり、活動の継続が困難になるため、補助が必要と考える。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	交通費+通信費+研修参加費=補助対象経費 170,000円+11,000円+119,000円=300,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	交通費+通信費+研修参加費=補助対象経費 157,216円+21,810円+156,662円=335,688円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	交通費、通信費、研修参加費を補助することにより、会議や研修への積極的な参加につながる。また、恩給、遺族年金、弔慰金等の煩雑な手続きに関する連絡・情報交換ができる。高齢となっている遺族にとって、遺族会の活動が効果的な情報収集の場となる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
本補助金交付要綱は平成32年3月31日を追って失効となるが、国の特別弔慰金の支給や全国戦没者追悼式等が継続する限りは、国としても戦没者遺族の福祉向上や平和祈念の活動を重視していると思われるため、要綱の見直しを行い、遺族会に対する補助を継続して現状の活動を維持する必要があると考える。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成25年度の補助金評価委員会の意見を受けて、県及び郡遺族会への負担金については、補助対象経費から除いた。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の福祉、健康の増進が図れるもの	
印西市遺族会は、地域の忠魂碑等の維持管理を行うなど、戦争の記憶を風化させずに後世に恒久平和を伝える活動をしている。また、戦没者遺族に対する特別弔慰金の継続要望等に協力しており、会員以外で特別弔慰金の対象となる者の利益の増進にも貢献していると考ええる。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	国の特別弔慰金の支給や日本遺族会の全国戦没者追悼式等が継続する以上は、戦没者遺族に対する福祉向上と平和記念事業は国としても重要な施策という認識であると考えられるため、現状の事業規模を維持できるよう努める必要がある。

番号	補助金等の名称	担当課名
21	遺族会補助金	社会福祉課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争のない平和な世界を願っているのは、遺族会に限らない。また、先の大戦で犠牲になったのは、軍人のみならず多くの国民が犠牲になった。そうした中で一部の団体のみを助成の対象とすることについては理解を得がたい。また、忠魂碑の管理清掃を理由としているが、忠魂碑そのものに公金を支出することについては、疑義を認める裁判例がある上に、忠魂碑が市内のどこにあるのかも明示されておらず、公益のものとは受け止め難い。 ●事業内容、効果が広く市民に及ぶものとは言えず公益性は低い。 ●遺族会としての役割は、戦争の記憶を風化させず平和の大切さを、現在に生きる人々に伝える役目が残されている。 ●遺族会はそれなりの役割をもっていたと言えるが、戦後も73年を経過して遺族会としての活動も衰退しているのではないかと考えられる。また戦争の被害を受けたのは遺族のみではないことを考えると公益性も相対的に減少していると思われる。 ●遺族会の活動を支援することは平和を祈念するという意味で大事なことはあるが、戦争の記憶を風化させずに後世に残すのは国や県に任せるのが良いのではないかと考える。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争によって、一家の大黒柱を失い、何らかの形で生活に困窮する世帯を支援するという必要性が十分理解できた。しかしながら、遺族会の構成が孫・ひ孫に移ろうという世代交代の段階にあり、補助金を出してまで応援する必要性は薄まってきたと感じる。 ●後世に恒久平和を伝えることについては一定の必要性、重要度がある。 ●国は遺族に対して、恩給・遺族年金・弔慰金等をもれなく支給し福利厚生面を支援してきた。市においても靖国・護国神社の参拝や慰霊祭を通じて見守り支えてきた。遺族の妻は90歳を過ぎ、子は70歳を過ぎる年齢となり高齢化が進み、戦争の悲惨さや戦後の遺族の体験等の貴重な情報が収集され編集や製本の段階までできていない。 ●戦争の惨禍を継承していくことは大切であるが、遺族会の活動はかなり限定的なものとなっていると言わざるえない。もっと広範な市民を巻き込んだ平和活動を展開した事業に展開しなければ補助は縮小を検討すべきである。 ●会員の高齢化など会員数そのものも減少傾向にあることから、必要性は次第に薄らいでいると思われる。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●補助を継続するのであれば、天皇陛下の出席される国の公式行事である全国戦没者追悼式参加するための旅費に限定すべきである。靖国神社参拝は、私的参拝と理解する。 ●補助継続するにあたっては、活動内容等について団体と行政で検討すべきである。 ●戦後70年を過ぎ、国は遺族年金・特別弔慰金等を通じて福利厚生面で遺族をしっかり支えている。市における行政需要は平和への希求を判断する語り部や資料の編集である。今までの補助金内容ではなく平和事業にかかる印刷製本費や通信費等に特化すべきである。 ●遺族の範囲は明確とはいえ、遺族会の役割はかなり減少している。遺族会の支出内容についても疑問を感じるものも少なくなく、廃止の方向で縮小を検討すべきものも考える。 ●補助金の廃止を検討すべきである。
---	--

補助金等調書

(2-1)

番号	22	担当課名	社会福祉課	補助開始年度	平成元年			
補助金等の名称	更生保護事業支援補助金							
交付要綱等の名称	印西市更生保護事業支援補助金交付要項							
	終了年限の有無 (無 <input checked="" type="radio"/> 有) (平成32年度廃止予定)							
要綱に規定する交付対象者	市内の更生保護に理解のあるもので構成する更生保護団体等を運営している事業者							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数				
	印西市更生保護女性会		S63. 5. 24	84				
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 <input checked="" type="radio"/> 無)							
	有の場合は、類似団体数 ()							
市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 施設慰問や青少年の健全育成保護活動を通じて、地域福祉の推進に貢献している。 (補助交付年数30年目)								
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金		30,000	30,000	30,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金					
			その他					
			一般財源		30,000	30,000	30,000	
		会費		99,000	96,000	84,000		
		事業収入		58,471	36,885	25,500		
		その他		39,866	34,671	39,465		
		合計		227,337	197,556	178,965		
	歳出	人件費						
		事務費						
		事業費		222,666	188,091	178,965		
		その他						
		合計		222,666	188,091	178,965		
翌年度繰越金		4,671	9,465					
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						
		○更生保護に関する研修会参加交通費 ○更生保護施設・矯正施設の訪問支援に係る経費						

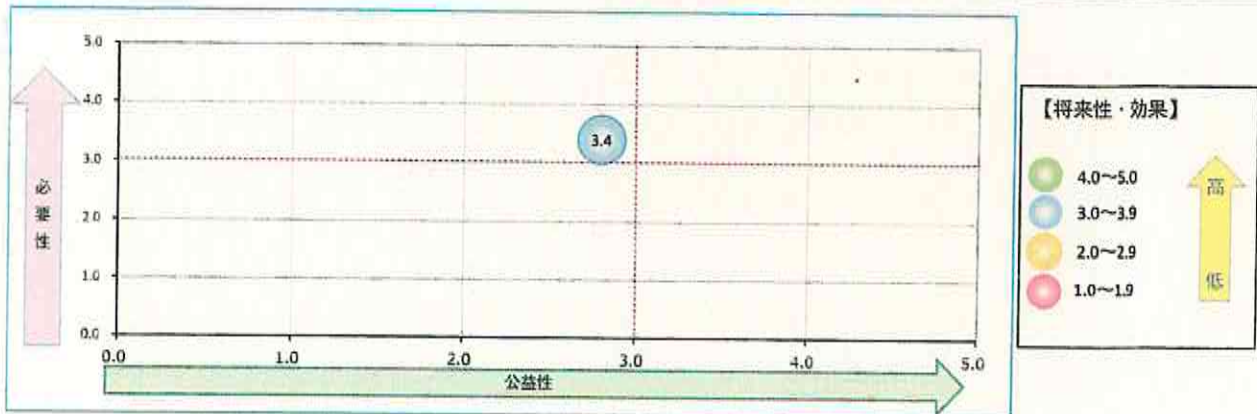
補助金等調書

(2-1)

番号	22	担当課名	社会福祉課	補助開始年度	平成28年		
補助金等の名称	更生保護事業支援補助金						
交付要綱等の名称	印西市更生保護事業支援補助金交付要項						
	終了年限の有無 (無 <input checked="" type="radio"/> 有) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	市内の更生保護に理解のあるもので構成する更生保護団体等を運営している事業者						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市印旛地区更生保護女性会		平成28年度から印西市更生保護女性会から分離	27			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 施設慰問や青少年の健全育成保護活動を通じて、地域福祉の推進に貢献している。 (補助交付年数3年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		30,000	30,000	30,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		30,000	30,000	30,000
	会費		33,000	33,000	30,000		
	事業収入		87,018	67,151	55,208		
	その他		42,869	43,133	34,792		
	合計		192,887	173,284	150,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		184,934	168,492	150,000	
		その他					
		合計		184,934	168,492	150,000	
翌年度繰越金		7,953	4,792				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						
	○更生保護に関する研修会参加交通費 ○更生保護施設・矯正施設の訪問支援に係る経費						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	更生保護の充実強化に寄与し、青少年の健全保護育成を図るため、更生保護の支援活動を行う団体を補助する。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	(印西市更生保護女性会) 研修会交通費+施設訪問支援費=補助対象経費 32,000円+30,000円=62,000円
	(印西市印旛地区更生保護女性会) 研修会交通費 35,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	(印西市更生保護女性会) 研修会交通費+施設訪問支援費=補助対象経費 36,000円+20,120円=56,120円
	(印西市印旛地区更生保護女性会) 研修会交通費 32,820円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
更生保護に関する研修会交通費、更生保護施設・矯正施設の訪問支援経費を補助することで、積極的に参加協力ができ、施設訪問により非行のあった青少年に接することで、再犯防止の一助となり、安全な地域づくりと青少年の健全育成が推進された。	
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)	
平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行となり、国は再犯防止推進計画を策定し、再犯防止策を実施することとなった。また、都道府県・市町村においても地域の状況に応じた施策を実施する責務があるとされ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となったところである。 本補助金交付要綱は平成32年3月31日をもって失効となるが、更生保護女性会に対する補助を継続し、市の再犯防止施策を実施する際に役割の一端を担ってみたいと考える。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の安全で安心な生活に寄与するもの	
罪を犯した人や非行のあった青少年の更生や再犯防止を図ることは、安心安全な生活に欠かせないことであり、本来社会全体で取り組むべきものである。過去に罪を犯して更生しようとする人を孤立させず、地域社会に受け入れて見守ることが必要であるが、更生保護女性会は、会員が更生保護の活動に協力し、同時に地域の人々に更生保護の普及・啓発を行っている。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	国としても特に再犯防止計画の策定を推進する等、更生保護活動を重視しているが、支援活動を行う者の高齢化が進み、会員が減少傾向にある。会費だけでは活動が縮小してしまう恐れがあるため、継続的に補助金を交付し、活動を支援する必要がある。

番号	補助金等の名称	担当課名
22	更生保護事業支援補助金	社会福祉課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪に手を染めた少年の更生保護のため、少年院の係官、地区の保護司のみならず、様々な形態で活動する方々が増えることは望ましい。 ● 青少年等の再犯防止を図り安心安全な生活を確保する点では一定の公益性がある。 ● 罪を犯した人や非行のあった青少年を更生へと向かわせ再犯防止に尽力している。青少年の健全育成に協力し地域の安全づくりも支えている。 ● 市民による更生事業は意義はあると思われるが、活動内容を見る限りその効果はかなり限定的なものと言わざるを得ない。 ● 青少年の健全育成や地域福祉の向上策としてある程度の公益性は認めるが、市民の多くにまでその存在や活動は知られていないことから、活動をPRすべきである。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 少年を指導し見守る上で、一定のスキルと持つ教師OBを中心としたこの団体の方々が、更生保護に関わりを持つのは極めて頼もしく思われる。 ● 青少年の健全育成保護活動を通じて、地域福祉の推進に貢献している点で一定の必要性と重要度がある。 ● 女性の立場で親子のふれあいや子育て支援を通じて地域に即した非行問題を話し合い非行の未然防止や啓蒙活動を展開している。地域の環境を整え明るい社会へ繋げていくためには女性の視点もとめられる。 ● 更生保護施設の訪問が中心的事業と思われるが、それも活発ではない現状であり、必要性は高いとは思われない。 ● 印西市の青少年の犯罪率、あるいは再犯率など、客観的データを基に、補助金制度のこれまでの効果を測定し、それにより今後の方針を検討すべきである。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助の対象となっている団体は、活動費のほとんどを自助努力で賄っている。補助金の位置づけは、市が応援していることの名目程度の金額である。気持ちとしては、増額したいところであるが、他方でボランティア活動を更に強いることになるので、増額要求が出ない限りは控えた。 ● ほとんどボランティア活動に近いが、更に事業に関するPR活動等を行い団体の活動を広く市民に示していくべきである。 ● 社会が増々複雑化する中で、現在2団体で活動しているが経験や知恵を結集させ会員を内部からも磨き上げ総力で活動を展開すべきである。立場上、保護司は法務大臣から委嘱されて活動していくが、更生保護団体は更生保護に理解があり協力できる女性たちの任意の団体である。国も再犯防止推進計画を策定し、防止策を実施することになっており、その際保護司を含め女性更生員等の助成も見直されるのではないかと。それまでは補助金は現状維持で進めていくべきである。 ● 団体の存続のための補助金となっており、零細な補助金額であることから廃止を検討すべきと考える。 ● 印西市の青少年の犯罪率、あるいは再犯率など、客観的データで効果を測定するべきである。
---	--

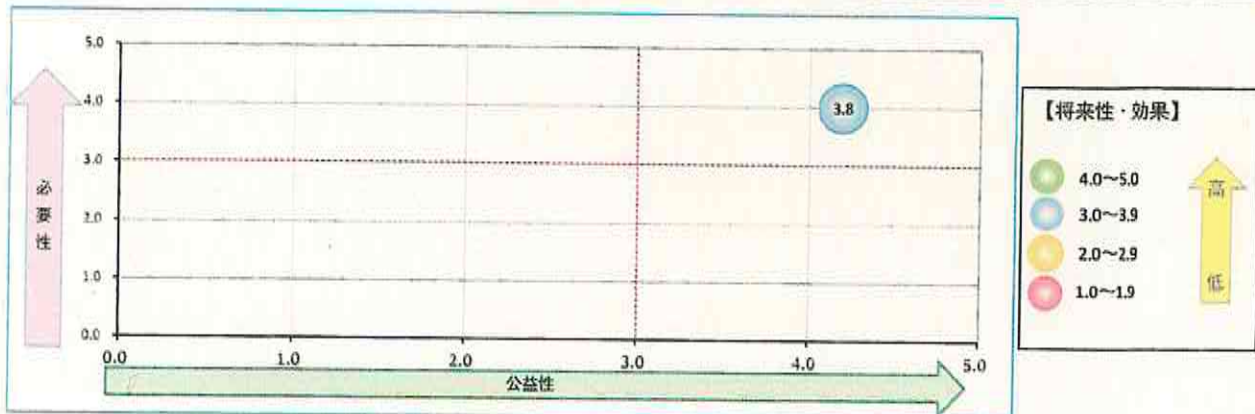
補助金等調書

(2-1)

番号	23	担当課名	社会福祉課	補助開始年度	昭和52年		
補助金等の名称	社会福祉法人印西市社会福祉協議会補助金						
交付要綱等の名称	社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無) 有 (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	社会福祉法人印西市社会福祉協議会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	社会福祉法人印西市社会福祉協議会		52.3.31	30			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 (無)) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。印西市地域福祉活動計画を策定し、住民や関係団体、行政との協働により地域福祉活動を推進している。 (社会福祉協議会支部による地域福祉活動、ボランティアの研修・ボランティア団体への助成、福祉用具・福祉車両の貸出し、ワンコインサービス、ゆうゆうサービス等) (補助金交付年数は41年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		34,054,000	37,521,000	37,521,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		34,054,000	37,521,000	37,521,000
	会費		6,597,120	6,385,960	6,550,000		
	事業収入		4,536,238	4,043,600	4,458,000		
	その他		111,981,104	198,655,834	207,369,000		
	合計		157,168,462	246,606,394	255,898,000		
	歳出	人件費		104,891,964	112,924,821	131,793,000	
		事務費		2,489,342	3,708,261	4,625,000	
		事業費		23,100,726	70,290,282	80,038,000	
		その他		22,461,795	47,103,718	46,046,000	
		合計		152,943,827	234,027,082	262,502,000	
翌年度繰越金		4,224,635	12,579,312	△ 6,604,000			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乘せ					
		法人運営事業、地域福祉活動事業					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市における地域福祉の推進を図るために設立された社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対し、地域福祉の推進を図る事業について補助をする。 なお、第3次地域福祉計画(H29～H32)の基本目標2・施策3において、社会福祉協議会の活動への支援を掲げている。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	①(法人運営事業支出+地域福祉活動事業支出-委託金充当額)×3/4 (34,252,000+44,304,000-2,830,000)×3/4=56,794,500 ②法人運営事業人件費+地域活動事業人件費-委託金充当額 (30,019,000+26,514,000-2830,000=53,703,000 ③補助金算定額①と②で低い方の額・・・53,703,000 ④査定調整額△16,182,000(前年度予算額と同額しか認められなかった) ⑤予算計上額37,521,000
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	37,521,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	社会福祉協議会の運営の基盤となる法人運営事業及び地域福祉活動事業に要する経費の一部を補助することで、計画的に安定した福祉サービスを提供することができた。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
本補助金交付要綱は平成32年3月31日をもって失効となるが、第3次地域福祉計画では社会福祉協議会の活動を支援することとしており、また市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画が連携して効率的に地域福祉を推進していくため、補助金交付要綱を延長して社会福祉協議会に対する補助を継続し、市の地域福祉施策を実施するうえで多くの役割を担ってほしいと考える。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成20年度に人件費相当額から事業費(法人運営事業、地域福祉活動事業)の3/4の額(ただし人件費相当額と比べ、低い方の額)に変更。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の福祉、健康の増進が図れるもの	
地域福祉については、行政主導の取り組みから住民や市民団体、福祉施設、福祉関係事業者等との連携による取り組みへとシフトし、また、地域ごとの需要に細やかに応える活動が求められる方向にある。このような中で、地域性に根ざした活動を行う支部とボランティアセンター機能を有する社会福祉協議会は重要な役割を担っており、支援することにより市の地域福祉活動が充実すると考える。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	第3次地域福祉計画では、社会福祉協議会の活動を支援することとしており、また市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は互いに連携して効率的に推進すべきものである。社会福祉協議会を市が補助することにより、継続的かつ安定的に地域福祉サービスを供給できる。

番号	補助金等の名称	担当課名
23	社会福祉法人印西市社会福祉協議会に対する補助金	社会福祉課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会は、印西市と一体となり、福祉の実行部隊として地域福祉活動を進めており、公益性は広く印西市民に及んでいるものと考えます。 ●行政と協力して長年にわたりきめ細かい地域福祉活動を推進しており、本補助金を活用しての事業は公益性が高く効果も大きい。 ●住民や関係団体、行政との協働により地域福祉活動を推進し、充実を図っている。 ●本協議会が、市の福祉行政を支える実行組織の中核的な役割を担う存在であることは、今後も変わらないと思われる。 ●非常に幅広い地域福祉活動を行っており、高齢化社会にある中では、民間の力だけでは必ずしも十分でなく、市が補助する形での運営は公益性は高い。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会の事業は、それぞれが市民生活に直結するものであり重要性の度合いが高い。 ●計画的に安定した地域福祉サービスを提供している団体への補助であり必要性、重要度が高い。 ●社会福祉法に定められた団体であり行政の手の行き届かない部分や民間が手を出さないところを地域福祉事業の観点から、社協が中心となって住民・市民団体・ボランティア団体等と連携し地域毎の細やかな需要に応えようとしている。重要な役割であり、地域福祉の充実に繋がっている。 ●高齢化が進む中で社会福祉協議会の役割はますます重要なものになっていくと思われる。 ●制度として必要だが、財政問題について自主財源が非常に少なく、補助金や借入金に頼る構造となっている。今後も地域福祉に対する需要から歳出が増える可能性が高まると考えられることから、歳入として必要な補助金を予定するならば、人件費など、ある程度の歳出カットも行う必要がある。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化社会の更なる進展などが想定されるが、社会福祉協議会の重要性に比し、存立の基盤が弱いように思われる。仕事に比べ職員数が足りないこと、独自の事務所を持たず、指定管理に依っていること、事業収入が弱いこと、準備金に相当する基金が不足していることなどから、新規事業などに取り組める状況にない。こうしたことから補助金の増額を含め、財政基盤の確立が必要である。 ●今後も地域福祉活動の需要は、増大するものと見込まれ、本補助金は安定的な地域福祉サービスの供給に必要であり、見直しも図りながら継続すべきである。 ●社会福祉協議会は市からの受託収入と補助金によって維持されている。総合福祉センター管理運営は安定的な収入源であり、主要財源をきちんと確保したうえで今後の時代の要請に応えるべきである。高齢化社会を迎え、老人福祉施設等の建設増は介護や各保険料の値上げをもたらすもので、在宅での介護や看護が不可欠である。相続・社会福祉協議会のリバースモーゲージ（自宅を担保に資金を借り死亡後に売却・精算）、家族の無い人の手術の同意人制度、墓守、葬儀等の様々な状況に対応できる仕事が、今後必要とされる。地域の組織力や人材を駆使して計画・収入への道筋を練り上げてみるのも財源の確保に役立つのではないかと、社会福祉協議会の人材の育成がカギとなる。補助金は現状を維持し、継続すべきである。 ●活動が複雑多岐にわたり、外部からは見えにくい存在になっている面は否定できない。今後は市民参加など透明性を高める工夫が必要である。 ●今後も補助制度の継続は必要だが、毎年の歳入歳出のバランスに加えて留保金などストックの状況にも注意しなければ、将来性が難しくなる。早期に財政立て直し策を検討すべきである。
---	--

補助金等調書

(2-1)

番号	24-1	担当課名	障がい福祉課	補助開始年度	平成11年度		
補助金等の名称	障害者団体連絡協議会等補助金						
交付要綱等の名称	印西市障害者団体連絡協議会等補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別表とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市障害者団体連絡協議会		平成11年5月22日	6団体			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 障害者福祉に関する啓発及び障害者の社会参加と自立の推進に寄与している。 平成11年度より平成29年度までの19年間交付 ※ 平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成していたが、平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助する方法に変更した。						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		100,000	100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		100,000	100,000	100,000
		会費					
		事業収入					
		その他		53,064	51,676	50,000	
		合計		153,064	151,676	150,000	
	歳出	人件費					
		事務費		56,576	28,246	37,000	
		事業費		83,495	110,230	101,000	
		その他		12,993	13,200	12,000	
		合計		153,064	151,676	150,000	
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					

補助金等調書

(2-1)

番号	24-2	担当課名	障がい福祉課	補助開始年度	平成11年度		
補助金等の名称	障害者団体連絡協議会等補助金						
交付要綱等の名称	印西市障害者団体連絡協議会等補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成32年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市精神障害者家族の会(わの会)		平成15年4月1日	29			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無(有・ 無) 有の場合は、類似団体数()						
	市の施策に対する貢献内容(当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 障害者福祉に関する啓発及び障害者の社会参加と自立の推進に寄与している。 平成20年度より平成29年度までの10年間交付 ※平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成していたが、平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助する方法に変更した。						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		50,000	50,000	50,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		50,000	50,000	50,000
		会費		66,000	62,000	63,000	
		事業収入					
		その他		92,557	89,500	88,000	
		合計		208,557	201,500	201,000	
	歳出	人件費					
		事務費		79,411	67,727	67,000	
		事業費		88,276	86,390	85,000	
		その他		40,870	47,383	49,000	
		合計		208,557	201,500	201,000	
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					

補助金等調書

(2-1)

番号	24-3	担当課名	障がい福祉課		補助開始年度	平成11年度		
補助金等の名称	障害者団体連絡協議会等補助金							
交付要綱等の名称	印西市障害者団体連絡協議会等補助金交付要綱							
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> 有) (平成32年度廃止予定)							
要綱に規定する交付対象者	個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日		構成人数			
	睦実会		不明		14			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()							
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 障害者福祉に関する啓発及び障害者の社会参加と自立の推進に寄与している。 平成20年度より平成29年度までの10年間交付 ※ 平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成していたが、 平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助 する方法に変更した。							
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金		50,000	50,000	50,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金					
			その他					
			一般財源		50,000	50,000	50,000	
		会費		21,000	15,000	28,000		
		事業収入		31,900	23,360			
		その他		49,250	47,780	48,000		
		合計		152,150	136,140	126,000		
	歳出	人件費						
		事務費		13,657	10,000	10,000		
		事業費		124,113	111,140	101,000		
		その他		14,380	15,000	15,000		
合計		152,150	136,140	126,000				
翌年度繰越金		0	0	0				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						

補助金等調書

(2-1)

番号	24-4	担当課名	障がい福祉課		補助開始年度	平成11年度		
補助金等の名称	障害者団体連絡協議会等補助金							
交付要綱等の名称	印西市障害者団体連絡協議会等補助金交付要綱							
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成32年度廃止予定))							
要綱に規定する交付対象者	個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日		構成人数			
	印西市手をつなぐ親の会		平成11年5月9日		25			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()							
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 障害者福祉に関する啓発及び障害者の社会参加と自立の推進に寄与している。 平成20年度より平成29年度までの10年間交付 ※ 平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成していたが、平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助する方法に変更した。							
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金		50,000	50,000	50,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金					
			その他					
			一般財源		50,000	50,000	50,000	
		会費		128,000	129,000	125,000		
		事業収入		33,392	39,737	20,000		
		その他		53,240	55,720	55,000		
		合計		264,632	274,457	250,000		
	歳出	人件費						
		事務費		53,964	54,986	30,000		
		事業費		94,388	85,219	130,000		
		その他		116,280	134,252	90,000		
		合計		264,632	274,457	250,000		
翌年度繰越金			0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						

補助金等調書

(2-1)

番号	24-5	担当課名	障がい福祉課		補助開始年度	平成11年度		
補助金等の名称	障害者団体連絡協議会等補助金							
交付要綱等の名称	印西市障害者団体連絡協議会等補助金交付要綱							
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成32年度廃止予定))							
要綱に規定する交付対象者	個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日		構成人数			
	印西あおぞらの会		平成21年4月19日		10			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()							
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 障害者福祉に関する啓発及び障害者の社会参加と自立の推進に寄与している。 平成23年度より平成29年度までの7年間交付 ※ 平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成していたが、 平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助する方法に変更した。							
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金		50,000	50,000	50,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金					
			その他					
			一般財源		50,000	50,000	50,000	
		会費		20,000	20,000	18,000		
		事業収入		0	0	0		
		その他		21,267	21,144	18,584		
		合計		91,267	91,144	86,584		
	歳出	人件費						
		事務費		23,131	48,568	38,000		
		事業費		31,384	17,520	20,000		
		その他		35,608	24,472	28,584		
		合計		90,123	90,560	86,584		
翌年度繰越金			1,144	584	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						

補助金等調書

(2-1)

番号	24-6	担当課名	障がい福祉課	補助開始年度	平成11年度		
補助金等の名称	障害者団体連絡協議会等補助金						
交付要綱等の名称	印西市障害者団体連絡協議会等補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別表とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市聴覚障害者協会		平成13年2月20日	会員 16名 賛助会員 2名			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 障害者福祉に関する啓発及び障害者の社会参加と自立の推進に寄与している。 平成20年度より平成29年度までの10年間交付 ※ 平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成していたが、平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助する方法に変更した。						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		50,000	50,000	50,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		50,000	50,000	50,000
		会費		28,500	27,000	30,000	
		事業収入		20,000	20,000	25,000	
		その他		10,779	4,376	0	
		合計		109,279	101,376	105,000	
		歳出	人件費				
	事務費		7,236	22,359	20,000		
	事業費		85,983	48,017	57,000		
	その他		16,060	31,000	28,000		
	合計		109,279	101,376	105,000		
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						

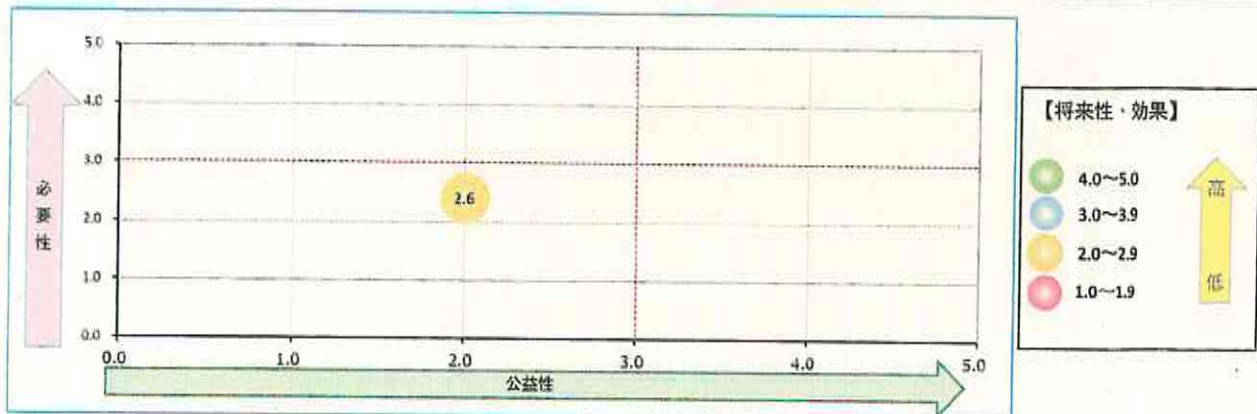
補助金等調書

(2-1)

番号	24-7	担当課名	障がい福祉課	補助開始年度	平成11年度		
補助金等の名称	障害者団体連絡協議会等補助金						
交付要綱等の名称	印西市障害者団体連絡協議会等補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> 有) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市視覚障害者あいの会		平成5年4月1日	会員 3名 賛助会員33名			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 障害者福祉に関する啓発及び障害者の社会参加と自立の推進に寄与している。 平成20年度より平成29年度までの10年間交付 ※ 平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成していたが、平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助する方法に変更した。						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		50,000	50,000	平成29年度で	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		50,000		50,000
		会費		62,000	51,000		
		事業収入		0	0		
		その他		22,000	30,000		
		合計		134,000	131,000		
	歳出	人件費					
		事務費		0	0		
		事業費		58,114	51,235		
		その他		75,886	79,765		
		合計		134,000	131,000		
翌年度繰越金		0	0				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)									
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)									
	障害者が住み慣れた地域で生活し、社会参加と自立を実現するため、障害者団体が行う障害福祉に関する啓発・活動事業に対し、補助金を交付する。									
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)									
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">障害者団体連絡協議会</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>各障害者団体</td> <td style="text-align: center;">50,000円×6団体</td> <td style="text-align: right;">=300,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">400,000円</td> </tr> </table>	障害者団体連絡協議会		100,000円	各障害者団体	50,000円×6団体	=300,000円	計		400,000円
	障害者団体連絡協議会		100,000円							
	各障害者団体	50,000円×6団体	=300,000円							
	計		400,000円							
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)									
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">障害者団体連絡協議会</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>各障害者団体</td> <td style="text-align: center;">50,000円×6団体</td> <td style="text-align: right;">=300,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">400,000円</td> </tr> </table>	障害者団体連絡協議会		100,000円	各障害者団体	50,000円×6団体	=300,000円	計		400,000円
障害者団体連絡協議会		100,000円								
各障害者団体	50,000円×6団体	=300,000円								
計		400,000円								
④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。										
市民に対する障害の種別に応じた啓発活動の実施や、会員の各種研修への参加、各団体主催の講演・研修会等を通じ、障害者相互の連携及び障害福祉政策等の情報共有を図り、障害者の地域活動への参加と自立を推進し、障害者福祉の向上に寄与することができた。										
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)										
<p>現交付要綱では平成32年度まで。</p> <p>ただし、障害者総合支援法において、平成25年4月より市町村の必須事業として、障害者やその家族、地域住民等へが自発的に行う活動に対する支援が追加となったことから、等補助金を交付することにより継続して支援を行いたいと考えている。</p>										
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。										
平成19年度まで障害者団体連絡協議会に60万円を上限として助成し、平成20年度から同協議会に20万円、加盟団体に各5万円を上限として直接補助する方法に変更した。										
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)										
市民の福祉、健康の増進が図れるもの										
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、障害者が住み慣れた地域で生活し、社会参加と自立を実現するため、個別障害者団体及び障害者団体連絡協議会等が自発的に行う障害福祉活動に対して補助金を交付するもの。										
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止									
判定の理由	本補助金は、障害者の社会参加と自立を実現するため、団体等に対して補助金を交付するものであり、団体を通じて障害者本人やその家族が団体等が行う講習会、交流会等に参加するのはとても有意義なことから、現状維持で継続することが望ましいと考える。									

番号	補助金等の名称	担当課名
24	障害者団体連絡協議会等補助金	障がい福祉課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者団体連絡会は、障害を抱える本人・家族間の情報交換・連携などのため行政が応援するもので、公益にかなうと思われる。 ● 補助対象の障害者団体に加入している市内在住障害者が少なく公益性が高いとはいえない。 ● 障害者が住み慣れた地域で生活し、社会参加と自立を実現するために行う自発的福祉活動は、誰でも生き生きと暮らせる社会作りに欠かせない活動である。 ● 障害者の団体の参加率が少なく、補助の効果に限定的と言わざるを得ない。 ● 本件は公益性という尺度では測りにくいと思うが、こうした支援が公益に資するという説得性を持った補助制度にするべきである。
<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の態様は一律ではなく、形態ごとの団体が障害者の自立と社会参加を目指して個々に活動することは重要で、補助の必要性を感じる。 ● 補助団体の事業内容から一定の必要性及び重要度はある。 ● 障害の種別に応じた市民の理解は十分と言えず、啓発活動や地域参加を通じて障害者の理解と協力を得ることは重要である。現在、団体加入者は障害者手帳保持者の3%に満たない数であり、まず加入者を増やし種別ごとの要求をまとめ、障害者福祉向上の足掛かりをきちんと作るべきである。一律5万円の各団体の補助金報告書は事業費ではなく事務費が主なものであり、年々積み重なっても成果が出にくいものと思われる。 ● このような活動は補助金の有無にかかわらず行われるものであり、補助金を支出することによりかえって自主的な運営を損なっている面も否定できない。 ● 障害者福祉に資するこうした補助制度は有益と思うが、交付要綱については審査基準も含めてもう少し明確にすべきである。特に、限られた福祉団体といえども、補助審査は厳格にすべきである。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印西市への移住者増加とともに市内の障害者数も増加しているが、こうした障害者は必ずしも既存障害者団体に加入していない。障害者団体の有用性を考慮すれば、既存団体への加入を推奨するとともに補助率を維持すべきである。他方で、新規団体の立上げ奨励すべきで、これ容易にするために一時的に高率の補助を考慮してもいいのではないか。 ● 更に多くの障害者及びその家族等が団体に加入し、社会参加や障害福祉の進展を図るよう団体、行政共に啓発していくべきである。 ● 障害者全体の連絡協議会を活発に機能させ各団体相互の理解を深める事が大事であり、社会参加や自立を推進していくためには連絡協議会で各団体から上がる要求を精査、議論をし、自分達の要求をまとめ社会に向け発信していくべきである。社会の人々は望む要求に対して理解し是正や援護の道へと向かうはずである。会員増強や災害時、老後の不安は共通課題であることから、全体協議事項と個別案件を分けながら活動を進め、障害者全体の福祉向上を進めていくべきと考える。そのためには全体補助金として現状を維持して支給し、具体的な事業活動を展開できるよう支援すべきである。 ● 連絡協議会と加盟団体の双方に補助するのは屋上屋を重ねており、どちらか一方への補助は廃止を検討すべきものとする。また、参加率の少ない団体への補助も廃止を検討すべきである。 ● 各団体とも会員数の減少にも見舞われており、将来的な補助継続は難しいと言わざるを得ない。

補助金等調書

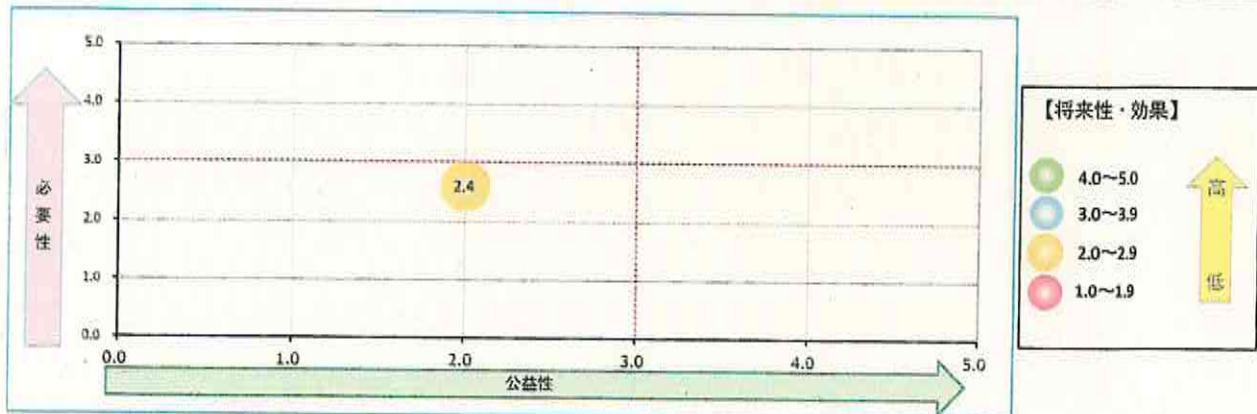
(2-1)

番号	25	担当課名	健康福祉部高齢者福祉課	補助開始年度	昭和39年度			
補助金等の名称	印西市高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金							
交付要綱等の名称	印西市高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金交付要綱							
	終了年限の有無 (無 <input checked="" type="radio"/> (2020年3月31日効力を失う))							
要綱に規定する交付対象者	印西市高齢者クラブ連合会							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数				
	印西市高齢者クラブ連合会		昭和37年11月20日	2,275人 (平成30年4月1日現在)				
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 <input checked="" type="radio"/> 無)							
	有の場合は、類似団体数 ()							
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)							
各事業を通じ高齢者の健康増進、地域貢献及び社会参加活動を促進し、高齢者福祉の増進に貢献した。当該団体へは平成30年度までで55年間補助金を交付している。								
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金		5,252,460	5,101,640	5,676,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金		2,188,000	2,177,000	1,951,000	
			その他					
			一般財源		3,064,460	2,924,640	3,725,000	
		会費		956,400	918,000	1,080,000		
		事業収入						
		その他		587,868	847,289	610,000		
	合計		6,796,728	6,866,929	7,366,000			
	歳出	人件費						
		事務費		778,894	938,194	945,000		
		事業費		5,646,374	5,571,095	6,015,000		
		その他		371,460	357,640	406,000		
		合計		6,796,728	6,866,929	7,366,000		
翌年度繰越金			0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						
		補助対象事業及び補助金の額 ・ 健康増進事業…対象経費の2/3。ただし、40万円を限度とする。 ・ 社会奉仕事業…対象経費の2/3。ただし、10万円を限度とする。 ・ 文化教養事業…対象経費の2/3。ただし、50万円を限度とする。 ・ 連合会活動事業…対象経費の2/3。ただし、35万円を限度とする。 ・ 単位クラブ育成事業…千円に会員数を乗じて得た額と2万円に単位クラブ数を乗じて得た額を合算した額を限度額とする。 ・ 広域活動促進事業…60円に会員数を乗じて得た額と4千円に単位クラブ数を乗じて得た額を合算した額を限度額とする。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>													
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>													
	<p>当該補助金交付事業は、「印西市第2次基本計画」重点施策2-③-1、及び「第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の基本目標2内に位置づけ、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち自立した生活を営めるよう交流の促進を図り、明るい地域づくりに参加し友愛の輪を広げる団体として補助金を交付する。</p>													
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>													
	<p>補助金交付要綱上補助対象経費の3分の2(限度額あり)を補助することとしている。</p> <table border="0"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康増進事業</td> <td>限度額 400,000円</td> </tr> <tr> <td>社会奉仕事業</td> <td>限度額 100,000円</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>限度額 500,000円</td> </tr> <tr> <td>連合会活動事業</td> <td>限度額 350,000円</td> </tr> <tr> <td>単位クラブ育成事業</td> <td>(20,000円×61クラブ)+(1,000円×2,700人)=3,920,000円</td> </tr> <tr> <td>広域活動推進事業</td> <td>(4,000円×61クラブ)+(60円×2,700人)=406,000円</td> </tr> </table>	補助対象経費		健康増進事業	限度額 400,000円	社会奉仕事業	限度額 100,000円	文化教養事業	限度額 500,000円	連合会活動事業	限度額 350,000円	単位クラブ育成事業	(20,000円×61クラブ)+(1,000円×2,700人)=3,920,000円	広域活動推進事業
補助対象経費														
健康増進事業	限度額 400,000円													
社会奉仕事業	限度額 100,000円													
文化教養事業	限度額 500,000円													
連合会活動事業	限度額 350,000円													
単位クラブ育成事業	(20,000円×61クラブ)+(1,000円×2,700人)=3,920,000円													
広域活動推進事業	(4,000円×61クラブ)+(60円×2,700人)=406,000円													
<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>														
<p>予算額 5,676,000円に対し5,101,640円を支出</p> <p>・支出根拠</p> <table border="0"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康増進事業</td> <td>896,917円×2/3=597,945円(限度額 400,000円)</td> </tr> <tr> <td>社会奉仕事業</td> <td>245,894円×2/3=163,929円(限度額 100,000円)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>1,009,554円×2/3=673,036円(限度額 500,000円)</td> </tr> <tr> <td>連合会活動事業</td> <td>918,194円×2/3=612,129円(限度額 350,000円)</td> </tr> <tr> <td>単位クラブ育成事業</td> <td>(20,000円×55クラブ)+(1,000円×2,294人)=3,394,000円</td> </tr> <tr> <td>広域活動推進事業</td> <td>(4,000円×55クラブ)+(60円×2,294人)=357,640円</td> </tr> </table>	補助対象経費		健康増進事業	896,917円×2/3=597,945円(限度額 400,000円)	社会奉仕事業	245,894円×2/3=163,929円(限度額 100,000円)	文化教養事業	1,009,554円×2/3=673,036円(限度額 500,000円)	連合会活動事業	918,194円×2/3=612,129円(限度額 350,000円)	単位クラブ育成事業	(20,000円×55クラブ)+(1,000円×2,294人)=3,394,000円	広域活動推進事業	(4,000円×55クラブ)+(60円×2,294人)=357,640円
補助対象経費														
健康増進事業	896,917円×2/3=597,945円(限度額 400,000円)													
社会奉仕事業	245,894円×2/3=163,929円(限度額 100,000円)													
文化教養事業	1,009,554円×2/3=673,036円(限度額 500,000円)													
連合会活動事業	918,194円×2/3=612,129円(限度額 350,000円)													
単位クラブ育成事業	(20,000円×55クラブ)+(1,000円×2,294人)=3,394,000円													
広域活動推進事業	(4,000円×55クラブ)+(60円×2,294人)=357,640円													
<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>														
<p>高齢者クラブの活動を通し、各種事業に参加することで、健康の維持を図るとともに友愛の輪が広がり、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち自立した生活を営める地域づくりに寄与する。</p> <p>・健康増進事業 旧市村の運動会を始めとし、ゲートボール・グラウンドゴルフ等の各種大会を県大会予選を兼ねて行う。合併後市域全体で行っているクオリティ大会では年々参加者が増大している。 →高齢者の生きがいづくり、通いの場作りに貢献し、体力向上・健康維持の推進に寄与する。</p> <p>・社会奉仕活動 公共施設や寺、神社、集会所などでの清掃活動や、市域全体で町内会と協力しゴミゼロ運動を行い印西市の美化に貢献する。また、約20の小学校でパトロール・声かけ運動などを行い、子供の安心・安全を守る地域づくりに寄与する。福祉施設では歌や踊りを披露し、利用者や施設関係者に非常に喜ばれている。 →社会貢献活動を通して地域の美化、安心・安全な地域づくりに貢献するとともに、町内会や小学校などとの交流を促進する。</p> <p>・文化教養事業 文化ホールで行う大規模な芸能大会のほか、医師を招いての講演会や各種研修会の実施・参加を行う。支え合い研修では女性部が中心となって開催し、高齢者の介護実習や認知症への理解を深めている。また、平成29年度より、市が推進しているいんざい健康ちよきん運動の講習会を実施し、事業周知及び拡大に貢献している。 →高齢者の知識教養を深め、高齢者が支えあう地域づくりに貢献する。また、いんざい健康ちよきん運動の推進に寄与する。</p> <p>・単位クラブ育成事業 →各単位クラブでは地域の美化活動、パトロール活動を定期的に行い、地域に貢献している。定期的な活動を行うことにより生きがいづくり、介護予防、健康維持、地域貢献に寄与し、各地域団体と交流を図る。市域全体で活発に活動する高齢者団体があることにより、閉じこもりを予防し、印西市における地域包括ケアシステム構築においても重要な役割を果たす。</p>														
<p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>														
<p>現在の補助金要綱は平成32年3月31日に効力を失う。 当該補助金要綱は平成26年3月31日及び平成29年3月31日に終期到来したが、高齢者の社会参加の促進、福祉の増進のため継続した。</p>														

	<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>次のとおり変更(平成23年4月1日) 健康増進事業の上限額を24万円から40万円 社会奉仕事業の補助率を1/2から2/3 上限額を6万円から10万円 文化教養事業の上限額を30万円から50万円 連合会活動事業の補助率を1/2から2/3 上限額を20万円から35万円</p> <p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与する補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>少子高齢化社会への対策に寄与するもの 高齢者人口の増加が進む中、高齢者クラブでは様々な活動を通して高齢者の生きがいづくりや介護予防、社会参加促進事業を行い、地域福祉の向上に貢献している。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来る「地域包括ケアシステム」の構築においては、地域で活躍する元気高齢者が必要不可欠であり、高齢者クラブは重要な活動主体と考えられている。当該団体に補助金を交付することは、市が目指す健康長寿のまちづくり、支え合いのまちづくりに寄与するものである。</p>
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	今後地域包括ケアシステムの構築を進める中、各地域において支え合い活動を行う団体は貴重な存在であり、継続して支援する必要があることから、現状維持と判定する。

番号	補助金等の名称	担当課名
25	高齢者クラブ社会参加活動促進事業補助金（市上乗せ）	高齢者福祉課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者クラブは、高齢者の地域貢献や社会参加のきっかけとなっており、公益性が認められる。 ● 構成人数の減少や加入率の低下から公益性が高いとはいえない。 ● 高齢者の健康増進・地域貢献及び社会参加活動の促進・福祉の増進に貢献している。老人福祉法第13条に沿ったものである。 ● 高齢者のニーズは多様化しており、これまでのゲートボールなどのいわゆる老人クラブ的な活動では魅力が乏しくなっている。 ● 後期高齢者中心の、単なる「憩いの場」ととどまっていまいだろうか。事業活動推進によって、高齢者の健康増進が進み、医療や介護など社会保障費用の削減に結び付けば良いが、現状ではそこまでいっていないようである。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印西市は、周辺市町村に比して高齢化の進展が遅れているが、地区によっては、高齢者の比率の高いところもあり、高齢者が生きがいのある生活を過ごすための仕掛けが必要である。 ● 高齢者の健康増進という観点からは一定の重要度はあるが加入率から現在は必要性が低い。 ● 高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、自立した生活を営めるよう交流促進を図り、地域づくりに参加できることは有益である。 ● 高齢者人口の1割程度の加入率では、メリットがない高齢者が大部分であり、その活動には限界がある。もっと多様なニーズに対応して事業展開を進めるべきである。 ● 高齢者人口が増加する一方で、会員数が減少しており、しかも後期高齢者中心であることから、真に高齢者の健康増進につながっているだろうか、他に類似の事業活動補助制度と統合し、運用した方が良いのではないかと。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が、活動するのはサークル活動やボランティア活動にとどまらない。労働できる能力のある者、意欲のある者には、それを受け入れるような体制づくりが必要である。いわば、高齢者が引きこもりになり、飲酒など不健康な生活に陥らないような総合的な高齢者施策が求められる。他市においては、こうした総合的な施策を進めた結果、国保の一人当たり医療費が大きく低下した例もあることから、高齢者クラブの助成にとどまるべきではない。 ● 過去からの歴史や役割また既存の県補助金等、更に今後の高齢者の増大を考慮すると魅力ある団体活動へと改善を図っていくべきである。 ● 高齢者人口が増加している中、会員数が減少しており、存在が認知されていないか、魅力がないのか、いかにして会員を増やすかが今後の課題である。連合会事業については、健康増進・社会奉仕・文化教養等の事業活動が良好に展開されている。ただし、総費用額の5割を占める地区活動費の使途が明らかにされておらず、連合会の単位クラブへの審査が終了していないことになり、決算も疑問が残る。実績報告がない場合は、補助金の返還措置をとるべきである。会員の資格年齢の検討、活動内容、運転免許証返納後の活動範囲縮小問題等課題に対応し、新しい時代に即した魅力ある高齢者クラブにすべきである。地区活動は、他の団体との重なりが多く、補助金は縮小を検討して継続すべきである。 ● 高齢者だけが集う団体では、活動の活力に限界があるのではないかと。今後は、発想の転換をして幅広い世代間の交流を促す施策が必要である。高齢者の団体に補助するという固定概念から脱した施策を模索していくべきである。 ● 他の類似の高齢者健康増進事業活動と統合した効率的運用をすべきで、本事業単体での制度は廃止を検討した方がよい。
---	---

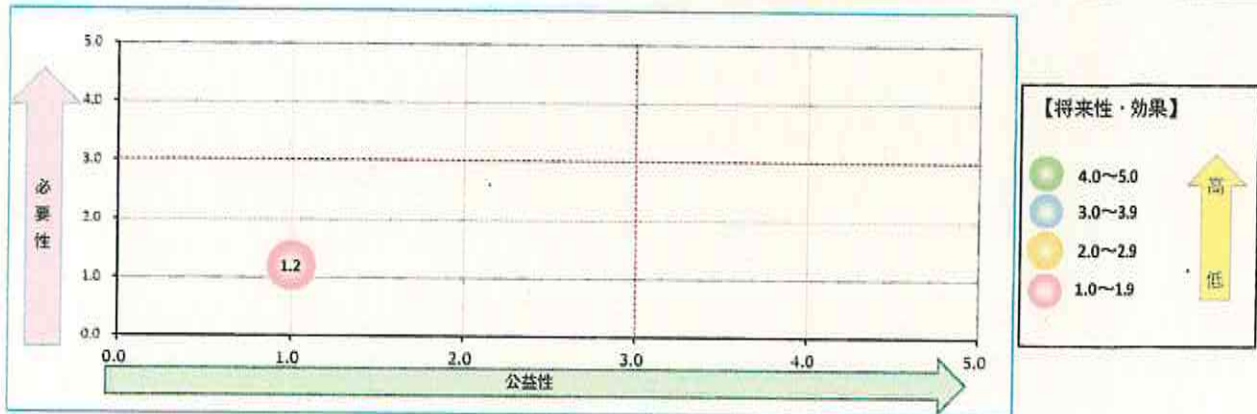
補助金等調書

(2-1)

番号	26	担当課名	健康増進課	補助開始年度	平成24年度		
補助金等の名称	ホールボディカウンタ測定費用助成金						
交付要綱等の名称	印西市ホールボディカウンタ測定費用助成要綱						
要綱に規定する 交付対象者	終了年限の有無 (無・ 有 (平成30年度廃止予定)) 測定の実施日に本市の住民基本台帳に登録されている者で、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 妊婦 (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 また、対象被測定者が乳幼児で測定が困難な場合には、その乳幼児と1日の大半の生活を共にしているもの1人を代わりに対象被測定者とすることができる。						
団体の運営に 関して補助金を 交付している 場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無(有・無) 有の場合は、類似団体数() 市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の 状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		9,000	3,000	18,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
		一般財源		9,000	3,000	18,000	
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		9,000	3,000	18,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費					
		その他		9,000	3,000	18,000	
		合計		9,000	3,000	18,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	福島第一原子力発電所の事故の影響による内部被ばくの状態を把握し、内部被ばくに対する市民の不安軽減を図るため、妊婦及び18歳(高校三年生相当)までの年齢に当たる者で医療機関等においてホールボディカウンタによる測定を受けた者又はその扶養義務者に対して、その費用の一部を助成する。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	平成29年度予算額 30,000円 (積算根拠) 1回につき上限 3,000円 × 10人 = 30,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	平成29年度実績 1人 × 3,000円 3,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	補助申請者(1名)は、放射性セシウム134、セシウム137測定の結果、検出せず。 内部被ばくに対する市民の不安軽減が図れた。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
平成31年3月31日 要綱の失効予定であるが、放射能に対する市民の不安感を考慮し、継続について検討する予定。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
今後も継続して実施していくが、対象者は年々減少しているため縮小していく必要がある。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の福祉、健康の増進が図れるもの	
特定の対象者に対する助成であるが、放射能に対する市民の不安感を考慮し、継続について検討する予定。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	測定を受ける対象者は年々減少しており、また、市内の主要な施設の除染も終了していることから、縮小して継続すべきである。

番号	補助金等の名称	担当課名
26	ホールボディカウンタ測定費用助成金	健康増進課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島原子力発電所の事故に伴う放射線物質の飛散が広範囲に及んだことは記憶に新しいところであり、特に隣の我孫子市など東葛地域において、一定の数値以上の放射線物質が検出されたところでもあった。放射線被ばくは、目に見えないことから健康被害として市民が不安を感じるのも当然である。 ● 個人への補助事業であり申請者も少なく公益性が低い。 ● 福島第一原子力発電の事故による健康への影響が心配された。内部被ばくに対する市民の不安を払拭するため 妊婦や18歳未満の者にホールボディカウンター検査を受診をさせ、一部助成することは当然である。 ● 現状では実績もかなり少なくなっており、公益性は薄くなっていると思われる。 ● 制度開始当初に比べて現在では公益性は乏しい。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年の原子力発電所事故から一定年数がたち、更なる汚染物質の飛散事故も抑えられている。また、市内においても学校等公共施設の除染作業も終えおり、これまでの測定においても異常者が発生していないことから、本補助金を継続させる必要性は無くなったと思われる。 ● 補助金申請者が年々減少しゼロに等しく必要性が低い。 ● 測定結果を公表し健康を害する数値も出ていない。市民は安心し落ち着きを取り戻した。測定者も年々減少し去年は1名となった。該当者も市民も関心が薄らいている。 ● 放射線に対する市民の意識が震災直後と比べればかなり薄くなっており、事業の必要性はほとんどなくなっていると思われる。 ● 制度開始当初に比べて受診者も減少し、近隣市でもほとんど実施していない。福島原発事故の影響は少なくとも印西市ではほとんどないと思われることも考えて、もはや継続必要性は乏しい。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近の実績(平成29年度)においては、申請者がわずか一人であり、零細補助金として廃止を検討すべきである。 ● 市内の放射線量も低く、申請者も少なく、補助の目的はほぼ達成されており廃止を検討すべきである。 ● 検診開始以後、健康を害する異常値は出ていない。放射能汚染に対しての不安は完全に払拭するものではないが、一応のけじめがついたといえる。市内の主要な施設等の除染も終了していることから検査補助金は終了の段階にきている。 ● 事業の必要性がかなり減少しており、直ちに廃止を検討すべきものと思われる。 ● 廃止を検討しても良いと思われる。
---	--

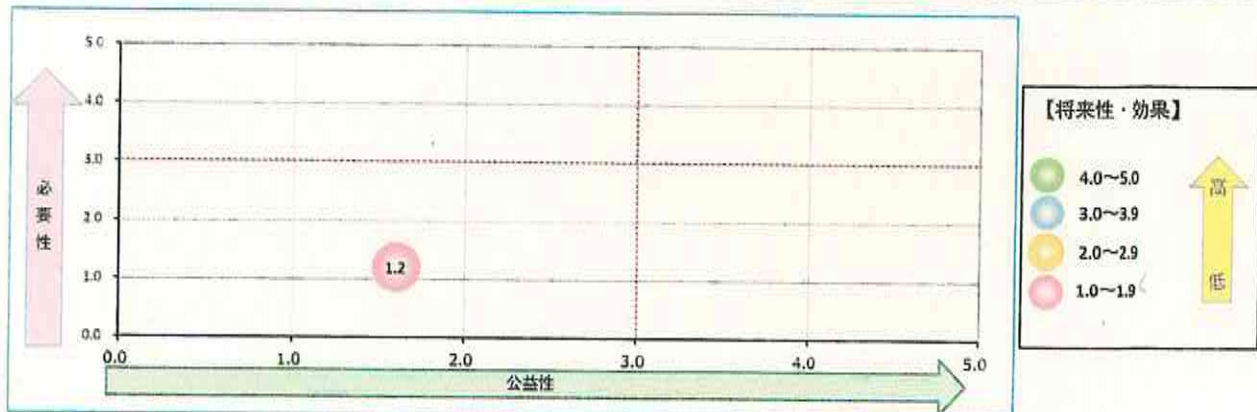
補助金等調書

(2-1)

番号	27	担当課名	土木管理課	補助開始年度	平成17年度		
補助金等の名称	側溝清掃補助金						
交付要綱等の名称	印西市排水溝清掃補助金交付要綱						
	終了年限の有無 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する 交付対象者	町内会、自治会及び町会を運営している者						
団体の運営に 関して補助金を 交付している 場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
助成団体等の 状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		0	0	90,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		0	0	90,000
	会費						
	事業収入						
	その他						
	合計		0	0	90,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費					
		その他					
		合計		0	0	90,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 <input type="radio"/> 4 市単独上乗せ					
		排水溝の内幅が30センチメートル以上あり、かつ、厚さが10センチメートル以上の蓋で覆われているもの又は排水溝の内幅が45センチメートル以上のものについて、排水溝の清掃作業延長1メートルにつき60円の範囲内					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市第7次実施計画の施策と取り組みとして、「市民生活を支える道路網の整備・維持(道路の適切な維持管理の推進)」を進めている中で、市内の排水溝清掃を市が業者に委託した場合には、毎年、計画的な実施と多額の費用が必要となるが、地域の清掃活動等に、この補助金を交付することで、排水溝の清掃もより進み、市内の生活環境の保全と公衆衛生の向上が図れる。また、経費の削減も図ることができ費用対効果もある。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	複数の町内会等からの申請を考慮し、 $1,500\text{m} \times 60(\text{円}/\text{m}) = 90,000(\text{円})$ の予算計上とした。
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	実績なし
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	業務委託にて側溝清掃を行うと、約1,000円/m清掃費が必要となるため、経費削減の一助となる。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
側溝内には土砂等が毎年堆積し、側溝清掃は継続的に行うことが必要なため。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
特になし。 今後、高齢化等により、町内会等で実施できなくなることも考えられることから、地域のニーズに応じ見直しを考えていく。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
良好な生活環境の発展に寄与するもの	
排水溝清掃補助金を交付することにより、町内会等が区域内の清掃活動を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めることができる。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	市道に付属する排水溝の清掃は、市が業者委託により実施しているところであり、当該補助金を活用し地域によって町内会等がその区域ある排水溝の清掃活動を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を自助努力により実現でき、市が実施する場合に比べ廉価であり効果は大きいものとする。

番号	補助金等の名称	担当課名
27	排水溝清掃補助金	土木管理課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の生活環境に影響する排水溝は、定期的に清掃する必要があり、かつては市内の町内会の多くが、会員総出で対応してきたところである。このため、市当局もスコップなどの機材貸出し、消毒薬品の提供、お茶代の支給などが行われた。 ● 費用対効果の点では一定の公益性がある。 ● 市民生活を支える道路網の整備・維持を進める中で市内の排水溝の清掃を市が業者委託で進めるより町内会等の自助努力で廉価で進めようとするものである。 ● 経費節減のアイデアは評価することが出来るが、実績がないということは補助金制度として機能していないと言わざるを得ない。 ● 本来は公的負担で行うべきところを民間事業に任せて経費節減を図るやり方は、一般論としては公共性及び財政健全化の観点から重要な施策と思われる。なぜ、本事業ではうまく運営できないのか考えるべきであろう。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今日、業者委託が進み、町内会会員も高齢化が見受けられ、排水溝清掃作業は重労働であることから、清掃は業者委託に変わってきている。いったん業者委託になった地区では、もはや町内会作業に戻ることはないと考えべきである。 ● 補助事業の重要度はあるが申請団体がほとんどなく必要性が低い。 ● 近年道路冠水をよく見かける。側溝には土砂等が堆積し水はけが良くない。降雨時の歩行や運転に危険や不安を感じる。公衆衛生上にも問題が残る。今後の異常気象の降雨対策にも道路管理・維持の対策が急務である。 ● 補助金が活用されたという実績がなく、現在の多くの町内会の現状を考えると、今後も補助金が活用される見込みはほとんどないと思われる。 ● 事業の民間委託という考え方は良いと思うが、本事業で実績がないということは、こうしたやり方に向かない事業である、ともいえる。近隣市でも例がない。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 数年前まで1団体のみが利用していたが、最近では利用されていない。零細補助金でありながら残っていたのは、業者に委託するよりも町内会の作業に補助金を出す方が格段に費用が低廉で済んだからでもある。直近の利用団体が無いので補助金を廃止を検討すべきであるが、将来町内会として取り組みたいという団体が生じたら、委託金として対応するか、協働事業として対応すべきである。 ● 地域コミュニティの醸成や費用対効果の点では重要な制度であるが、重労働から申請がほとんどないので廃止すべきである。継続する場合は、申請団体を増やすための手法や清掃作業方法また補助金額について検討すべきである。 ● 市街地や新興住宅地は下水道完備であり、今回対象となる市道の側溝は調整区域や郊外の住宅地である。自動車の重さも耐えられる側溝蓋を開けての清掃は高齢者が主力の町内会には荷が重い。市道の管理・維持は市で行うのが原則である。苦情箇所のピンポイントでなく、年次計画を立て率先して市が全体的に進めるべきである。町内会からの申請が無いことから、この補助金は廃止を検討すべきである。市が協力者を求めるならアダプト制度を立ち上げていくべきだ。 ● 補助金が支出された実績がなく、今後もほとんど期待できないと思われるので廃止を検討すべきである。 ● 本事業に関して言えば、単にコスト面のみならず、実際に労力的な負担が大きいのではないか、制度の見直しが必要と思われる。
---	---

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立木下小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	71			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			200,000	200,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			200,000	200,000
		会費			1,359,988		
		事業収入					
		その他					
		合計			1,559,988	200,000	
		歳出	人件費				
	事務費						
	事業費			1,559,988	200,000		
	その他						
	合計			1,559,988	200,000		
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立小林小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	32			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
	貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			100,000	100,000
		会費			554,710		
		事業収入					
		その他					
		合計			654,710	100,000	
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			654,710	100,000	
		その他					
		合計			654,710	100,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))					
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立大森小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	40		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源		100,000	100,000
	会費			716,283		
	事業収入					
	その他					
	合計			816,283	100,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			816,283	100,000
		その他				
		合計			816,283	100,000
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立船穂小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	15		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		100,000	0	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源		100,000	0
	会費			357,732		
	事業収入					
	その他					
	合計			457,732	0	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			457,732	0
		その他				
		合計			457,732	0
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))					
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立木刈小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	78		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金			200,000	300,000
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
		一般財源			200,000	300,000
	会費			1,189,656		
	事業収入					
	その他					
	合計			1,389,656	300,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			1,389,656	300,000
		その他				
	合計			1,389,656	300,000	
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 単独 ・ 4 市単独上乗せ 個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立内野小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	71		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		200,000	200,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源		200,000	200,000
	会費			1,906,846		
	事業収入					
	その他					
	合計			2,106,846	200,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			2,106,846	200,000
		その他				
		合計			2,106,846	200,000
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))					
要綱に規定する 交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立原山小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	38		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		100,000	200,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源		100,000	200,000
	会費			671,055		
	事業収入					
	その他					
	合計			771,055	200,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			771,055	200,000
		その他				
	合計			771,055	200,000	
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立小林北小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	28			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
	貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			100,000	100,000
		会費			514,344		
		事業収入					
		その他					
	合計			614,344	100,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			614,344	100,000	
		その他					
		合計			614,344	100,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課		補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日		構成人数		
	印西市立小倉台小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日		137		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			400,000	400,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			400,000	400,000
	会費			2,531,593			
	事業収入						
	その他						
	合計			2,931,593	400,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			2,931,593	400,000	
		その他					
		合計			2,931,593	400,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ 個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)						

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))					
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立高花小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	52		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		200,000	200,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源		200,000	200,000
		会費			1,029,294	
	事業収入					
	その他					
	合計			1,229,294	200,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			1,229,294	200,000
		その他				
	合計			1,229,294	200,000	
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))					
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別表とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立西の原小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	74		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		200,000	200,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源		200,000	200,000
	会費			2,623,620		
	事業収入					
	その他					
	合計			2,823,620	200,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			2,823,620	200,000
		その他				
		合計			2,823,620	200,000
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度	
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業					
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市立原小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	114		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		300,000	400,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源		300,000	400,000
	会費			3,992,399		
	事業収入					
	その他					
	合計			4,292,399	400,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費			4,292,399	400,000
		その他				
		合計			4,292,399	400,000
翌年度繰越金			0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)				

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課		補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業							
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱							
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)							
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体							
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日		構成人数			
	印西市立六合小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日		15			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()							
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)							
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金			100,000	100,000		
		内訳	国庫補助金					
			県補助金					
			その他					
			一般財源			100,000	100,000	
	会費			207,850				
	事業収入							
	その他							
	合計			307,850	100,000			
	歳出	人件費						
		事務費						
		事業費			307,850	100,000		
		その他						
		合計			307,850	100,000		
翌年度繰越金			0	0				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)						

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成30年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別表とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立宗像小学校修学旅行実行委員会		平成30年4月1日	5			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			-	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			-	100,000
		会費			-		
		事業収入					
		その他					
	合計			-	100,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			-	100,000	
		その他					
		合計			-	100,000	
翌年度繰越金				0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立平賀小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	23			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
	貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			100,000	100,000
		会費			367,600		
		事業収入					
		その他					
	合計			467,600	100,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			467,600	100,000	
		その他					
		合計			467,600	100,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立いには野小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	112			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
	貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			300,000	300,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			300,000	300,000
		会費			1,715,480		
		事業収入					
		その他					
	合計			2,015,480	300,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			2,015,480	300,000	
		その他					
		合計			2,015,480	300,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立本埜第一小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	9			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			100,000	100,000
		会費			147,486		
		事業収入					
		その他					
	合計			247,486	100,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			247,486	100,000	
		その他					
		合計			247,486	100,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> (平成32年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立本埜二小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	14			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			100,000	100,000
		会費			140,020		
		事業収入					
		その他					
	合計			240,020	100,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			240,020	100,000	
		その他					
		合計			240,020	100,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立滝野小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	71			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			200,000	200,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			200,000	200,000
		会費			1,051,520		
		事業収入					
		その他					
	合計			1,251,520	200,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			1,251,520	200,000	
		その他					
		合計			1,251,520	200,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)						

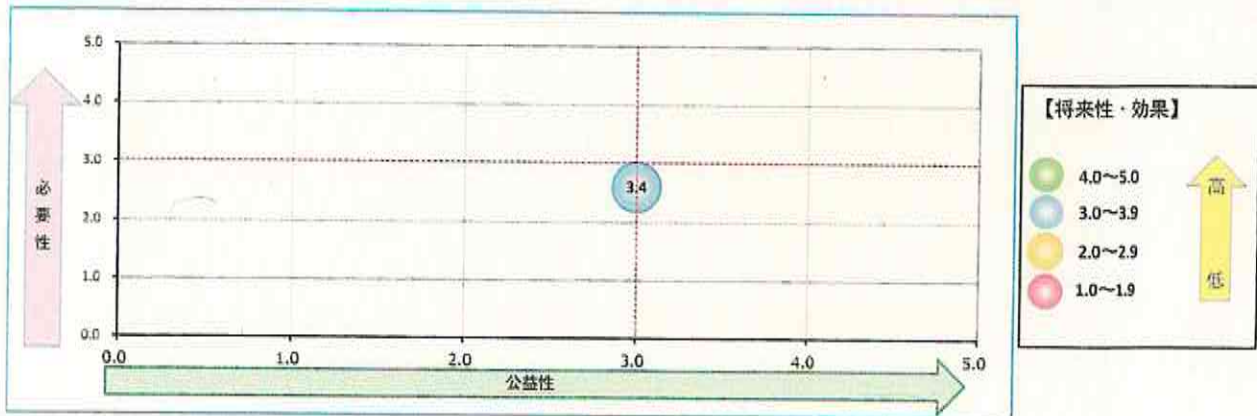
補助金等調書

(2-1)

番号	28	担当課名	学務課	補助開始年度	平成29年度		
補助金等の名称	小学校修学旅行費補助事業						
交付要綱等の名称	印西市立小学校修学旅行費補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/>) (平成32年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	修学旅行に参加する児童の保護者等で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市立牧の原小学校修学旅行実行委員会		平成29年4月1日	11			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/>) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)						
	貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。しかし、この補助金が交付されることにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持が図ることができ、教育環境整備の充実につながっている。(補助金交付年数 2年目)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金			100,000	100,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源			100,000	100,000
		会費			167,050		
		事業収入					
		その他					
	合計			267,050	100,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費			267,050	100,000	
		その他					
		合計			267,050	100,000	
翌年度繰越金			0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		個人負担額の軽減を目的とし、市立小学校が実施する修学旅行費のうち、交通費に相当する経費に対して、1学級あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (下部組織はなし)					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	貸し切りバス等の費用高騰により、以前に比べて修学旅行の経費も高くなってきている。この補助金を交付することにより、これまでと同様に修学旅行での学習内容の質の維持を図り、市の基本計画にある、教育環境整備の充実につなげる。また、市内小学校が実施する修学旅行において、保護者が負担する費用の一部(交通費)に対して補助金を交付することで、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	1学級あたり10万円を上限とするため、平成29年度では市内の小学校で修学旅行を実施する総学級数(小学校6年生の総学級数)が32となり、計上額が10万×32学級=3200000円となる。
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	すべての補助対象となる学級に対して補助金を交付した。(補助金交付率は100%)
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	修学旅行を実施した市内小学校32学級に修学旅行費補助金を交付し、保護者の負担軽減を図ることができた。特に、過小規模小学校の学級保護者に対しては、借り上げ車両(主にバス)の値上がりもあって負担軽減の効果は大きかった。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
終期は平成31年度	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
小学校修学旅行費補助事業は、保護者の負担軽減及び教育環境整備の充実につながる事業であるため継続予定である。 修学旅行は、各小学校の修学旅行実行委員会が主体となっている事業であり、市の事業費とすることが難しいため、補助金として交付していく。 課題としては、1学級あたり10万円を上限としており、学校の規模によって児童1人あたりの補助率が大幅に変わってくるため、金額等の内容の見直しが必要である。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
該当するすべての学級に補助金を交付するため、継続することでより多くの市民への利益増進を図ることができる。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	貸し切りバス代等の交通費が値上がりし、保護者負担軽減の効果は大きかった。来年度も要綱どおりに実施することは有用性が高いと考える。

番号	補助金等の名称	担当課名
28	小学校修学旅行費補助金	学務課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生の修学旅行が、社会や歴史の見聞をする上で重要な役割を果たしていることから、その公益性が認められよう。 ● 次世代の児童また保護者に継続していく補助事業であり公益性が高い。 ● 貸し切りバス等の費用高騰により修学旅行の経費も高くなり、補助金を交付することにより、保護者の負担軽減と学習内容の質の維持ができると思われる。 ● 現行の補助制度では学校の児童数により保護者の負担軽減に差が生じてしまう問題点がある。 ● 修学旅行は重要な義務教育の一環であり、それを全員参加型で安心安全な形で運用することは公益性に資する。こうした制度は、中学校にも広げられないか。
<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 修学旅行費を負担するのは、各家庭であり、その負担能力を十分検討する必要がある。すなわち修学旅行費の負担増と家庭の可処分所得の上昇とのトレンドである。旅行費が増額しても家庭の可処分所得が増加していれば負担とは言えないからである。他方で、いわゆる貧困児童には、別途支援の制度が存在するようなので、こうした緻密な検討を行うべきであり、それなしに行うことは必要性に欠けることになる。 ● 保護者にとっての必要性、また教育環境整備の観点から重要度がある。 ● バスの安全運転への様々な規制は、人間の命の尊厳を守る手段である。修学旅行が楽しく事故のないものとする一助であるとするれば保護者・児童・学校関係者にとってありがたく有用である。 ● 修学旅行という事業の必要性は認めるとしても、行先や内容がマンネリ化しているのではないか。その内容の充実を支援する施策を検討すべきである。 ● 広く教育の一環としての修学旅行であるから、経済面も含めた安心安全な制度は必要である。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運送の現場では、運転手不足が進んでおり、宅急便料金や自動車チャーター料の値上げが急で、この先も修学旅行費の負担増につながるものと思われるが、家庭の負担能力との比較なしに補助金の増額は安易にすべきではない。 ● 始まったばかりの補助事業であるが小学校規模による補助率の検討や、中学校への拡大について更に研究すべきである。 ● 小学・中学は義務教育であり小学生以上に経費のかかる中学生のほうが親の負担が大きく援助効果が大きいのではないか。鉄道での旅行であれば生徒一人当たりの補助額が一定になり学校の規模に左右されない。中学生にも拡大されることを期待し補助金は拡大すべきである。 ● 市による貸切バスの一括借り上げをすれば経費節減並びに保護者の負担軽減になると思われるので検討すべきである。 ● 近隣市にはあまり例がないようなので、必要な制度ではあるが、教育制度が自治体によって異なるということは好ましいことではない。他の自治体の状況なども調査しながら、印西市特有という状況をいつまでも続けることはできないだろう。

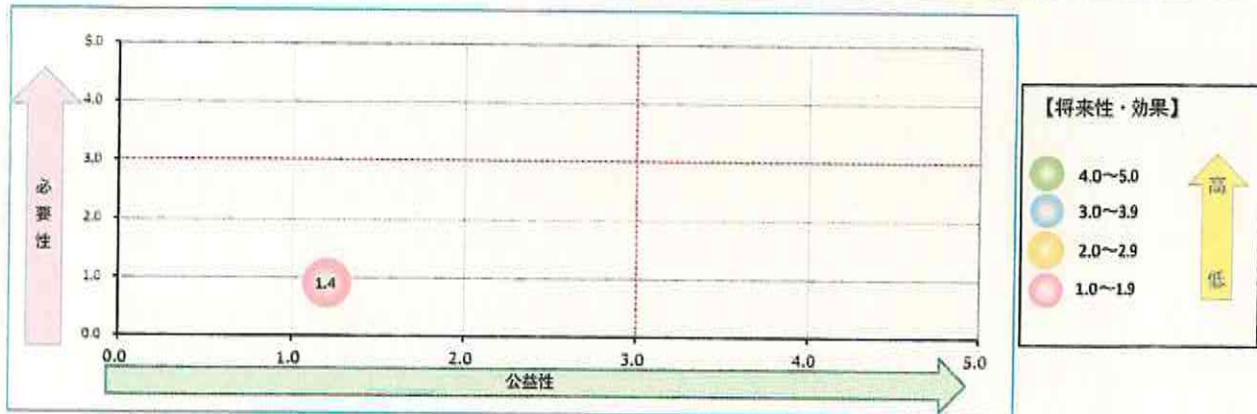
補助金等調書

(2-1)

番号	29	担当課名	教育部生涯学習課	補助開始年度	昭和30年度		
補助金等の名称	女性の会事業補助金						
交付要綱等の名称	社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	市内に居住する成人女性で構成し、かつ、50人以上で組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市女性の会		昭和30年度	201			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 男女共同参画社会の推進を図ることを目的としており、第2次基本計画施策2「男女共同参画の推進」に貢献している。 交付年数 63年						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		300,000	300,000	300,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源				
	会費		105,500	100,500	100,000		
	事業収入		341,300	283,400	90,000		
	その他			343,700	10		
	合計		746,800	1,027,600	490,010		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		746,800	1,027,600	490,010	
		その他					
		合計		746,800	1,027,600	490,010	
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		補助対象経費の70%以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。 補助対象経費：報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金 下部組織への配分なし。					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	女性の社会参加を奨励し、男女共同参画社会の推進を図る。 第2次基本計画施策2男女共同参画の推進に役立っている、
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	補助対象経費の70%以内。ただし、1団体当たり30万円を限度とする。 補助対象経費 510,010円×70%＝357,007円→予算計上額300,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額300,000円に対し300,000円支出。 支出根拠 補助対象経費 1,027,600円×70%＝719,320円→300,000円
④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。	
男女共同参画社会の推進、地域社会の発展に寄与する等の目的を達成する為に、平成29年度は28事業を実施いたしました。 詳細は、男女共同参画社会の推進を図るために、市民活動推進課と共催で講演会を開催いたしました。 また、オリンピック・パラリンピック推進室の要請により日本とカナダのソフトボールチームへの昼食づくりのおもてなしや「花いっぱい運動」などの環境美化活動そして地域行事への積極的な協力があります。	
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)	
平成31年度廃止予定。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成31年度廃止予定ではありますが、要綱を改正し引き続き補助金を交付し、支援をしたいと考えます。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
男女共同参画社会の実現に向けての講演会の開催、地域行事への参加、環境美化活、市のイベントへの参加、健康増進のための講座の開催などの多彩な活動は女性の社会参画活動を実施しており、特に男女共同参画関する勉強会や健康増進に関する講座の開催など啓発事業は市民とともに学ぶ事業であり、公益性が高い。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	女性の会の活動は、地域社会の発展、女性の積極的な活動の場となっている。 また、市に施策にも協力的であり、男女共同参画社会の推進のためにも現状維持で継続。

番号	補助金等の名称	担当課名
29	女性の会事業補助金	生涯学習課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の会が、地域の祭り、ソフトボールの日本・カナダ代表チームへの貢献をしたことについては、一定の評価ができる。 ●一定の公益性はあるが、事業の効果の範囲が限られているので更に検討すべきと思われる。 ●地域社会への参加と活動で市の施策に協力的である。市内でも印旛・本埜区域が中心で市全体に行き届いているとは思えない。 ●女性としての差別などの問題がすべて解消したとは言えないが、女性だけを構成員として問題解決しようとする団体の存在自体が現時点では意義を失っていると言わざるを得ない。 ●女性の社会進出を促す政策は広く公益に資すると思われるが、「女性の会」事業の活動がそうした目的に即しているとは思えない。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の会が、過去の婦人会を名称のみ変更しただけで、基本的な活動は変わっていない。婦人教育を前面に押し出した活動は、戦後の一時期意味があったと思われるが、今日の教育水準を考えれば役割を終えたと思われる。代わって、男女共同参画を名目にしてはいるが、事業内容を見ると、一度講演会を行っているものの、取組みとしては弱いと感じざるを得ない。 ●現行の事業内容からは必要性が低いと思われる。 ●女性の会の事業内容はびわ狩り・観劇会・お弁当作り、地域のお祭り、イベント参加、自分達の主催事業はない。男女共同参画社会とはあらゆる分野で男女が社会の構成員として活動参画できる社会作りであって親睦会ではない。補助金を交付してまで援助する理由が見当たらない。ただし社会の大きな変化に傷つき羽を休める女性の駆け込み寺の機能をもち社会復帰の一助となれば女性の会は必要不可欠の会となる。 ●地域に対しての一定の活動は認められるが、女性人口に対して会員数があまりに少なくその影響力は限定的と言わざるを得ず、会の存在意義もあまり多いとは思われない。 ●男女共同参画社会の実現、女性の社会進出を政策的に後押しすることは時代の流れで必要なことである。しかし、それは真に女性が男性と比べて何らかの不利な状況に追い込まれている場面に限ることであり、そうした観点から「女性の会」の活動に補助金を出すことの必要性は小さいと思われる。女性限定の会にすると増々、男女間の格差が広まることが懸念される。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画を本格的な柱として活動するのであれば、所管する市民活動推進課に事業を移し、統合的な施策とすべきである。その上で、この種の活動は、一般的なNPOの活動と変わるところがなく、他の市民活動団と同列に扱うべきと考える。 ●事業内容が会の目的と合致しているものが少ないので、女性の会の特性等を考慮しながらその内容を研究すべきと思われる。 ●男女の立場を対等にし人間らしく生き、男性と共に社会を支えられる構成員として、女性の社会進出を促進してきた。女性が仕事を続けられるよう制度・職場の環境を整え、仕事だけではなく育児・介護にも休業制度を設け男性にも利用できるようにした。男女で共に仕事と家庭を両立できるようにした。女性活躍推進法・ワークライフバランス等女性を取り巻く環境が整えられ、21世紀にふさわしい国の担い手として女性の参画を促進してきた。男女が政治的・経済的、社会的・文化的に利益を共に享受できる社会づくりである。女性の会には社会作りの要素や理念があまり感じられないため、補助金は廃止を検討すべきである。ただし、女性の駆け込み寺的の要素を加え再編できれば補助金は縮小を検討して継続すべきである。 ●会員のための教養事業の方が目立ち、男女参画の事業はあまり活発とは言えないのが現状である。会員も少なく高齢化が進んでいることから補助は廃止の方向で縮小を検討すべきである。 ●制度創設当初は必要であったと思われるが、現時点において現状の政策を続けることによって女性活躍が促進されることを将来において予測することは難しい。足元においても女性の社会進出が十分に進んでいないことから、今後は何らかの政策変更が必要と思われる。
---	---

補助金等調書

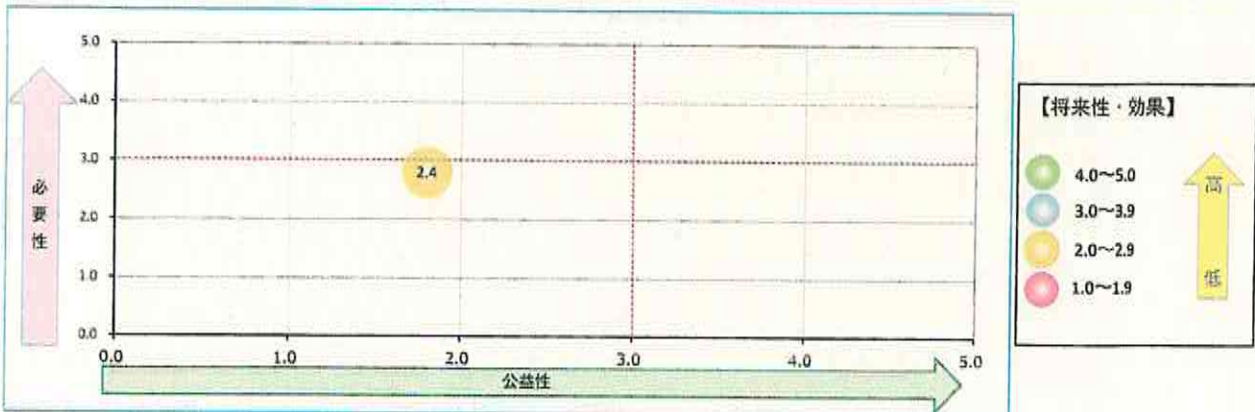
(2-1)

番号	30	担当課名	生涯学習課	補助開始年度	昭和40年度		
補助金等の名称	P T A連絡協議会事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成するP T A (保護者と教職員が組織する団体を含む。) が組織する連合の団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市P T A連絡協議会 (加盟22団体)		昭和40年5月7日	4,730			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 子どもたちをめぐる諸問題を解決していくために、学校・家庭・地域が連携することにより、青少年の健全育成に貢献している。 補助金交付年数：54年						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		200,000	200,000	200,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源				
		会費		210,630	436,030	436,030	
		事業収入					
		その他					
		合計		410,630	636,030	636,030	
	歳出	人件費					
		事務費		22,242	24,333	6,000	
		事業費		388,388	611,697	630,030	
		その他					
		合計		410,630	636,030	636,030	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ ・ 対象経費…報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、 賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金 ・ 補助率等…対象経費の70パーセント以内。ただし、1団体36万円を限度とする。 ・ 下部組織等への配分なし。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成を推進するため、市内の小中学校ごとに保護者及び学校関係者で構成されるPTA(保護者と教職員が組織する団体を含む。)が組織する連合の団体に対して補助金を交付する。 (別紙あり)
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	補助対象経費の70%以内。ただし、1団体当たり36万円を限度とする。 補助対象経費 410,816円×70%=287,571円→予算計上額200,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算計上額 200,000円に対し、200,000円支出。 【支出根拠】 補助対象経費 406,610円×70%=284,627円→精算額200,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	各小中学校の単位PTAが連携を図ることにより、PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成に大きな効果がある。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対する終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
平成31年度廃止予定。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成22年度の合併に伴い、補助率を4分の3以内から70%に、限度額15万円から36万円に変更。 平成31年度廃止予定ではあるが、引き続き補助金を交付し、青少年健全育成のため、継続して支援をしたいと考える。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
別紙あり	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	各小中学校の単位PTAが連携を図ることにより、講演会、単位PTAの情報交換を実施し、単位PTA相互の連携を深め、PTA活動の充実を図るとともに、広域的な児童・生徒の健全育成を図る事業を学校・家庭が連携して展開しているため、現状維持で継続。

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>② 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>
	<p>【目的】 子どもたちを取り巻く環境は、日々変化し複雑化しており、子どもたちをめぐる諸問題を解決していくために、学校・家庭・地域が連携することにより、PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成を図るためにPTA連絡協議会の行う事業に補助をする。</p> <p>【効果】 各小中学校の単位PTAが連携を図ることにより、PTA活動の推進、単位PTA相互の連携及び青少年の健全育成に大きな効果がある。</p> <p>【公益性】 講演会、単位PTAの情報交換を実施し、単位PTA相互の連携を深め、PTA活動の充実を図るとともに、広域的な児童・生徒の健全育成を図る事業を展開していく事は公益性が高い。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
30	P T A連絡協議会事業補助金	生涯学習課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭と学校をつなぐ単位PTAの役割については、一定の評価をしているが、連絡協議会の事業内容を見ると、バレーボールのために存在しているようにも思える。そして、なぜバレーボールなのか。 ● 一定の公益性はあるが効果の範囲が児童、生徒に及ぶ事業が少なく検討すべきと思われる。 ● 単位PTAの連携を深め、PTA活動の充実を図り、生徒・児童の健全育成を図る事業を展開していくことは公益性にかなうものである。 ● 各学校のPTAでは解決が困難な課題に対して意見を集約するための組織であるのが連絡協議会の本来の存在意義であるが、実態はバレーボール大会の運営にそのエネルギーの大半を使ってしまい、その使命を十分に果たしているとは言えないのが現状である。 ● 単位PTAの存在価値は認めるが、その上にさらに団体を設けるなど階層構造の団体は、その効果がその団体の範囲にとどまり公益性は認めにくい。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要性について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校によっては、PTAの存在しないところもあり、必要性を保護者の父母に説明できていない。そのもの上部団体の活動内容がバレーボールでは、必要性に疑問を持たざるを得ない。 ● PTAの連携という点では必要性がある。 ● 単位PTAの情報交換を実施し、単位PTA相互の連携を深めPTA活動の充実を図り、児童・生徒の健全育成を図るため学校・家庭の連携が必要である。 ● PTA連合体としての組織の必要性は認められるが、本来の機能を果たしているとは言えない現状であり、今後各PTAだけでは解決できない教育問題への取り組みを強めていくべきである。 ● 単位PTAの上にこうした次々と屋上屋のごとく連合組織を作っていくと、本来の単位PTAの仕事、教育の仕事だけでなく、上部団体の仕事もしなければいけなくなり、会費の流れも上納金のように吸い上げられていく。近隣市でも同様の政策を採っており、日本国中のPTAがこうした構造であると推察され、ある程度の必要性は認めるが、効率的な観点から懸念が残る。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● バレーボールの練習は、夜間体育館を使用し、先生も動員している。先生の働き方改革が問題になって部活の時間を短縮しようというときにバレーボールの活動に先生を動員するのは疑問である。また、練習期間中は、学校開放も制限されている。また、PTA連絡会は、全会員から一人30円の負担を求めているが、これは、バレーをする人もしない人も一律である。全会員が納得して負担しているとは到底思えない。とかくスポーツの大会は、マンネリになり、それ自体が走り始めるものである。 ● 従来のPTA事業から、より目的達成を図る事業内容へと改善をすべきと思われる。 ● 連絡協議会の事業内容は年間を通じてバレーボール大会の活動のみといっても過言ではない。単位PTAが抱える子供達をめぐる諸問題への解決に繋がる講演会の開催や研修に割く時間が少なすぎる。29校のうち3割の7校が不参加であり、連絡協議会への信頼が揺らいでいる。PTAは単位PTAで自校発結とし有事には申し出制で連絡協議会を開催する方法が効率的である。今後は働き方改革で先生方の出席が縮小されてくるのではないか。バレーボールは有志出席で受益者負担とする。補助金は縮小を検討して継続すべきである。 ● 教育問題の困難性は今後も一層拡大することから、この組織は必要であるが、現在の活動内容を大幅に見直していく努力が必要である。 ● ある程度の将来効果は認められようが、屋上屋構造や上納金制度などの見直しにより、より効率的な仕組みがあると思う。このことは、日本全体の問題として捉えるべきであろう。
---	---

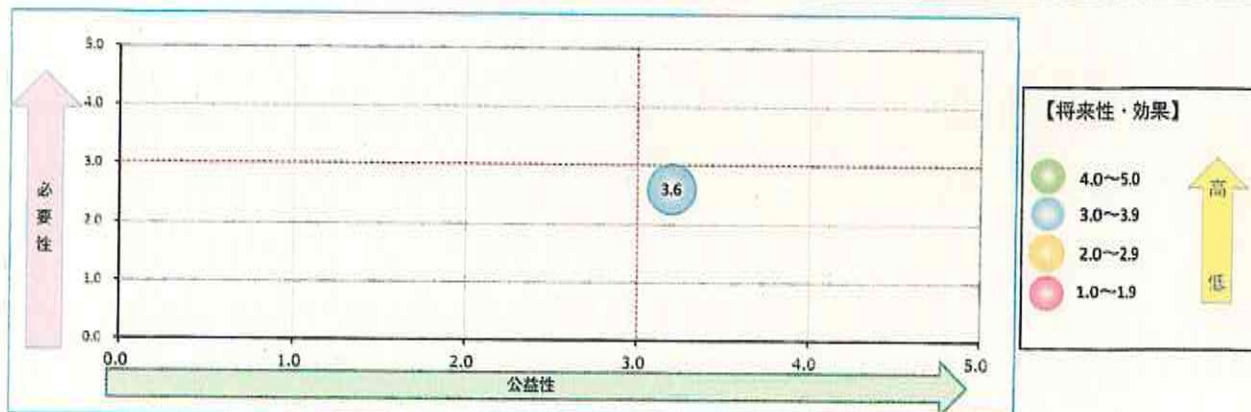
補助金等調書

(2-1)

番号	31	担当課名	教育部 生涯学習課	補助開始年度	平成8年度	
補助金等の名称	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会事業補助金					
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無・有 (平成31年度廃止予定))					
要綱に規定する交付対象者	市内各中学校区において青少年の健全育成環境の向上を目指し、関係機関及び団体代表者並びに学校関係者等で組織される地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会。					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	市内各中学校区地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会		平成8年4月1日			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 学校・家庭・地域がともに連携し、地域社会の発展を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に貢献している。 交付年数21年。					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	300,000	300000	300000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	300,000	300,000	300,000
		会費				
		事業収入				
		その他				
		合計	300,000	300,000	300,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費	300,000	300,000	300,000	
		その他				
合計		300,000	300,000	300,000		
	翌年度繰越金					
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
		補助金対象経費の額。ただし、1学校あたり8万円を限度とし、予算の範囲内において配分する。 補助対象経費：報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱費、賄財費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料				

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	青少年健全育成推進施策の一環として、各中学校区さわやかコミュニティ地域推進委員会の協力を得て全市域を対象として行う啓発活動や市内各中学校区単位で行う実践活動を並行して進め、さわやかコミュニティづくりと生活環境の整備を進めることを目的とする。 また、印西市総合計画、印西市教育振興基本計画のリーディング施策に位置づけている。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	6中学校区 × 5万円 = 300,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	6中学校区 × 5万円 = 300,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	家庭・学校・地域がそれぞれの役割を再確認し、学校と家庭との連携・協力、家庭と地域との相互支援、学校と地域との連携・融合が推し進められ、地域の特性を踏まえた具体的な活動を計画・実践していく中で、子どもたちに生きる力と夢を育んで行くことを目指している。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
平成31年度廃止予定	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成22年度の合併により、限度額を5万円から8万円に見直し、「予算の範囲内において配分する」を追加。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
地域コミュニティや青少年健全育成に直接的にも間接的にもかかわる関係団体や関係者がかかわる事業であり、公益性が高いものである。	
担当課の判定	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大して継続 <input type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	印西市総合計画、第2次基本計画、新たにH30年度から実施する教育振興基本計画においても、リーディング施策①循環型生涯学習のための基盤づくりの主な取り組みとして掲げているため、拡大して継続。

番号	補助金等の名称	担当課名
31	地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会事業補助金	生涯学習課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会は、町内会、防犯協会、青少年相談員など地域の多様な団体と学校を結び、子供たちの見守りにつなげようとするもので、一定の役割が期待される。 ● 委員会が各中学校区に設置され、多くの地域代表者が関わっており、その事業内容から公益性は高いと思われる。 ● 家庭・学校・地域が役割を認識し、相互支援・連携・融合していけば、青少年の健全育成に貢献できる。 ● 学校だけでは解決できない問題を地域の関係者と協議していく組織は必要であるが、この組織がない地区も存在しており、現在の組織の在り方自体を見直す必要性を認めざるを得ない。 ● 学校、家庭、地域が一体となって連携し、地域社会の発展を図ることは公益活動そのものである。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会が、必ずしも全中学校区に存在していない。中学校区をベースにしているため、地区によっては町内会など地域の団体の独自性のために学区に一本化できないところもあり、取りまとめの努力が必要とされよう。地域によっては、中学校区にこだわらず、小学校区にするなどの弾力性があっても良いように思われる。 ● 同様の目的で活動している団体はあるが、地域の特性を生かす意味では一定の必要性がある。 ● 地域コミュニティや青少年健全育成に関わる関係団体や関係者がかかわる事業であるが、中学校区ごとの地域特性をふまえたサポートといえるまでにはなっていない。市街地と郊外の中学校区では異なるはずである。挨拶・パトロール等他の団体で行っているものも目立つ。 ● 青少年の健全育成のために地域ぐるみの協力が必要なことは言うまでもないが、活動内容を見る限りPTAの活動の範囲とも言えなくもない。 ● こうした活動に対する効果はさらに明確にする必要がある。考え方としては必要な政策だが、費用対効果が十分でない。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの地域ぐるみさわやかコミュニティ推進委員会が、いろいろな活動をし、事業の立て方、補助金の使い方がばらばらであるのは、それぞれの特性として異を挟まないが、食糧費に飲み物代が使われているところとそうでないところがある。飲み物がなくても会を運営できるのであれば、全団体がそうすべきであろう。 ● 本市特有の委員会としてその事業内容を研究し、目的達成に向けて推進すべきと思われる。 ● 中学校区を中心に地域に生きる人々が関わりあえるコミュニティを形成していれば豊かな心の醸成に繋がり家庭や家庭にも影響を及ぼしていくと思われる。地域コミュニティ推進委員が積極的にかかわり事業計画や活動を推進してほしい。ただし、未加入の3中学校区についても何らかの活動をしているとのことから全校区の加入が望ましい。補助金は継続して進めるべきである。 ● PTA活動の拡大延長という性格を持っているので、今後はPTA活動自体に対する補助の中で考えていくのが適当であると思われる。 ● 各中学校区ごとの補助単位となっているが、さらにきめ細かい補助政策など、将来に向けて拡大継続することも検討に値する。
---	--

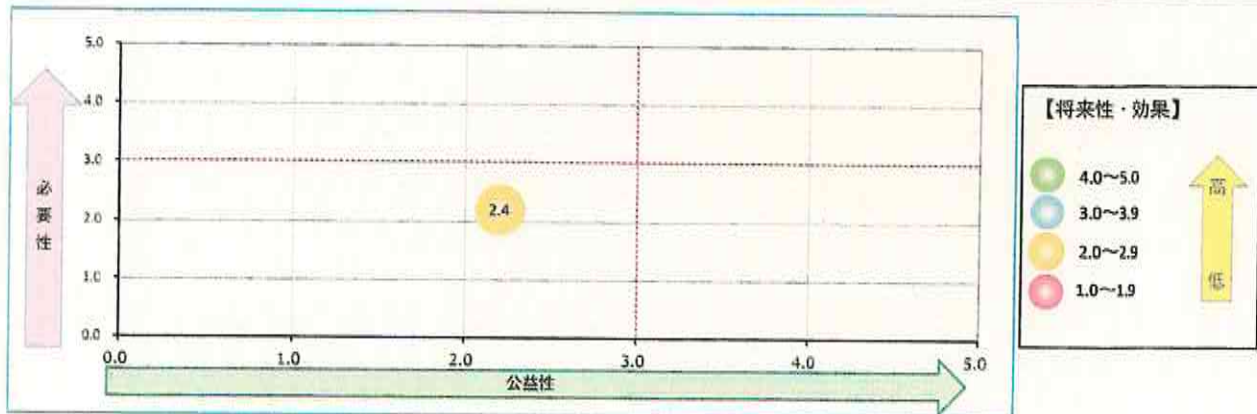
補助金等調書

(2-1)

番号	32	担当課名	教育部生涯学習課	補助開始年度	昭和49年		
補助金等の名称	青少年相談員連絡協議会事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・有) (平成31年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	青少年相談員が組織する団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市青少年相談員連絡協議会		昭和49年10月1日	86			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 (無)) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 市内の青少年健全育成を促進すると共に、青少年の体力向上、社会環境の浄化、健全な家庭づくりを促進し、青少年の非行防止の為に率先してボランティア活動を展開し、市やその他青少年団体事業への協力を行っている。(補助金交付年数44年)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		1,481,272	1,794,699	1,795,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金		435,000	430,000	430,000
			その他				
			一般財源		1,046,272	1,364,699	1,365,000
	会費						
	事業収入		745,080	819,400	1,327,500		
	その他		4	1			
	合計		2,226,356	2,614,100	3,122,500		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		2,226,356	2,614,100	3,122,500	
		その他					
		合計		2,226,356	2,614,100	3,122,500	
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ ② 県補助 ・ 3 単独 ・ ④ 市単独上乗せ 補助対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体当たり212万円を限度とする。 補助対象経費：報償費、旅費消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、 賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>青少年相談員活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する団体に対して補助金を交付する。 第2次基本計画4-②-2の「地域で子どもたちを守り育てる環境づくり」に当てはまり、青少年の健全育成活動の推進に寄与する。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>印西市社会教育関係補助金交付要綱より、補助対象経費の80%以内、ただし、1団体当たり212万円を限度とするとあるため同額を計上していた。H27年度に1,177,287円に減額となり、活動に著しい弊害があった。 2,250,000円の支出が見込まれるため、$2,250,000 \times 80\% = 1,800,000$を予算計上している。</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>予算額1,800,000円に対し1,794,699円を支出 決算額2,614,100円$\times 80\% = 2,091,280$円$\rightarrow 1,794,699$円 各費目の80%以内</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>
	<p>主催事業：青少年ふれあいキャンプ(青少年109人・相談員延べ90人)・青少年長縄とび大会(青少年186人・相談員延べ50人)・広報誌「ときめき」発行及び連絡協議会ホームページの更新 地区活動：中学校区又は小学校区単位での青少年相談員主催の行事等開催 地域(町内会や学校等)からの依頼による行事等への応援 地区活動は、青少年相談員の活動の基礎になっており、様々な活動を地域ごとに展開している。 研修会への参加：印旛地区連協・千葉県連協主催の青少年相談員を対象とした研修会への参加。</p> <p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>
	<p>平成28年度に終期を迎えたが、青少年相談員の活動により、青少年の心身がともに健やかに育成され、社会の浄化作用や子どもたちのコミュニティ形成等にさらなる効果が期待できる。今後も事業を継続することで、市の施策達成に大きな役割を果たすと考えられる。</p>
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>平成22年度の合併に伴い、限度額を1,350,000円から2,120,000円に変更し、新たに補助率80%を規定した。 印西市の青少年健全育成を推進するため、引き続き同規模の事業を継続する。</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの 市内の青少年健全育成を促進すると共に、青少年の体力向上、社会環境の浄化、健全な家庭づくりを促進し、青少年の非行防止の為に率先してボランティア活動を展開し、市やその他青少年団体事業への協力を行っている。相談員の任務は、以下に挙げるものである。 ①社会環境の浄化に関すること②青少年の指導に関すること③青少年団体の育成に関すること④広報に関すること⑤その他目的を達成するために必要な事業 これらの事業は、将来地域を担う子どもたちの成長に資する活動であり、広く市民にいきわたるものである。</p>	
<p>担当課の判定 <input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止</p>	
<p>判定の理由 現状規模の活動を維持し継続的に事業を行うことで、参加する青少年の恒常的な事業参加が期待でき、上記に挙げた青少年相談員の任務を達成することが可能となるため。</p>	

番号	補助金等の名称	担当課名
32	青少年相談員連絡協議会事業補助金（市上乗せ）	生涯学習課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年相談員は、千葉県の事業であり、相談員の活動が、各学校の助けになっているのは一定の評価ができる。 ● 事業の固定化から児童、生徒の参加が少なく効果及び公益性は低い。 ● 青少年の健全育成を促進し、社会環境の浄化、青少年の非行防止等に率先して活動することは、将来の地域を担う子供達の成長に大きく関わることになる。 ● 青少年ふれあいキャンプなどの事業が目立つが、地道な地区活動が大切であると思われる。しかし、地区活動が比較的活発と言えるのは、ニュータウン以外の地域に限定されていると思われる。 ● 考え方として一定の公益性は認めるが、実際の活動内容がキャンプとか縄跳びにとどまるのであれば、公益性は限定的である。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年相談員は、「相談員」という名称があるにもかかわらず、相談実績の数値的なものは存在しない。もっぱら、社会教育及び青少年育成ということで、キャンプや長縄跳びに特化しているが、学校においてリーダー合宿が行われ外部スポーツ団体の合宿などが行われている中で、キャンプ参加者に高額な助成をする必要があるのか疑問を感じる。助成をするにしても参加者の自己負担が多くてもいいように思う。 ● 目的の重要性から一定の必要性はある。 ● 相談員は地域で地区活動を展開しているが、1番大きな事業が青少年のふれあいキャンプであり、夏休み中に実施される。両親が忙しく、どこにも行けない子の参加があり有意義である。一人での不安、団体行動・団体でのルールや楽しみ方等学びが随所にあり、親子の屈折した複雑な思いも解消される。相談員にとっても緊張と子供達の安全への気配りは大変なものがあるが、子供の心の成長を垣間見える行事であり援助すべきである。 ● 青少年の健全育成は重要な課題であり、地域の資源を活用する必要性は認められる。しかし、現在の青少年相談員制度がその役割を果たすためには十分と言えないのではないかと。 ● スポーツや体力向上は、青少年の健全育成に必要であるが、同時に活動の目的である社会環境の浄化や、青少年の非行防止に、どの程度まで役立つかは疑問である。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年相談員そのものは、増員を図るべきであるが、キャンプや長縄跳びなど縮小し、学校活動への応援などに絞るべきである。 ● 同様目的の団体もあり、更に青少年相談員事業の特性を生かした事業、活動を計画し目的達成を図るべきと思われる。 ● 相談員にとって、キャンプは大きな事業である。見慣れた地域ではなく、ワクワク感のある地を選択すべきである。国は国立公園内外に国立少年自然の家を持ち、県・市から委嘱を受けた相談員は利用できるし利用すべきである。スポーツや野外活動を通し体力向上や体験学習をすることは青少年健全育成に大いに役立ち、相談員は平均年齢も若く活動を促進し地域を活性化させるエネルギーも持つ。補助金はそのまま継続すべきであるが、受益者負担をもっと増やしていいだろう。 ● 青少年相談員制度が現在のニーズに対応するには不十分であり、今後大幅に見直しすべきであり、現行制度は廃止の方向で縮小を検討すべきである。 ● スポーツ中心の長年固定的な活動内容を見直すべきである。
---	--

補助金等調書

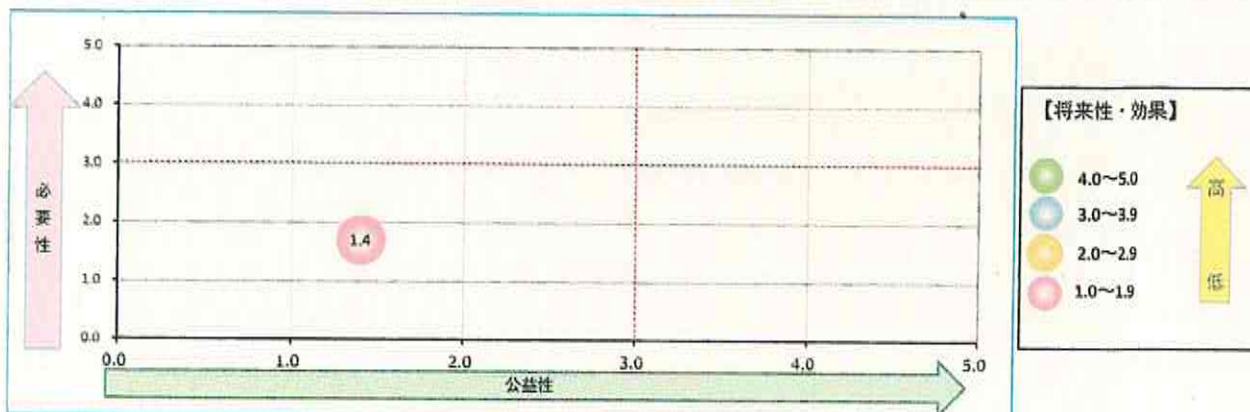
(2-1)

番号	33	担当課名	生涯学習課	補助開始年度	昭和54年度		
補助金等の名称	子ども会育成会連絡協議会事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> 有 (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	市内で活動している子ども会の育成者が組織する連合の団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市子ども会育成連絡協議会 (加盟5団体)		昭和54年4月1日	236人			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 青少年の「生きる力」を育む異年齢集団活動や地域の大人との交流による地域での青少年健全育成を行うとともに、子どもを介した大人同士の交流による地域づくりを図り、印西市総合計画の施策③青少年の健全育成に貢献している。 補助金交付年数：40年						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		214,447	71,368	145,900	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源				
		会費		43,950	17,200	20,000	
		事業収入		187,500	61,300	90,000	
		その他		53	0	50	
		合計		445,950	149,868	255,950	
	歳出	人件費					
		事務費		19,275	24,615	57,150	
		事業費		262,275	64,453	126,400	
		その他		164,400	60,800	72,400	
		合計		445,950	149,868	255,950	
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費…報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金 ・ 補助率等…対象経費の80パーセント以内。ただし、1団体51万円を限度とする。 ・ 下部組織等への配分なし。 					

	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p> <p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>子ども会の活動の促進を図り、もって青少年の健全育成に関する施策の総合的かつ効果的な推進に資する。 第2次基本計画基本目標4-②施策2「地域で子どもたちを守り育てる環境づくり」の青少年の健全育成活動の推進につながる。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p> <p>平成28年度総事業費 696,550円に対し実績から480,000円を予算計上。 平成27年度実績・・・総事業費705,107円(内補助額 370,098円) 平成26年度実績・・・総事業費717,035円(内補助額 328,729円)</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p> <p>予算額480,000円に対し109,000円を交付。 市子ども会連絡協議会加盟団体の減により、補助金精算額71,368円</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p> <p>全市域を対象として、学区を超えて交流を図るとともに異年齢集団による競技を通して自主性や思いやりを学ぶドッジボール大会、実際に歩くことで自分たちの住む地域を知るとともに集団行動による協調性や思いやりを学ぶウォークラリー大会、高齢者とランドゴルフなどを行うことで祖父母世代との交流を図る世代交流会、保護者を含めた子ども同士の交流を図るドッジビー大会など、体験活動を通して、青少年の自主性や・社会性・コミュニケーション能力などの「生きる力」を育むことができた。</p> <p>さらに、中高生で組織する印西市ジュニアリーダーズクラブで、リーダーとしての資質の向上を図り、青少年相談員主催の青少年ふれあいキャンプへのリーダー派遣を行い、子ども会活動の活性化を図っている。また、印旛郡・千葉県リーダーズクラブ連合会事業にも積極的に参加し、研鑽を積むとともに、印西市ジュニアリーダーズクラブにその成果を還元している。</p>
	<p>⑤ 補助金交付の終期の用途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p> <p>平成31年度廃止予定。</p>
	<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p> <p>平成22年度の合併に伴い、補助率を4分の3以内から80%に、限度額20万円から51万円に変更。 平成31年度廃止予定ではあるが引き続き補助金を交付し、青少年健全育成のため、継続して支援をしたいと考える。</p>
	<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの</p> <p>次世代の社会を担う児童・生徒を健全に育成し、その資質の向上を図るため子ども会活動の推進を図っている。 また、人間関係の希薄化による地域社会崩壊が指摘される現代にあって、子ども会活動を介して、地域での大人同士の交流を図り、地域社会の回復の一助となっている。</p>
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	市子ども会連絡協議会加盟団体は減少しているが、青少年健全育成のためには現状維持で継続。

補助制度の
目的、効果、
公益性

番号	補助金等の名称	担当課名
33	子ども会育成連絡協議会事業補助金	生涯学習課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について ＜効果の範囲及び効果の期待について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生は、同じ地域ごとの集団登校、保護者と一緒の有価物収集、ハイキングなど多様な活動を通じて子供たち同士の交流が図られており、子ども会も一定の役割を果たしている。 ●構成人数が育成者、子ども共に減少しており効果及び公益性は低い。 ●子ども会の活動を通じて地域で子ども達を守り育て、次世代の社会を担う子供たちの健全育成を推進し地域活動の交流にもつなげている。 ●子供の異年齢集団の交流の必要性があることは言うまでもないが、大人が主体となっている子ども会でそれを期待することは無理がある。参加者が少ない事業がほとんどで、実施が出来なかった事業も少なくないのはこの組織が機能していない証左である。 ●一定の公益性は認めるが、他に類似の政策活動も多く、例えば地域ぐるみさわやかコミュニティ政策などと一体で運営した方がよい。
---------------------------------------	--

<p>必要性について ＜必要性及び目的の重要度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●単位子ども会そのものは、ニュータウン地域などで伸び悩んでいるものの、その役割は否定されるものではない。その一方で、上部団体の育成会連絡協議会の役割、必要性が不明確である。本来、単位子ども会の連絡調整や単位子ども会の新設・育成を支援すべきものであろう。しかしながら、ドッジボール大会の開催などが活動の中心となっており、子ども会をバックアップするものとなっていない。 ●過去の経過からその役割は年々減少していると思われる必要性も低くなっている。 ●子ども会育成会の会員が大幅に減少している。この会の特徴であるジュニアリーダーの市・郡・県の養成講座いずれも参加数が少なすぎる。この他の事業は役員会とドッジボール以外目立った活動が見当たらない。他の青少年健全育成事業へ流れてしまっているのではないか。活動の規模が小さくなっているのが心配である。 ●かつては意義のあった子ども会という組織自体が現代の複雑な状況に対応できないのが現状である。 ●上記の通り、本政策単独での運用よりも、類似の政策を一体としてまとめて運用した方が効率的である。
--------------------------------------	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方 ＜将来性及び目的達成度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●単位子ども会そのものも伸び悩んでいるが、育成連絡協議会の加入団体がわずか5団体、子供の数110名となっており、急激に構成人員を減少させている。つまり、父母や子供たちから見放されたと言っても過言ではなく、役割を終えたと認識する。 ●構成人数も更に減少すると考えられ、会のあり方を検討する時期と思われる。 ●青少年健全育成には、ジュニアリーダーや指導者が大きな役目を果たすが、事業への参加者は少ない状況である。育成計画により増員し各種イベントへの派遣を積極的に行い子供達や市民にその存在をアピールし将来指導者に育てあげるべきである。育成会本体の活動を拡大しないのであれば、補助金は縮小してジュニアリーダーの育成に特化すべきである。 ●子ども会という組織に行政が関与すること自体に疑問を持たざるを得ない。廃止の方向で整理すべきである。 ●他の補助政策と統合した方がよい。
--	---

補助金等調書

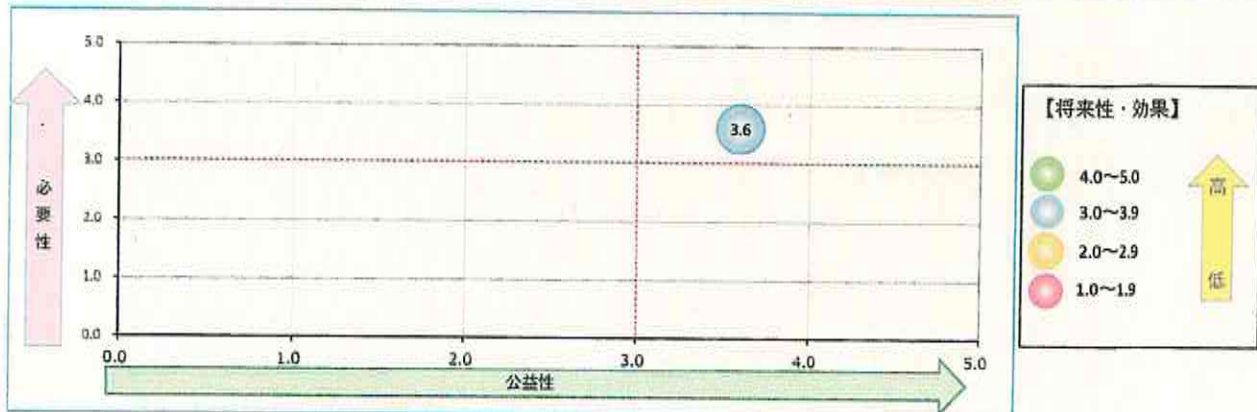
(2-1)

番号	34	担当課名	生涯学習課	補助開始年度	昭和48年度		
補助金等の名称	家庭教育学級運営事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無 <input checked="" type="radio"/> 有) (平成31年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	市立各幼稚園及び市立各小中学校の保護者で構成する家庭教育の向上を目的とする会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	市立幼稚園(2)・小学校(20)・中学校(9)家庭教育学級		昭和48年4月1日	2,656			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 家庭の孤立化・孤立状態での子育ての増加に伴う家庭の教育力の低下や虐待の増加に対し、同じ親としての仲間づくりをきっかけとして、子育ての負担の軽減と家庭の教育力の向上を図り、青少年の健全育成に貢献している。 補助金交付年数：46年						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		1,399,150	1,384,177	1,460,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源				
		会費					
		事業収入		99,996	49,289	108,100	
		その他					
		合計		1,499,146	1,433,466	1,568,100	
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		1,499,146	1,433,466	1,568,100	
		その他					
		合計		1,499,146	1,433,466	1,568,100	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ						
	・対象経費…報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料及び負担金 ・補助率等…補助対象経費の額。ただし、1学校当たり(幼稚園にあっては1幼稚園当たり)8万円を限度とし、予算の範囲内において配分する。 ・下部組織等への配分なし。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>社会教育の振興を図るため、社会教育及び青少年健全育成に関する事業を行うことを主たる目的として設立された団体(市立幼稚園及び市立各小中学校の保護者で構成する家庭教育の向上を目的とする会)に対して補助金を交付する。 印西市総合計画基本目標4-②施策2、印西市第2次基本計画基本目標4-②施策2、印西市教育振興基本計画基本目標Ⅱ施策2 (別紙あり)</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>補助対象経費の額で、1学校当たり8万円を限度とし、予算の範囲内において配分する。 補助対象経費 70,000円×1校=70,000円 58,000円×2校=116,000円 52,000円×3校=156,000円 50,000円×2校=100,000円 46,000円×8校=368,000円 45,000円×10校=450,000円 40,000円×5校=200,000円 →予算計上額 1,460,000円</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>予算額 1,460,000円に対し、1,384,177円支出。 【支出根拠】 補助対象経費 1,384,177円</p>
<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>	
<p>地域社会の崩壊・孫育てを拒否する祖父母世代の増加などの現代において、家庭の教育力の低下・虐待の増加の一因である家庭の孤立化に対し、同世代の子を持つ親という共通点を活かして仲間づくりを行うことで、孤立状態での子育ての負担を軽減し、家庭教育に関する学習を通して家庭の教育力の向上を図ることで、青少年の健全育成に大きく貢献している。 また、各家庭教育学級において、家庭の孤立化を改善する仲間づくりのために、興味を持ちやすい内容を選択したり、楽そうな講座名にするなどの工夫をして、参加しやすい雰囲気醸成することで学習効果を高めている。学習内容としては、家庭教育・人権・食育・健康・調理など家庭で実践できる内容を中心として、子どもだけでなく、参加できなかった保護者にも伝えられ、家庭で子育てを考える際の話題となるような配慮もなされている。虐待の大半が母親によって行われていることから、子育てに関する母親の孤立・ストレスを解消することが重要であり、子どもを軸とした家庭での会話はもっとも効果的であることから、家庭教育学級事業の効果は高いと考えている。 家庭教育学級実施回数 338回、参加者数 4,060人</p>	
<p>⑤ 補助金交付の終期の目的がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>	
<p>平成31年度廃止予定。</p>	
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>平成22年度の合併に伴い、「予算の範囲内において配分する」を追加。 平成31年度廃止予定ではあるが、引き続き補助金を交付し、青少年健全育成のため、継続して支援をしたいと考える。 (別紙あり)</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの</p>	
<p>別紙あり</p>	
<p>担当課の判定</p>	<p><input type="checkbox"/>拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/>現状維持で継続 <input type="checkbox"/>縮小して継続 <input type="checkbox"/>整理統合 <input type="checkbox"/>廃止</p>
<p>判定の理由</p>	<p>すべての教育の基礎であり、人格形成の根幹となる家庭教育の支援は、国・県の方針のとおり重要かつ必要である。孤立化する保護者同士をつなぎ、子育ての負担を軽減するとともに、家庭教育について学ぶ機会を提供する当事業は、次代を担う青少年を健全に育成するために必要であり、印西市総合計画や第2次基本計画、教育振興基本計画においても家庭教育の推進を掲げているため、現状維持で継続。</p>

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p> <p>② 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p> <p>(目的) 家庭での教育を行う時に必要な心構え、留意点等を学習する機会を提供し家庭教育の充実を図り、子どもたちの健やかな成長と学級生自身の向上に資する。</p> <p>(効果) 地域社会の崩壊・孫育てを拒否する祖父母世代の増加などの現代において、家庭の教育力の低下・虐待の増加の一因である家庭の孤立化に対し、同世代の子を持つ親という共通点を活かして仲間づくりを行うことで、孤育ての負担を軽減し、家庭教育に関する学習を通して家庭の教育力の向上を図ることで、青少年の健全育成に大きく貢献している。 また、各家庭教育学級において、家庭の孤立化を改善する仲間づくりのために、興味を持ちやすい内容を選択したり、楽しそうな講座名にするなどの工夫をして、参加しやすい雰囲気醸成することで学習効果を高めている。学習内容としては、家庭教育・人権・食育・健康・調理など家庭で実践できる内容を中心として、子どもだけでなく、参加できなかったもう一方の保護者にも伝えられ、家庭で子育てを考える際の話題となるような配慮もなされている。虐待の約6割が母親によって行われていることから、子育てに関する母親の孤立・ストレスを解消することが重要であり、子どもを軸とした家庭での会話はもっとも効果的であることから、家庭教育学級事業の効果は高いと考えている。 なお、約140万円の補助金で、338回行い、延べ4,060人の参加があり、費用対効果は高いと判断している。</p> <p>(公益性) 家庭の孤立化に伴う家庭の教育力の低下・虐待の増加・青少年犯罪の深刻化が社会問題となっている現代において、次代を担う青少年を健全に育成するために、すべての教育の基礎であり、人格形成の根幹となる家庭教育の支援は、国・県の方針のとおり重要かつ必要である。よって、孤立化する保護者同士をつなぎ、子育ての負担を軽減するとともに、家庭教育について学ぶ機会を提供する家庭教育学級事業は、公益性が高いと判断できる。</p> <p>(方向性) 平成18年12月の改正により教育基本法に第10条家庭教育が新設され、保護者と行政に対する家庭教育の責務が定められた。その教育基本法第17条第1項に基づき、平成25年6月に国の第2期教育振興基本計画が策定され、「豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実」を基本施策として掲げている。また、千葉県においても、平成22年3月に千葉県教育振興基本計画の策定、平成27年度から5年間の第2期計画が始まり、親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどの情報提供の充実を掲げている。それらを踏まえ、家庭教育はますます重要となる課題であると認識し、印西市総合計画や第2次基本計画、教育振興基本計画においても家庭教育の推進を掲げており、家庭教育学級の支援を継続する。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
34	家庭教育学級事業補助金	生涯学習課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級運営事業費補助金は、幼稚園、小学校低学年など子育てにまだ慣れていない保護者を学校に招き、学校と保護者、保護者同士の交流や子育て相談の機会とすることで公益性があると思われる。 ●学習会の内容、参加人数から効果及び公益性が高いと思われる。 ●人格形成の根幹となる家庭教育の支援は重要である。家庭教育について学ぶ機会を提供する事は次代を担う青少年を健全に育成するうえで不可欠である。 ●家庭の孤立化が叫ばれる現状の下で、家庭教育学級が果たしている役割は評価できると思われ、活動内容の充実が求められる。 ●すべての教育の基礎となる家庭教育を支援することは、青少年の育成のみならず地域社会の発展に貢献することも期待され、公益性は高い。
<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校等で、多様なカリキュラムが用意され、保護者を学校に引き付けようとする各学校の教頭先生や家庭教育学級役員の努力も伝わるが、全体として参加者数が少ないように思われる。家庭教育学級の意義がいま一つ伝わっていないようで残念である。 ●目的の重要性また時代背景から一定の必要性はある。 ●家庭の孤立化を改善する仲間づくりは孤立状態の子育ての負担を軽減する。さらに家庭教育に関する学習を通して家庭の教育力の向上にも役立つことになる。 ●事業の必要性は今後も増大していくと思われるが、ともすればプログラム内容がマンネリ化する恐れがないとも言えないのでその面の支援対策が求められる。 ●一定の必要性はあるが、学習内容の幅をもう少し広げた方が良い。現状では単なるカルチャーセンター的である。
<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と家庭を結ぶ役割は、PTAが担うべきものと重複しているように思われる。将来的には、保護者の負担感が強いPTAよりも、気軽に出られる家庭教育学級に統合すべきと思う。 ●各学校等の学習会を検討し、更に目的に合う内容にすべきと思われる。 ●家庭教育学級は、幼稚園・小・中学校に開設され、人権・食育・健康・調理・等家庭で実践できる講座内容である。しかし、参加者数は各校とも1回につき12名前後と少なく、平均7回と多く実施している。教師の負担もあり、家庭教育力の向上に繋がるとは思えない。学校とPTAがともに協力し年2回ぐらい家庭教育に関する講演を全保護者に対し実施するほうが効果的である。PTAの中に分科会として家庭教育部門を設け補助金は講演に特化し縮小して継続すべきである。 ●これまで家庭教育学級が果たしてきた功績は認めることができるが、今後はプログラムの質的な一層の向上が求められると思われる。PTA保護者に対してアドバイスする専門スタッフの派遣などの支援体制の充実が必要である。 ●幅を広げた学習内容について、参加者の意見を聞き入れるなど、真に必要となる内容に改善すれば受講者も増えていくと思われる。

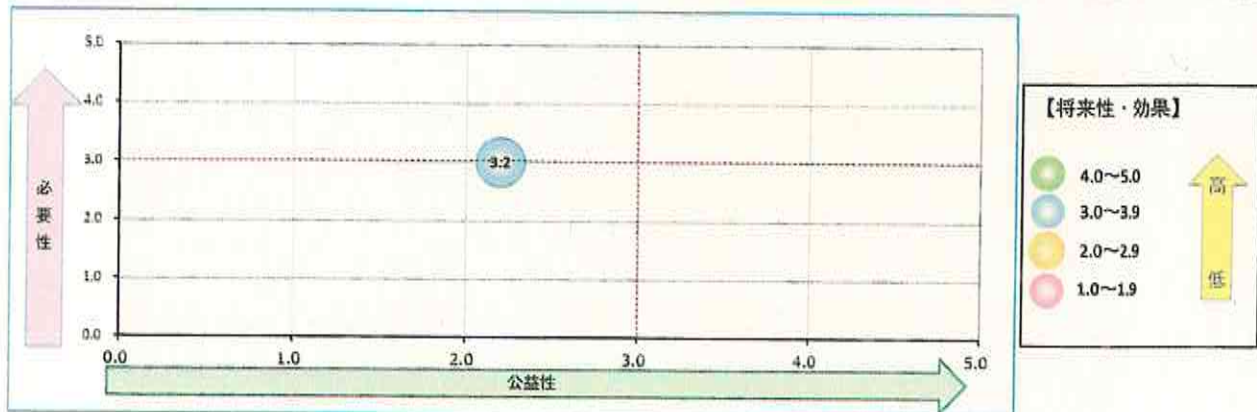
補助金等調書

(2-1)

番号	35	担当課名	生涯学習課	補助開始年度	平成5年度		
補助金等の名称	印西市芸術文化協会事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市社会教育関係補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))						
要綱に規定する交付対象者	印西市芸術文化協会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市芸術文化協会		平成5年8月1日	968人			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付年数 26年 ・市教育委員会主催印西市民文化祭主管団体として事業を展開している。 ・市内小学校の放課後子ども教室、伝統芸術に関するクラブ活動での講師 ・公民館等での文化芸術に関する講座の講師 ・広く市民を対象とした自主企画・運営による芸術文化講座の開催 ・各種の集い大会等による市民が文化芸術に触れる機会の提供等 						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		400,000	400,000	400,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		400,000	400,000	400,000
	会費		174,500	174,500	182,000		
	事業収入						
	その他		3	2			
	合計		574,503	574,502	582,000		
	歳出	人件費					
		事務費					
		事業費		574,503	574,502	582,000	
		その他					
		合計		574,503	574,502	582,000	
翌年度繰越金		0	0	0			
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ					
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の70%以内。ただし、400,000円を限度として交付 ・下部組織へ1組織当たり2万円を交付 (20,000円×14団体=280,000円) 					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>「印西市総合計画第2次基本計画(計画年度平成28年度～32年度)基本目標4 健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくる 政策体系4-③心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る」及び「印西市教育振興基本計画(計画年度平成30年度～平成33年度)基本目標Ⅲ心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る 施策Ⅲ-1 ①文化芸術に触れる機会の拡大、②市民の自主的な活動の支援、③子どもをはじめとする次世代の育成」として位置づけられており、市民文化祭をはじめとした文化芸術に触れる機会や自主的な活動である各種事業の実施、学校等と連携した次世代の文化芸術活動を支える人材育成のために補助金として交付する必要がある。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>印西市社会教育関係補助金交付要綱第2条別表の規定により、平成27年度決算額574,556円の70%である402,189円を根拠とし、上限額である400,000円を積算している。</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>400,000円交付</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>
	<p>市民文化祭の参加・来場者数は、15年前から5年ごとに平成14年度2,674人、平成19年度3,663人、平成24年度4,055人、平成29年度5,416人と増加を続けており、文化祭のみならず日頃の芸術文化活動により文化芸術に関心を寄せる市民が年々増えている効果の表れと考えられる。</p>
	<p>⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>
<p>市の文化芸術振興に関して芸術文化協会の果たす役割は大きく、今後も補助金交付を継続して文化芸術の振興を図る必要があることから終期は設定していない。</p>	
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>市の文化芸術振興に関しては総合計画及び教育振興基本計画にも記載され、今後健康寿命の延長が見込まれることなどからもますます重要となる施策であり、地域活動・地域コミュニティ活性化のツールの一つのしても役割も大きい。芸術文化協会では文化芸術を鑑賞する機会だけでなく体験する機会を広く市民に対して設けることを重視しており、その役割は年々高まってきていることから今後も減額なく補助金を交付していくべきと考える。</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの</p>	
<p>当該補助金は、市民の誰でも加入することが可能な芸術文化協会に交付されているものであり、その補助対象の事業である市民文化祭等については市民の誰もが参加・鑑賞することができ、公共性・公益性を有していると考えられる。</p>	
<p>担当課の判定</p>	<p><input type="checkbox"/>拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/>現状維持で継続 <input type="checkbox"/>縮小して継続 <input type="checkbox"/>整理統合 <input type="checkbox"/>廃止</p>
<p>判定の理由</p>	<p>当該補助金は、公平性・公益性を有し、住民需要を満たしており、補助金の主な用途となっている市民文化祭は年々参加者が増えている事業であることから住民の支持を得ていると考えられる。補助金を拡大して継続することも検討したが、芸術文化協会の創意工夫により平成21年度から同額ではあるが市民文化祭の規模拡大に成功しており、今後の芸術文化協会の運営努力により効果が拡大していくことを期待したい。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
35	芸術文化協会事業補助金	生涯学習課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化の振興を図ることについては、市民のクオリティを上げるものとして一定の評価ができる。ただ、高額な講師謝金は、受益者が当該団体会員に限られ、市民全体への公益性が欠ける。 ● 芸術文化に関心を寄せる市民は年々増加傾向にあるが、協会の構成人数は減少傾向にあり補助金の公益性及び効果が高いとはいえない。 ● 芸術文化活動の保護と振興を図っている。 ● 芸術文化協会は市民文化祭を主管して一般市民の芸術文化的な発表の場を提供しており、その活動は評価できる。 ● 最大のイベントである市民文化祭について、内容が固定化されており、もっと若者が参加できる内容があっても良いと思う。現状であれば、公益性の点からは参加者が一部層に限られる恐れがある。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術・文化というのは、活動費の負担は一律でないものの、一義的には当該活動を行う関係者の努力と負担が必要である。ただ、中高生など子供たちへの専門的指導は、行政としても多いにかかわっているのではないかとと思う。 ● 市民による芸術文化活動はまちづくりの重要な要素であり、文化祭等事業への補助は一定の必要性がある。 ● 文化芸術に触れる機会の創出や支援をし、文化芸術に関心を寄せる市民を増やしながら、文化の保護と振興を図り、併せて地域活動の活性化にも影響を与えることができる。 ● 芸術文化講座の開催など文化活動のセンターとしての役割を果たしている。 ● 市民の文化芸術に触れる機会を提供する良い場面と思う。内容にやや工夫の余地はあるが、こうした活動や、そこへの補助金制度はある程度、必要である。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化は活動の範囲が広く、単なる趣味の延長に過ぎないものから、芸術家としてプロデューサーを目指す者まで多様である。趣味に関わるものについては、サークル助成として区別し、市としては後者の方に限って助成すべきである。他方、地元につながる伝統的な舞踊などの伝承も重要で、後継者の育成については十分な配慮が必要と思われる。また、補助金以外にも、低廉な費用でコンサートホールやギャラリーを提供するのも助成の一方法であろう。 ● 市民の芸術文化活動への参加やふれる機会を更に増やす方を行政と協会で検討すべきであり、そのためには補助金の拡大も考慮すべきである。 ● 目立つ活動は市民文化祭だけである。主催が教育委員で主管が芸術文化協会であり、主管は主催に委託されているので補助金ではなく委託費である。市民文化祭は、市民自ら主体的に企画し、参加者からは出展費等をいただきながら運営すべきである。文化の保護と振興を図るためには、自ら文化芸術活動を行うだけでなく、後継者を育成し、次世代へ繋げていく使命がある。市民文化を育て地域文化の担い手となる団体にするべきであり、補助金は、市民文化の創造や次世代を支える後継者の育成を体系的にして資格指導者を幅広く登録・再教育し、今後の小・中学校での芸術文化派遣事業にも応えていけるならば現状で継続する意義がある。 ● 多くの市民は一流の芸術を渴望していると思われる。市民にハイレベルの文化芸術を身近に提供できる活動も目指すべきである。 ● 企画運営に新しいアイデアや業者を取り入れることや、様々な年齢層が自由に参加できるイベントとすること、市民文化祭以外の個別イベントも活性化させることなど、将来的に工夫の余地は大きい。
---	---

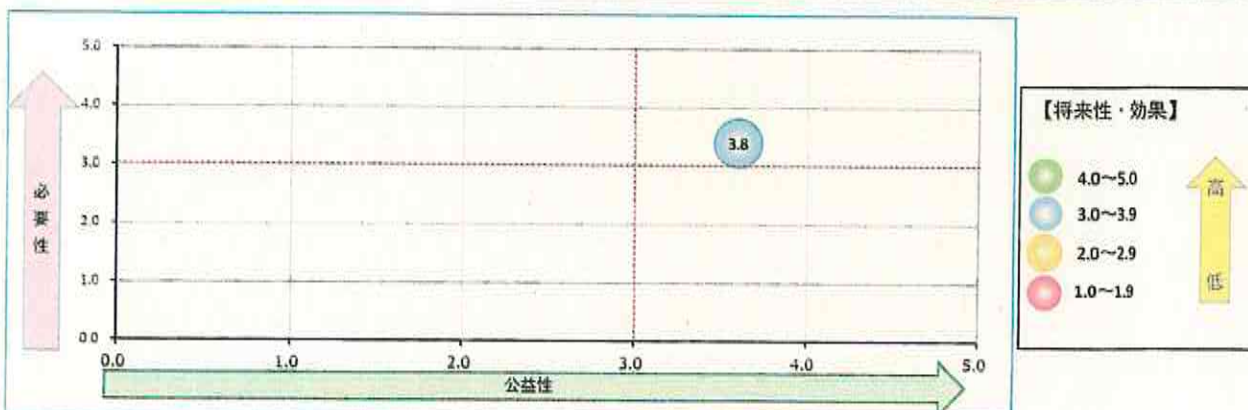
補助金等調書

(2-1)

番号	36	担当課名	教育部教育委員会スポーツ振興課	補助開始年度			
補助金等の名称	体育協会運営事業補助金						
交付要綱等の名称	印西市体育協会運営事業補助金交付要綱						
	終了年限の有無 (無) 有 (平成 年度廃止予定)						
要綱に規定する交付対象者	15団体以上で組織された体育協会						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)		設立年月日	構成人数			
	印西市体育協会 (20団体)		昭和32年5月1日	3,170人			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有 (無) 有の場合は、類似団体数 ())						
	<p>市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)</p> <p>スポーツ基本法において、市民のスポーツ振興を図るため、市民が自主的に参加することができるスポーツ大会、教室等のスポーツ行事を開催することとされており、市に代わり、印西市体育協会がその役割を果たしている。</p> <p>より多くの市民がスポーツに携わることで、体力の向上、健康増進、またはスポーツ競技力の向上に寄与する。</p>						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		5,305,850	5,403,325	5,700,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
		一般財源		5,305,850	5,403,325	5,700,000	
		会費		693,500	656,500	660,000	
		事業収入					
		その他		20	210,016		
		合計		5,999,370	6,269,841	6,360,000	
	歳出	人件費					
		事務費		140,578	18,679	100,000	
		事業費		1,840,569	1,800,940	1,927,000	
		その他		4,018,223	4,450,222	4,333,000	
		合計		5,999,370	6,269,841	6,360,000	
翌年度繰越金							
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ						
	<p>1 体育協会の運営 (補助対象経費の10分の9以内)</p> <p>2 スポーツの指導奨励及び指導者の育成 (補助対象経費の10分の9以内)</p> <p>3 市民大会等スポーツに関する事業 (補助対象経費の10分の9以内)</p> <p>4 千葉県民体育大会への参画 (補助対象経費の額以内の額)</p> <p>5 印旛郡市民体育大会への参画 (補助対象経費の額以内の額)</p> <p>6 県外の大会 (全国大会、関東大会等の大会であって、印西市教育委員会が認めるものに限る) への参画</p>						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市第2次基本計画(平成28~32年度)の基本目標4(教育・文化)、政策2(生涯学習・生涯スポーツ)、施策3「市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実」に該当。 市民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、市民スポーツの振興に寄与する。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	予算額5,500,000円。 ※体育協会の運営・スポーツの指導奨励及び指導者の育成・市民大会等スポーツに関する事業【補助対象経費の10分の9以内】 印旛郡市民体育大会への参画・千葉県民体育大会への参画【補助対象経費の額以内の額】 県外の大会(全国大会、関東大会等の大会であって、印西市教育委員会が認めるものに限る。)への参画【補助対象経費の2分の1以内の額】
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額5,500,000円に対し5,229,103円支出。 ※体育協会の運営・スポーツの指導奨励及び指導者の育成・市民大会等スポーツに関する事業【補助対象経費の10分の9以内】 印旛郡市民体育大会への参画・千葉県民体育大会への参画【補助対象経費の額以内の額】 県外の大会(全国大会、関東大会等の大会であって、印西市教育委員会が認めるものに限る。)への参画【補助対象経費の2分の1以内の額】 県外大会補助 4件に対し174,222円を支出(予算流用で対応)
④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。	
印西市体育協会には20団体、約3,200人が加盟しており、各競技における市民大会やスポーツ教室、講習会等を行っている。 開催については、市広報誌や体育協会ホームページにおいて広く市民に参加を呼びかけている。 スポーツ基本法に規定されているこのようなスポーツ行事の開催は、各競技の底辺の拡大はもとより、市民が気軽にスポーツを楽しむことのできる機会を増やすことで、体力の向上や健康増進、あるいは市民相互の親睦を図ることができる。 また、印旛郡市民体育大会や千葉県民体育大会へ選手を派遣するなど、競技力の向上にも力を入れており、競技スポーツの面においても、非常に重要な役割を果たしている。	
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)	
市民大会やスポーツ教室、講習会等を行い、より多くの市民がスポーツを行う機会が増え、拡充や向上に力を入れていただいているため、継続することとなる。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
平成23年度(合併後)5,000,000円から5,500,000円へ増額 平成30年度5,500,000円から5,700,000円へ増額(県外の大会への参画を追加したため)	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
スポーツ教室、講習会また市民大会を行うことや、印旛郡や千葉県の大会に選手を派遣するなど、より多くの市民がスポーツに携わることで、体力の向上、健康増進、またはスポーツ競技力の向上に寄与する。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	市民大会やスポーツ教室、講習会等を行い、市民が多く参加することによりスポーツの拡充や向上につながっている。また、印旛郡や千葉県の大会にも選手派遣をしていただくなど競技力の向上にも大きな役割をしている。

番号	補助金等の名称	担当課名
36	体育協会運営事業補助金	スポーツ振興課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に体育の振興を図ることは、健康の増進に役立つもので公益にかなうものと思われる。 ● 市民のスポーツ振興、また多くの市民がスポーツに参加する機会を市に代わり計画実施している体育協会への補助は公益性が高い。 ● 市民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、市民スポーツの振興に寄与できている。 ● 体育協会は各種競技大会の開催及びスポーツ教室を開催しており、印西市のスポーツ振興の中核的な役割を果たして来ており、今後も期待される。 ● 手厚い補助制度で、市が市民体育に力を入れていることがわかるが、競技大会など、専門体育の運営以外にも、一般市民の健康増進や体力向上など、身近な体育を入れて公益性を高めるべきである。
--	--

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育協会は、各競技団体の取りまとめをする上で必要だが、近年は体育協会に加盟しないニュースポーツや各競技団体に属しないスクールやクラブチームがでてきており、競技団体の育成ではなく、市民スポーツの振興という原点に立って体育協会の役割を考え直すべきである。 ● 多くの市民がスポーツに携わることにより、体力健康の増進、競技力の向上が図られ補助事業は一定の必要性がある。また、スポーツ振興はまちづくりの重要な要素でもある。 ● スポーツを楽しむ機会を増やすことは体力の向上や健康増進・市民相互の親睦にも有効な手段である。あらゆる年齢層に必要であり、生活に活力をも生み出す。子供達の部活や放課後問題にも協力できる団体である。 ● スポーツ振興を通じて市民の健康増進に貢献しておりその役割は大きいものがある。 ● 近年、スポーツにかかる費用は専門性の高まりもあって高額となっており、文化芸術と並んで市民体育を行政面からある程度、補助していくことは必要である。
---	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育協会は名目的な役員はいるが、実質的な運営についてはスポーツ振興課が行っている。これは、市当局が自らに補助金を出すのと同じになる。他市では、NPO化するところもあることから、少なくとも事務局を体育協会側に移管すべきである。体育協会が体育施設を指定管理できないという指摘もあるが、指定管理と体育協会の独立は、別個の問題として進めるべきである。 ● 体育協会に加入していないスポーツ人口も多いと思われ、より多くの市民が本補助金の恩恵を受けられるよう検討すべきである。 ● 市の施策に対する貢献内容に、市に代わり体育協会がその役割を果たしていると記載があり、自信が伺える。人数・補助金額共に大きく法人化の時期が来ている。現状は競技スポーツが主であり、自主財源と体力向上向けスポーツが弱い。ここを強化していくためには法人化し、幼児からシニアまで多様な要求に応えられる事業内容、指導者の育成や登録制度、市民が利用できる体育・学校施設の全体管理等市と話し合い市民が喜ぶスポーツ振興の総合的で体系的な一元化された事業体とする時期が来ている。少年団の育成やプロスポーツ選手の招聘は入場料を徴収し開催でき、企業の寄付も受領できる。それまでは補助金を現状で継続すべきである。 ● 学校の体育施設の開放は身近なスポーツの場として重要であるが、初心者等に対する指導者がいないのが現状である。今後は体育指導員などの協力を得て学校開放の指導員派遣にも活動を広げるべきである。 ● 単に市民の体力向上、健康増進やスポーツ競技力向上だけでなく、それらを通じて地域振興、地域活性化につなげていくことが重要である。
---	--

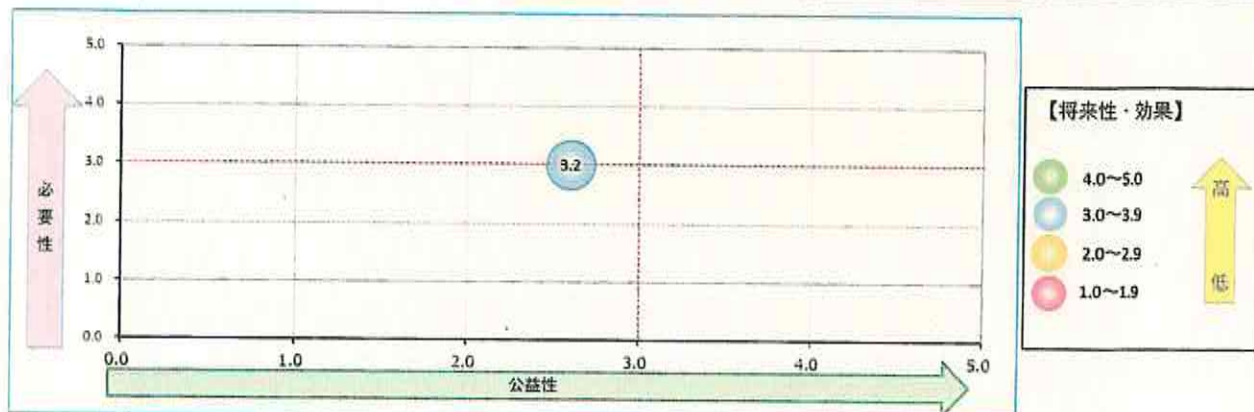
補助金等調書

(2-1)

番号	37	担当課名	スポーツ振興課	補助開始年度	平成17年度	
補助金等の名称	印西市スポーツ少年団運営事業補助金					
交付要綱等の名称	印西市スポーツ少年団運営事業補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)					
要綱に規定する 交付対象者	印西市スポーツ少年団					
団体の運営に関して 補助金を交付し ている場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	印西市スポーツ少年団		平成6年3月26日	531人		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) スポーツ少年団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年の健全育成を図ることを目的としており、大会や交流会の開催、又市外の交流大会等にも参加し、地域における青少年のスポーツ振興の中心的役割を担っている。					
助成団体等の 状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		700,830	915,023	750,000
		内訳	国庫補助金	0	0	0
			県補助金	0	0	0
			その他	0	0	0
			一般財源	700,830	915,023	750,000
		会費	422,400	405,200	402,000	
		事業収入	0	0	0	
		その他	3	77,502	0	
		合計	1,123,233	1,397,725	1,152,000	
	歳出	人件費	0	0	0	
		事務費	34,679	104,585	16,000	
		事業費	1,088,554	1,293,140	1,136,000	
		その他	0	0	0	
		合計	1,123,233	1,397,725	1,152,000	
翌年度繰越金		0	0	0		
補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ					

補助制度の 目的、効果、 公益性	<p>目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)</p>
	<p>① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)</p>
	<p>印西市第2次基本計画(平成28～32年度)の基本目標4(教育・文化)、政策2(生涯学習・生涯スポーツ)、施策3「市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実」に該当。 スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年の心身の健全な育成に資することを目的とするため、その運営を行う印西市スポーツ少年団に対して補助金を交付する。</p>
	<p>② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)</p>
	<p>補助金交付要綱上の補助対象経費の3分の2を補助することとしている。 補助対象経費 976,000円×2/3=650,666円 ⇒ 550,000円(上限額)</p>
	<p>※県外大会補助 県外の大会に参加するときは、大会参加費及び交通費の2分の1の額を補助することとしている。 上記補助とは別枠で上限額の設定なし。 予算計上なし(予算流用で対応)。</p>
	<p>③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)</p>
	<p>予算額550,000円に対し521,386円を支出 支出根拠 決算額1,004,088円-対象外経費21,654円=対象経費982,434円 対象経費982,434円×2/3=654,956⇒550,000円(上限額) 対象経費982,434円-その他収入461,048(会費等482,702円-対象外経費充当分21,654円)=521,386円</p> <p>※県外大会補助 4件に対し393,637円を支出(予算流用で対応) 支出根拠 対象経費787,275円×1/2=393,637.5円⇒393,637円</p>
	<p>④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。</p>
	<p>9競技、22団体、409人の団員と123人の指導者が登録されている。補助金の交付により、交流会の開催や市外における交流大会等への参加、指導者の資格取得等が促進され、地域における青少年のスポーツ振興が図られている。</p>
<p>⑤ 補助金交付の終期の目的がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)</p>	
<p>補助金交付要綱については、3年で失効する規定があるが、制定(平成17年)以降、4回継続している。スポーツ少年団は団体数、団員数が減少傾向にあり、財政的自立は難しく、継続して補助金を交付し、運営を補助する必要がある。</p>	
<p>⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。</p>	
<p>平成28年度から県外大会に参加する場合の補助を追加 対象経費:大会に参加登録されるものの参加費及び交通費 補助率:2分の1(上限額の設定なし) 補助事業については今後も継続していく必要があると考えているが、これまでの指導者の資質向上や団、団員の交流促進、団員の体力、技術力等の向上に加え、新規単位団、団員の加入を促進するような取り組みについても強化するよう促していきたいと考えている。</p>	
<p>⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)</p>	
<p>市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの</p>	
<p>補助金の交付団体であるスポーツ少年団は、3歳以上20歳未満の者を対象としており、スポーツ活動を通して心身の健全な育成に資することを目的としている。</p>	
担当課の判定	<p><input type="checkbox"/>拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/>現状維持で継続 <input type="checkbox"/>縮小して継続 <input type="checkbox"/>整理統合 <input type="checkbox"/>廃止</p>
判定の理由	<p>スポーツ少年団の活動は、市のスポーツ振興及び青少年の健全育成に重要な役割を担っているものであるが、当該団体は、加盟団体数、団員数が減少傾向にあり、財政的自立は難しく、継続して補助金を交付し、運営を補助する必要があるため。</p>

番号	補助金等の名称	担当課名
37	スポーツ少年団運営事業補助金	スポーツ振興課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について</p> <p><効果の範囲及び効果の期待について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ少年団は、地域の少年スポーツの振興を図るもので、心身ともに健康な子供を育てるもので広く公益性が高い。 ● 加盟団体数、団員数が減少傾向にあり補助事業の公益性また効果の範囲が低い。 ● スポーツ活動を通して青少年健全育成・スポーツ振興に大いに貢献しているといえる。 ● スポーツを通じた青少年の健全育成は重要であるが、スポーツ少年団はその中核的な役割を果たしてきた。 ● 地域における青少年のスポーツ振興は大事だが、公益性という観点では、何らかの工夫でそれを地域振興につなげていく必要がある。
--	---

<p>必要性について</p> <p><必要性及び目的の重要度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ少年団の制度は、昭和の東京オリンピックの直後から、次世代のスポーツ選手等を育成する裾野として急速に広がった。その当時は、部活のある中学生とは違い、地域にクラブチームもない状況では、スポーツ少年団が貴重な受け皿であった。しかしながら、近年各種スポーツクラブが地域に創設され、むしろ専門性は、クラブチーム方が上回っており、スポーツ少年団の必要性は当時よりも下回っている。 ● スポーツを通じ、青少年の健全育成を図る点から、当該団体への補助は重要性があるが必要性についてはやや低い。 ● 青少年の健全育成に、スポーツ活動の果たす役割は大きい。スポーツ少年団を支えられる時代に合った指導者の育成も併せて重要である。 ● 多くのボランティアにより、支えられているスポーツ少年団の活動は今後も必要である。 ● 少年団の団体・会員数が減少しており、学校のクラブ活動を代替するものとも考えることも難しい。ただし、青少年のスポーツ活動を行政面から支援することの必要性は十分、考えられる。
---	--

<p>将来性を踏まえた今後のあり方</p> <p><将来性及び目的達成度について></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ少年団では、母体組織（父母会）をつくり、団の活動を支援することになっているが、近年父母の共稼ぎなどで母体で活動することが難しい家庭が増え、このため子供がクラブチームに流れる傾向がある。スポーツ少年団と地域のクラブチームが共存することになり、補助金で区別する理由がない。むしろ金銭で助成をするのではなく、低廉な費用で練習や試合のための施設を提供することも重要であろう。 ● 青少年のスポーツ活動は年々その選択肢が増えており、団員数が減少傾向ということから当該団体及び補助金のあり方について検討すべきである。 ● 少年団加入者が減少しているのは、少子化だけの問題ではない。年々スポーツ種目数が多くなっているが少年団は9競技である。少年団にない多彩な種目を擁する商業クラブへの加入や更なる指導者を求めての移動もあり子供達の選択は様々である。働き方改革により先生方の放課後や部活動への係り方もまだ不透明である。青少年へのスポーツ振興策は重要であり、また優れた指導者を求めていることも事実である。子供を取り巻く環境が変化し続ける中スポーツ少年団の在り方を、もう一度整理し魅力あるものとする必要がある。補助金は現状を維持し継続すべきである。 ● 少年団で活動するボランティアの負担軽減を図るべきである。また、時代の要請にあったスポーツ少年団の組織の在り方も検討すべきである。 ● スポーツイベントに対する親や周囲の負担を軽減する工夫や、イベントそのものをもっと、気軽に参加できる方法など、工夫していく努力が必要と思う。
---	---

補助金等調書

(2-1)

番号	38	担当課名	スポーツ振興課	補助開始年度	平成23年度		
補助金等の名称		スポーツ行事補助金					
交付要綱等の名称		印西市スポーツ行事補助金					
		終了年限の有無 (無・ 有 (平成31年度廃止予定))					
要綱に規定する交付対象者		(1) 市又は教育委員会が共催する行事を行う団体 (2) その他市長が特に認めた行事を行う団体					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	千葉県印西市ラグビーまつり実行委員会		平成3年4月1日	10人			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) プロスポーツを市民が自主開催する等により、市民の地域に対する意識の高揚を図り、地域の活性化及び「みるスポーツ」としてのスポーツ振興に寄与している。 ※平成23年度～						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		300,000	300,000	300,000	
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		300,000	300,000	300,000
		会費					
		事業収入					
		その他		253,637	291,223	300,000	
		合計		553,637	591,223	600,000	
	歳出	人件費					
		事務費		47,252	60,922	62,000	
		事業費		506,385	530,301	538,000	
		その他					
		合計		553,637	591,223	600,000	
翌年度繰越金		0	0				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ 幅広いスポーツ競技のイベント等を実施することで、「するスポーツ」「みるスポーツ」の推進と、市のスポーツ振興の向上と活性化を図るために、スポーツイベント等を開催する団体に対し、補助金を交付するもの。					

補助金等調書

(2-1)

番号	38	担当課名	スポーツ振興課	補助開始年度	平成26年度		
補助金等の名称	スポーツ行事補助金						
交付要綱等の名称	印西市スポーツ行事補助金						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> 有) (平成29年度廃止)						
要綱に規定する交付対象者	(1) 市又は教育委員会が共催する行事を行う団体 (2) その他市長が特に認めた行事を行う団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数			
	印旛ポールヴォールトアカデミー		平成22年4月1日	人			
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) プロスポーツを市民が自主開催する等により、市民の地域に対する意識の高揚を図り、地域の活性化及び「みるスポーツ」としてのスポーツ振興に寄与している。 ※補助金交付年数 3年 (平成26年度～28年度)						
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額		
	歳入	市補助金		220,000			
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源		220,000		
		会費		129,800			
		事業収入					
		その他					
		合計		349,800			
	歳出	人件費					
		事務費		197,959			
		事業費		145,387			
		その他					
		合計		343,346			
翌年度繰越金			0				
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 幅広いスポーツ競技のイベント等を実施することで、「するスポーツ」「みるスポーツ」の推進と、市のスポーツ振興の向上と活性化を図るために、スポーツイベント等を開催する団体に対し、補助金を交付するもの。						

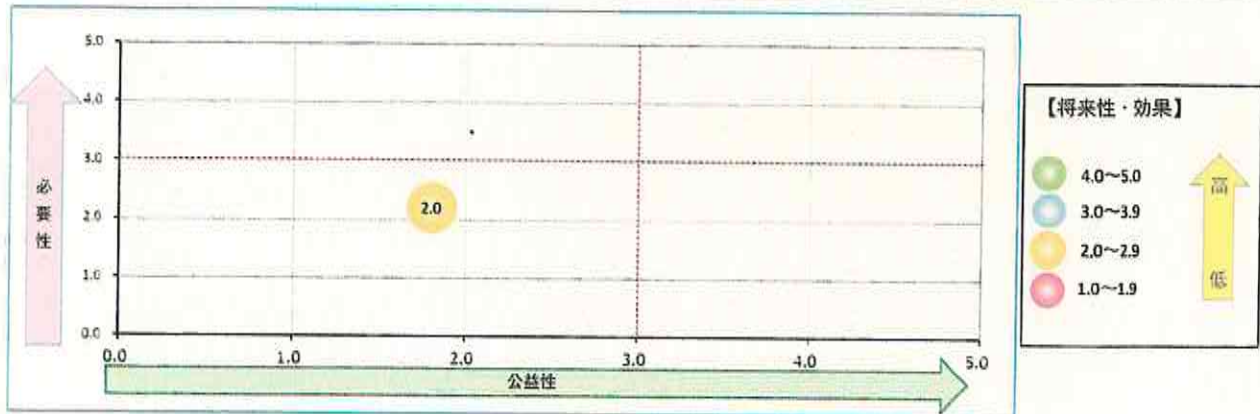
補助金等調書

(2-1)

番号	38	担当課名	スポーツ振興課	補助開始年度	平成24年度		
補助金等の名称	スポーツ行事補助金						
交付要綱等の名称	印西市スポーツ行事補助金						
	終了年限の有無 (無・ <input checked="" type="radio"/> 有) (平成29年度廃止)						
要綱に規定する交付対象者	(1) 市又は教育委員会が共催する行事を行う団体 (2) その他市長が特に認めた行事を行う団体						
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別業とする。)	設立年月日	構成人数				
	六軒相撲実行委員会	平成24年度	人				
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 有の場合は、類似団体数 ()						
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 次世代を担う子供たちの健全な育成と成長を願い、また、第24第横綱「鳳谷五郎関」の生誕地である六軒町内会の活性化及び、街おこしの一助となるような六軒相撲大会を開催するもの。 ※補助金等交付年数 5年(平成24年度～28年度)						
助成団体等の状況	区分	平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額			
	歳入	市補助金	148,089				
		内訳	国庫補助金				
			県補助金				
			その他				
			一般財源	148,089			
		会費	50,000				
		事業収入					
		その他	24,045				
		合計	222,134				
	歳出	人件費					
		事務費	34,566				
		事業費	187,568				
		その他					
		合計	222,134				
	翌年度繰越金	0					
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ <input checked="" type="radio"/> 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 幅広いスポーツ競技のイベント等を実施することで、「するスポーツ」「みるスポーツ」の推進と、市のスポーツ振興の向上と活性化を図るために、スポーツイベント等を開催する団体に対し、補助金を交付するもの。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	生涯スポーツ振興事業の一貫として、迫力あるトップアスリートを招聘し、生で試合を視戦することで、市民のスポーツへの関心を高められる。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	補助金交付要綱上補助対象経費の3分の2を補助する。 補助対象経費500,000円×2/3=333,333円 ⇒査定により、予算300,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	予算額500,000円に対し、300,000円を支出。 支出根拠 補助対象経費 591,223円×2/3=300,000円 ⇒スポーツ行事補助金予算のうちラグビーまつりの限度額が300,000円のため。
④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。	
プロスポーツを市民が自主開催する等により、市民の地域に対する意識の高揚を図り、地域の活性化及び「みるスポーツ」としてのスポーツ振興に寄与している。	
⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)	
補助金交付の終期は平成32年3月31日まで。生涯スポーツ振興の一貫として、当該事業は、市民の地域に対する意識の高揚を図り、地域の活性化及び「みるスポーツ」としてのスポーツ振興に寄与しているため。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
ラグビーまつりの予算は、平成23年度500,000円、24年度予算額400,000円、平成25年度300,000円へと予算を減額している。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
市民の教育、文化、スポーツ振興に寄与するもの	
過去においては、六軒相撲、バスケットボール、室内棒高跳びの団体に交付しており、新たな事業に対して特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金の性質を有している。	
担当課の判定	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 整理統合 <input type="checkbox"/> 廃止
判定の理由	現在、一般参加者が存在せず、参加料の徴収ができない。また、観客から料金徴収を行うにしても、入場者数の減少が見込まれ、ラグビーフットボール競技の普及発展に努め、地域スポーツ振興の目的が図れなくなるため、現状維持での継続判断とした。

番号	補助金等の名称	担当課名
38	スポーツ行事補助金	スポーツ振興課



《 補助金等評価委員の意見 》

<p>公益性について ＜効果の範囲及び効果の期待について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● トップレベルの競技者のプレーを見ることについては、選手がその競技を目指すうえで一定の効果があることは否定しがたい。しかしながら、東京から遠い山間僻地ならともかく、都心まで1時間の印西市においては、見ようと思えば簡単にアクセスできる距離にあり、「見るスポーツ」の公益性があるとは思われない。 ● 毎年多くの市民が観客としてイベントに参加しており本補助金は一定の公益性、効果がある。 ● 生涯スポーツ振興の一環として、トップアスリートの試合等を市民が観戦することによりスポーツへの関心が高まりスポーツ振興に役立つ。 ● 見るスポーツもスポーツ振興のために必要なことは理解できるが、市民全体にどれだけ広く浸透しているかは疑問である。 ● ラグビーまつりは有名であるが、ラグビーに興味を持つ市民がどれほどかは疑問である。より多くの市民が興味を持つプロスポーツを招へいするなど、スポーツの種類を公益性の観点から選ぶ必要がある。
---------------------------------------	--

<p>必要性について ＜必要性及び目的の重要度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印西市ラグビーまつりにおいては、他のスポーツでも希望すればいいということになるが、なぜラグビーなのか理解しにくい。 ● スポーツイベントを市民が自主開催し多くの観客が集まることから、地域活性化にもつながり本補助金は一定の必要性、重要度がある。 ● トップアスリートや試合を見て、本物の持つ迫力、技術や鍛え抜かれ体型等にも圧倒され、大きな感動を受け、関心も深まる。 ● 地域の活性化のためにも大きなスポーツイベント開催の必要性は認められるが、多くの市民に親しまれる種目であるかどうかは検討が必要である。 ● プロスポーツを観戦する機会はあまり多くなく、その迫力を身近に観戦することを通じて、市民のスポーツ振興に資するものであれば、行政の補助も役に立つ。
--------------------------------------	---

<p>将来性を踏まえた今後のあり方 ＜将来性及び目的達成度について＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ラグビーまつりは、平成3年から営々と続けられているが、長く続けることをもって定着したということとはできない。むしろ必要なのは、この間に市内のラグビー人口がどれだけ増えたのか、ラグビーチームがどれだけ市民スポーツに定着したかという、目的達成の部分が問われるべきである。一部の印西市出身の高校生が花園で活躍したとしてもそれをもって成果といえることはできない。他のスポーツでも印西市出身で活躍する選手がいるからである。印西市にラグビーを広げる地道な努力なしに見るスポーツを続けても意味がないように思われる。 ● 当該行事はプロスポーツイベントでもあり、補助金に加え観客から入場料を徴収する方策を検討すべきである、また長年継続しており本市のPRや観光にもつながるイベントになるよう研究すべきである。 ● プロスポーツを市民が自主開催するには限度がある。毎年同じ種目では年々観客動員数も減少する・天候だけのせいではない。 ● 他の種目に変更し入場料を徴収してみるのも一方法である。プロスポーツにこだわらず、種々の競技大会の開催を招聘すべきである。招聘には事前に用意周到な準備や戦略が必要である。みるスポーツにこだわらずスポーツ振興という大きな視点で組み立てたほうが良い。本補助金は2019年ラグビーワールドカップまでは現状維持としその後は縮小すべきである。 ● 広く市民に親しまれるスポーツイベントが期待されるが、集客力のあるプロのスポーツイベントを呼び込むにはこの補助金の制度では不十分であると思われる。 ● 興行ではないことは理解できるが、プロスポーツを市民が自主企画するなかで、ある程度の観戦料の徴収と選手への謝礼など、必要ではないか。
--	---